

平成25年度

包括外部監査結果報告書

「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」

岡山市包括外部監査人

青木 靖英

目 次

第 1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	4
(3) 主な監査手続	5
5. 包括外部監査の実施期間	5
6. 包括外部監査人を補助した者	5
7. 利害関係	5
第 2. 市の財政状況	6
第 3. 監査対象とした補助金等の概要	9
1. 補助金等の内容	9
(1) 補助金等の定義	9
(2) 監査の対象とした補助金等の内容	9
2. 市が執行する補助金等の概要	10
(1) 補助金等の推移	10
(2) 市における補助金等に関する見直しの取組状況	11
3. 補助金等の管理規定の概要	14

第4. 監査の指摘及び意見	17
1. 補助金について	17
(1) 共通論点	17
[意見1] 実績報告書等について実地調査により検証を行うことが望ましい	17
(2) 個別論点	19
<u>安全・安心ネットワーク推進室</u>	
◆岡山市住民自治組織補助金	19
[指摘1] 当該補助金の支出内容とその効果を厳しく精査し、不必要な支出とならないように指導すべきである	20
◆学区・地区連合町内会補助金	22
[指摘2] 補助金額の減額や必要性を学区・地区ごとに検討すべきである	25
◆岡山市区づくり推進事業補助金	25
[意見2] 活用しやすい補助金となるよう制度を見直すことが望ましい	26
<u>市民局スポーツ振興課</u>	
◆岡山市体育協会補助金	29
[指摘3] 要綱で補助対象経費を明確化した上で、支出の妥当性を検証すべきである	30
[意見1] に該当する	30
◆岡山市競技力向上事業補助金	31
[意見1] に該当する	32
[意見3] 補助対象事業者の範囲を広げることが望ましい	32
<u>市民局国際課</u>	
◆岡山市国際交流協議会補助金	33
[意見4] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい	35
[意見5] 公募方式の検討をすることが望ましい	35
<u>市民局人権推進課</u>	
◆人権擁護委員協議会補助金	36

[指摘 4] 実績報告書をより精緻に検証し、指導すべきである	37
[指摘 5] 啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量であることを確認し、指導監督すべきである	38
[指摘 6] 他市町村から受領する助成金も考慮して、市の補助金額を決定すべきである	39
[意見 6] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい	41
◆人権施策補助金（人権啓発活動補助金）	42
[指摘 7] 効率的な補助金の使用について、積極的に指導すべきである	43
[意見 7] 謝金等の人件費に対する所得税の源泉徴収義務の指導等を行うことが望ましい	46

保健福祉局福祉援護課

◆南ふれあいセンター経由バス路線補助金及び北ふれあいセンター経由バス路線補助金...	47
[意見 8] バスの利用者数の増大に向けて改善策を検討することが望ましい	49
◆民生委員活動費補助金及び地区民生委員協議会補助金	50
[意見 9] 実支給額と補助金要綱の基準を一致させることが望ましい	52
[意見 10] 補助金の目的や対象経費をより明確にするよう指導することが望ましい	53
◆ふれあい公社運営費補助金	54
[意見 1] に該当する	55
◆社会福祉協議会活動費補助金	56
[意見 1] に該当する	57
◆日常生活自立支援事業補助金	58
[意見 1] に該当する	59

保健福祉局生活保護・自立支援課

◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金	60
[意見 11] 貸付制度に関するPRを行うことが望ましい	61

保健福祉局高齢者福祉課

◆岡山市シルバー人材センター運営費補助金及び高齢者活用生活援助サービス事業費補助金	62
[指摘 8] 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の財源について説明責任を果たすべきである	66

[意見 1] に該当する	68
◆岡山市老人クラブ補助金	69
[意見 1] に該当する	70
[意見 12] 老人クラブの実態を把握することが望まれる	70
<u>保健福祉局医療助成課</u>	
◆岡山市福祉医療事務補助金	71
[指摘 9] 要綱上、実績報告を必要とする旨を明記すべきである	73
[意見 13] 支給可否を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい	73
<u>保健福祉局障害福祉課</u>	
◆地域生活支援事業費補助金（福祉ホーム）	75
[指摘 10] 実際の支給方法と補助金要綱とを一致させるべきである	76
<u>保健福祉局保健管理課</u>	
◆岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金	77
[指摘 11] 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである	78
[指摘 12] 公衆浴場の経営実態を踏まえた補助制度とすべきである	79
[意見 14] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい	80
◆岡山市愛育委員協議会補助金	81
[意見 15] 各地区、学区の収支計算書を入手し、実地調査等による検証の仕組みの構築が望まれる	82
<u>岡山っ子育成局こども企画総務課</u>	
◆児童クラブ補助金	83
[指摘 13] 児童クラブのサービス水準に公平性を担保すべきである	85
[意見 16] 「心豊かな岡山っ子育成プラン」の目標値を適宜見直すことが望ましい	86
◆岡山市青少年育成協議会補助金、青少年健全育成地域教育懇談会補助金	87
[指摘 14] 補助金額の根拠を要綱上明確にすべきである	90
[意見 17] 補助対象経費を要綱上明記することが望ましい	91

岡山っ子育成局保育園・幼稚園課

◆幼児教育センター補助金.....	92
[指摘 15] 補助金額の算定根拠が合理的でない.....	95
[意見 1] に該当する.....	96
[意見 18] 補助金の必要性について検討することが望ましい.....	96
◆私立幼稚園就園奨励費補助金.....	97
[意見 19] 補助金の充当方法を検討することが望ましい.....	98
◆私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、時間延長保育事業補助金、 休日保育事業補助金.....	99
[意見 20] 補助対象経費を要綱上明確にすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・休日保育）	109
[意見 21] 補助対象経費の根拠資料をチェックすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・時間 延長保育・休日保育）.....	109
◆登録保育施設補助金.....	111
[意見 22] 納品事実・使用状況を確認することが望ましい.....	114

環境局環境保全課

◆住宅用太陽光発電システム設置等補助金.....	115
[指摘 16] 稼働実績報告の入手を徹底すべきである.....	116
[意見 23] 終期設定を行うことが望ましい.....	117

経済局産業振興・雇用推進課

◆勤労者福祉事業費補助金.....	118
[指摘 17] 剰余金の取り扱いについて返還を含めて検討すべきである.....	119
[指摘 18] 中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥 当性について検討すべきである.....	120
◆岡山貿易情報センター補助金.....	121
[意見 24] 補助金の実績報告に関する明確なルールを今後必要に応じ定めるべきである.....	122
◆岡山市企業立地促進奨励金.....	123
[指摘 19] 申請の実務実態と合致する要綱とすべきである.....	124

経済局農林水産課

- ◆有害獣捕獲補助金..... 125
 - [意見 25] 補助金の効果測定をすることが望ましい..... 126

経済局農村整備課

- ◆岡山市土地改良区事務費等補助金 127
 - [意見 26] 平成 22 年度に行った補助制度の改善は継続することが望ましい..... 129
 - [意見 27] 補助金額の妥当性を検討することが望ましい..... 129
- ◆岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金 131
 - [意見 28] 補助金の目的を果たせるようにすることが望ましい..... 132

都市整備局都市計画課

- ◆土地開発公社利子補給金..... 133
 - [指摘 20] 公社が先行取得している土地の買戻しを実現し、早急に利子補給を縮減していくべきである..... 134

都市整備局街路交通課

- ◆井原鉄道基盤設備維持費補助金 135
 - [指摘 21] 補助金の必要性について検討すべきである..... 137

教育委員会保健体育課

- ◆岡山市小学校体育連盟助成金..... 138
 - [指摘 22] 助成金金額を見直す必要がある..... 140
 - [意見 1] に該当する..... 140
- ◆岡山市中学校体育連盟助成金..... 141
 - [指摘 23] 助成金金額を見直す必要がある..... 143
 - [意見 1] に該当する..... 143
- ◆中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金 144
 - [意見 1] に該当する..... 145

教育委員会生涯学習課

◆豊かで潤いのある町づくり活動補助金	146
[意見 1] に該当する	147
[意見 29] 公募方式の検討をすることが望ましい	147

教育委員会文化財課

◆指定文化財等の保存事業補助金	148
[指摘 24] 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の支給とすべきである	149

2. 負担金について

150

(1) 共通論点	150
[意見 30] 事後検証の仕組みを構築することが望ましい	150

(2) 個別論点	151
----------------	-----

政策局政策企画課

◆岡山市市長会負担金	151
[指摘 25] 岡山市市長会の負担金の定期的な見直しについて検討すべきである	153

市民局文化振興課

◆おかやま国際音楽祭開催負担金	154
[指摘 26] 具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである	156
◆岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金	157
[意見 30] に該当する	158
[意見 31] 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい	158
◆岡山市文学賞負担金	159
[意見 32] 負担金拠出について企業協賛・後援を募集することが望ましい	161
[意見 33] 応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい	161
◆マーチング・イン・オカヤマ開催負担金	162
[意見 30] に該当する	163
[意見 34] 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい	164
[意見 35] 企業協賛を増やし市の負担を軽減できるように企業協賛を拡大することが望ましい	164

市民局岡山シティミュージアム

◆企画展共催負担金.....	165
[意見 36] 常設展相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい.....	166

経済局観光コンベンション推進課

◆公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金.....	167
[意見 30] に該当する.....	169
◆おかやま桃太郎まつり開催事業負担金.....	171
[意見 30] に該当する.....	173
◆おかやま城下町物語実行委員会負担金.....	175
[意見 30] に該当する.....	177

教育委員会指導課

◆岡山県小学校教育研究会負担金、岡山県中学校教育研究会負担金、岡山県高等学校教育研究会負担金.....	179
[意見 30] に該当する.....	181

3. 交付金について.....	182
(1) 共通論点.....	182
(2) 個別論点.....	182

消防局消防企画総務課

◆岡山市消防団運営交付金.....	182
[指摘 27] 交付対象経費として不適当なものは控えるべきである.....	183
[指摘 28] 交付対象経費の妥当性を判断する情報を記載するよう指導すべきである.....	183

第 5. 総括意見..... 184

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」監査の対象とした。

(2) 包括外部監査対象期間

平成 24 年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 25 年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

補助金等は、平成 24 年度予算で、一般会計で 308 億円計上しており、重要な歳出項目である。地方自治法第 232 条の 2 には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、補助金等は、地方自治体が、施策との関連で有効であり、補助者対象者側の財政的な必要性がある場合、市財政を総合的に勘案して、支出できるものと考えられる。

一方で、補助金等は、地方自治体へ支出に対する反対給付を伴わない側面もある。このような点から、各補助金等は、地方自治体の施策との関係やその効果・必要性について、絶えず検証していくべき性格のものと考えられる。

以上から、補助金等の執行状況に関する管理について監査の対象とした。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

地方公営企業を除く、以下の一般会計で所管している部署を監査の対象機関としている。

市の機関		指 摘	意 見
局相当組織・室相当組織	課相当組織		
政策局	政策企画課	○	
	事業政策課		
	秘書課		
	広報課		
	東京事務所		
行政改革推進室	—		
安全・安心ネットワーク推進室	—	○	○
ESD 世界会議推進局	—		
総務局	総務企画課		
	政策法務課		
	文書管理公開課		
	人事課		
	給与課		
	情報企画課		
	情報システム課		
財政局	財政課		
	財産管理課		
	監理課		
	契約課		
	工事検査課		
	税制課		
	課税管理課		
	収納課		
	料金課		
市民局	区政推進課		
	生活安全課		
	文化振興課	○	○
	岡山シティミュージアム		○
	スポーツ振興課	○	○
	国際課		○
	人権推進課	○	○
	男女共同参画課		
北区役所	総務・地域振興課		
中区役所	総務・地域振興課		
東区役所	総務・地域振興課		
南区役所	総務・地域振興課		
保健福祉局	保健福祉企画総務課		

市の機関		指 摘	意 見
局相当組織・室相当組織	課相当組織		
	新病院・保健福祉政策推進課		
	福祉援護課		○
	生活保護・自立支援課		○
	高齢者福祉課	○	○
	介護保険課		
	国保年金課		
	医療助成課	○	○
	障害福祉課	○	
	障害者更生相談所		
	保健管理課	○	○
岡山っ子育成局	こども企画総務課	○	○
	こども福祉課		
	保育園・幼稚園課	○	○
	こども総合相談所		
	発達障害者支援センター		
環境局	環境企画総務課		
	環境保全課	○	○
	産業廃棄物対策課		
	環境事業課		
	環境施設課		
経済局	経済企画総務課		
	産業振興・雇用推進課	○	○
	観光コンベンション推進課		○
	農林水産課		○
	農村整備課		○
都市整備局	都市企画総務課		
	都市計画課	○	
	街路交通課	○	
	市街地整備課		
	庭園都市推進課		
	道路計画課		
	道路管理課		
	河川港湾課		
	建築指導課		
	開発指導課		
	公共建築課		
住宅課			
会計管理室	会計課		
消防局	消防企画総務課	○	
	危機管理課		
議会事務局	総務課		
選挙管理委員会事務局	—		
人事委員会事務局	—		
第一農業委員会事務局	—		
教育委員会事務局	教育企画総務課		

市の機関		指 摘	意 見
局相当組織・室相当組織	課相当組織		
	人事財務課		
	学校施設課		
	学事課		
	就学課		
	指導課		○
	教育研究研修センター		
	保健体育課	○	○
	生涯学習課		○
	中央図書館		
	中央公民館		
	文化財課	○	
	オリエント美術館		
養護老人ホーム 岡山市友楽園			
養護老人ホーム 岡山市玉松園 (※)			

(※) 養護老人ホーム 岡山市玉松園は、平成 25 年 4 月 1 日に社会福祉法人恩賜財団
済生会に事業譲渡された。

(2) 監査要点

- ①補助金及び負担金等に係る申請、決定、交付等の事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているか。
- ②補助金及び負担金等の対象は公益性の観点から適正であるか。
- ③補助金及び負担金等の対象団体（事業）からの実績報告のモニタリングは適切であるか。
- ④補助金及び負担金等の対象団体（事業）への指導・監督は適切か。
- ⑤補助金及び負担金等の検証（効果測定）やフィードバック、見直しは適切か。

(3) 主な監査手続

①調査票の照会

補助金及び負担金等を所管する部署に対して監査人が作成した調査票とその関連資料の記載及び提出を求め、それらを通読し、問題点の有無を検討した。

②所管課へのヒアリング・資料閲覧

調査票の照会結果をもとに、対象とした補助金及び負担金等を所管する部署に対して、さらに詳細な関連資料の提出を求め、それらを閲覧した。その結果をもとにヒアリングを実施し、論点の整理、課題の特定を図った。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 25 年 4 月 26 日 至 平成 26 年 3 月 28 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	堀 重樹、奥田講平、菊池健太郎、黄 壽容、廣瀬遥香 大下俊樹、藤本真也、花光 昇
弁護士	松島幸三

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 市の財政状況

1. 普通会計決算収支状況等の過去5年の推移

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入	2,299	2,518	2,610	2,644	2,622
うち市税収入	1,134	1,085	1,087	1,091	1,080
うち臨時財政対策債	48	69	159	175	190
うち地方交付税	286	333	349	319	305
歳出	2,251	2,457	2,503	2,555	2,559
うち義務的経費	1,311	1,345	1,450	1,478	1,477
公債費	386	382	376	372	371
扶助費	449	506	625	660	668
人件費	475	456	448	445	438
借金総額	3,744	3,559	3,500	3,606	3,591
市債残高	2,981	2,854	2,792	2,776	2,760
債務負担行為残高	763	705	708	829	831
経常収支比率 (%)	93.6	90.5	86.1	87.4	88.2
起債制限比率 (%)	16.5	15.9	15.3	14.3	13.6
実質公債費比率 (%)	17.6	17.0	15.9	14.8	13.5

普通会計……………一般会計と特別会計のうち、(1) 地方財政法施行令37条に掲げる事業に係る公営企業会計、(2) 収益事業会計、農業共済事業会計等の事業会計、(3) 上記(1)及び(2)の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計、に含まれない特別会計を合算した会計区分をいう。

臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

地方交付税……………国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

義務的経費……地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、きわめて硬直性の強い経費である。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の 6 費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属し、その中でも人件費、扶助費、公債費の 3 つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

経常収支比率……人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示す指標であり、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率としても使われる。

起債制限比率……公債費の負担状況を表す指標の 1 つであり、地方税や普通地方交付税など使途が特定されず毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の過去 3 年間の平均値として求める。

実質公債費比率…公債費に公営企業に対する繰出金、一部事務組合等への負担金や債務負担行為などのうち公債費に準ずるものを加味した指標で、実質的な債務の返済の割合のことをいう。

歳入全体は、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、主に国庫支出金の増加により 218 億円増加、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、主に地方債発行により 91 億円増加、平成 22 年度以降はほぼ横ばいに推移している。市税収入は、平成 21 年度の 1,085 億円から、平成 24 年度まではほぼ横ばいで推移している。地方交付税は、平成 21 年度は、政令指定都市移行により権限移譲された土木・福祉事業の業務量が著しく増加したことに伴う増額並びに国の経済雇用対策などの施策により臨時財政対策債と合わせて 67 億円増加し、

平成 22 年度は、厳しい経済情勢から地方税収の大きな落ち込みや地方の自主財源の充実・強化施策により臨時財政対策債と合わせて 106 億円増加している。平成 23 年度以降は、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の増額や東日本大震災の応援経費等による特別交付税の増加など市の交付税総額は前年度と同じレベルで推移している。

歳出全体は、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、主に補助金等金額の増加により 205 億円増加、平成 21 年度以降はほぼ横ばいで推移している。義務的経費のうち、人件費は、平成 20 年度、平成 21 年度は職員採用凍結により人件費を抑制したことにより減少していたが、平成 23 年度に職員採用中期計画を策定し、人件費総額の抑制に取り組んできた。扶助費は、平成 21 年度の政令指定都市移行に伴う業務増や平成 22 年度の児童手当の制度改正等により、平成 24 年度は平成 20 年度に比べて 1.48 倍と大幅に増加している。公債費は、借入の抑制等により微減し、借金残高については、行革努力もあり着実にその額は減少している。

経常収支比率は、平成 24 年度は平成 23 年度と比較して、固定資産税評価額見直しによる固定資産税の減少、生活保護費や障害者自立支援関係経費の増加により、0.8 ポイント悪化している。

起債制限比率は平成 23 年度と比較して、平成 24 年度は、0.7 ポイント改善している。

実質公債費率は、平成 24 年度は、1.3 ポイント改善している。平成 20 年度から市債発行に国の許可が必要となる 18%（下限）を下回っている。

平成 20 年度から平成 24 年度にかけて経常収支比率は、86.1%から 93.6%の間で推移、実質公債費比率は、13.5%から 17.6%の間で推移しており、依然として市の財政状態は厳しい状態であると考えらる。

第3. 監査対象とした補助金等の概要

1. 補助金等の内容

(1) 補助金等の定義

補助金等の一般的な定義は以下のとおりである。

補助金等とは市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう（岡山市補助金等交付規則第2条（1））。	
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために市が公益上必要であると認めた場合に対価なくして給付するもので、助成金、奨励金、補給金という名称を使うこともある。
負担金	法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を拠出するもの、又は任意に各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体で取り決められた費用を拠出するものである。また、研修や会議に出席する際の会費も当該科目から拠出する。
交付金	法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合に、その報償として交付するものをいう。

(2) 監査の対象とした補助金等の内容

今回の監査の対象となる平成24年度の市の補助金等（特別会計を除いた一般会計のうち地方公営企業等に対するものを除く）の内訳は以下のとおりである。

（単位：上段：百万円、下段：件）

	補助金	負担金	交付金	合計
予算金額	5,414	10,592	2,646	18,654
(件数)	(234)	(685)	(11)	(930)

ここで市から「財務会計システム」から「負担金補助及び交付金」を抽出し、以下の補助金等を調査の対象とした。

< 調査の対象とした補助金等の概要 >

(単位：上段：百万円、下段：件数)

	補助金	負担金	交付金	合計
5 百万円以上の 案件	5,210 (77)	10,352 (61)	2,641 (7)	18,205 (145)
5 百万円未満の 案件	58 (21)	50 (19)	- (-)	109 (40)
合計	5,269 (98)	10,403 (80)	2,641 (7)	18,314 (185)

平成 24 年度の当初予算金額が 5 百万円以上の案件については全件抽出、平成 24 年度の当初予算金額が 5 百万円未満の案件については、過去 3 年連続同額で支出しているなど、追加で調査を必要と判断した案件を抽出している。また、今回の監査の対象から特別会計に係る補助金等、また一般会計に係る補助金等のうち公営企業に対する補助金等については調査の対象から除外している。

2. 市が執行する補助金等の概要

(1) 補助金等の推移

過去 5 年間における市の補助金等（特別会計を除いた一般会計）の予算金額、実際支出金額等の状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
予算金額	30,572	36,406	35,346	35,313	33,355
実際支出額	19,123	34,832	33,549	32,142	32,669
翌年度繰越金額	11,287	1,057	662	2,084	148
不用金額	161	517	1,134	1,086	537

平成 21 年度の実際支出額は、定額給付金（国経済対策）104 億円の臨時的な交付金があったこと、また政令指定都市移行により道路関係の国直轄事業負担金 36 億円と県債償還負担金 19 億円の交付を開始したこと等により 157 億円増加している。平成 21 年度から平成 24 年度においては、大きな変動はない。

また、過去 5 年間における市の補助金等支出金額（特別会計除く）と歳出決算額の状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ア. 補助金等金額	19,123	34,832	33,549	32,142	32,669
イ. 歳出決算額	227,244	245,463	250,076	255,490	254,801
ア./イ. (%)	8.41	14.19	13.41	12.58	12.82

平成 20 年度と平成 21 年度の比較では、歳出決算額の増加に加え、主に上述記載のと
おりの要因により補助金等金額の増加、歳出決算額に占める補助金等金額の割合は
5.78%増加しているが、歳出金額の減少により平成 22 年度以降は徐々に減少している。
しかし歳出全体の金額のうち、毎年 8.41%から 14.19%を占めており、依然として市の
財政に大きな影響を与えているため、補助金等に対する市民の目も厳しくなっ
てきている。

(2) 市における補助金等に関する見直しの取組状況

平成 11 年 2 月に萩原誠司氏が市長に就任し、就任後最初の議会で財政の総点検を
実施することを発表し、平成 11 年 6 月には財政の総点検を実施し、財政状況の公表を
行い、経常的経費等の見直しの一環として補助金の削減及び廃止が検討されている。

各年度の見直しにおいて、補助金等に関して見直しが実施された事業（節減額 1,000
万円以上の事業）は以下のとおりである。

(単位：千円)

補助金等の名称	節減額	見直し理由
平成 12 年度		
合併浄化槽設置事業費補助金	80,990	国庫・県補助に単市上乗せしているものについては、単市上乗せ額を廃止又は縮小する。
地域振興事業費補助金	10,000	過去の実績が予算額を下回っているものについては、当該実績を勘案して、縮小する。
中核農家育成助成金	20,700	一応の成果が得られていると考えられるものについては、廃止又は縮小する。
水田農業経営確立対策整備事業交付金	13,000	
岡山市職員厚友会	46,093	団体運営費補助について、経費の節減を促し、縮小するとともに繰越金や補助金の割合など団体の決算状況等を勘案して縮小する。

補助金等の名称	節減額	見直し理由
平成 13 年度		
私立保育園建設費補助金	65,256	国庫・県補助に単市上乗せしているものについては単市上乗せ額を廃止又は合理化する。 終期の設定又は期間の終了により廃止する。
障害者福祉施設整備費補助金	18,737	
井原線経営安定基金負担金	20,424	
平成 14 年度		
団体用地関連調査清算負担金	44,200	一応の成果が得られていると考えられるものについては、廃止又は合理化する。
市税前納報奨金	40,200	
平成 16 年度		
納税貯蓄組合補助金	16,000	一定の成果があがったため、平成 16 年度をもって補助制度を廃止する。
国民健康保険料納付組合補助金	13,000	
乳児保育促進事業補助金	30,872	国庫補助対象月が、6 か月から 3 か月に改正されたことに伴い、補助金を節減する。
私立保育園建設費補助金	119,660	平成 15 年度見直しの終期設定に従い、平成 17 年度新規分から単市上乗せ補助を廃止する。
病院事業会計負担金（吉備病院）	31,332	吉備病院の事業譲渡に伴い、一般会計からの負担金（吉備分）を廃止する。
平成 17 年度		
職員厚友会補助金	54,636	厚友会事業全般について、現在の社会情勢の変化を踏まえた見直しを図る。
同和施策補助金	20,184	団体運営補助から事業補助への転換を図る。

（出典）各年度「経常的経費等の見直しについて」

また、平成 17 年 10 月に高谷茂男氏が市長に就任し、平成 18 年度から市は、時代のニーズが薄れた行政サービスを再編・統廃合するとともに、子育て支援をはじめとする安全・安心で活力あるまちづくりを進めるための各種行政サービスの拡充を図り、もって中四国の中核拠点都市として発展するための都市格を実現するため、市政全体における各事務事業の優先度とそのあるべき実施主体等の評価を実施している。

当該施策において、補助金等について主に以下の事業の見直しの実施が行われている。

名称	備考
平成 19 年度	
市場事業会計補助金	予算の見直しによる。（縮減額：50,122 千円）
平成 21 年度	
神崎衛生施設組合負担金	岡山市、瀬戸内市を構成団体とする神崎衛生施設組合への負担金が減少し、組合の起債発行抑制効果により公債費への負担が減少した。（縮減額：90,266 千円）
御津・加茂川環境施設組合負担金	合併後の効率的、効果的なごみ処理体制整備の取組みとして、御津・加茂川環境施設組合焼却施設の解体撤去完了により負担金が減少した。（縮減額：19,791 千円）
国直轄事業負担金	直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、維持管理に係る負担金を廃止するといった国の示す方針に従い、平成 22 年度から維持管理に係る負担金制度は廃止（国の経過措置として、

名称	備考
	平成 22 年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について、その対象を明確にした上で、地方が負担。)し、平成 23 年度から維持管理費負担金は全廃された。(縮減額：760,500 千円)
平成 22 年度	
神崎衛生施設組合負担金	岡山市、瀬戸内市を構成団体とする神崎衛生施設組合への負担金が減少し、組合の起債発行抑制効果により公債費への負担が減少した。(縮減額：76,771 千円)
国直轄事業負担金	平成 22 年度から国直轄事業に係る事務費、維持管理の負担金は原則廃止となったが、経過措置として平成 22 年度に限り、維持管理費のうち特定の事業に要する経費については地方負担が残っていた。平成 23 年度から、この一部の負担も廃止されることによる。(縮減額：403,200 千円)
平成 23 年度	
神崎衛生施設組合負担金	岡山市、瀬戸内市を構成団体とする神崎衛生施設組合への負担金が減少した。組合の起債発行抑制効果により公債費への負担が減少した。(縮減額：153,238 千円)
平成 24 年度	
市場事業会計補助金	今後の消費者ニーズに応える施設・整備や運営体制の最適化を図り地域の食を支える存在として、独立採算で安定的な経営の維持を目的に、中長期の具体的な戦略として「成熟した岡山市中央卸売市場戦略的経営展望」を平成 24 年 3 月に策定した。戦略において取扱量の目標値や具体的な重点戦略等を設定。拠点市場として安定的かつ安全・安心に生鮮食料品を供給する機能の強化として必要な整備・改修には、市場事業部における国庫補助や留保財源を適宜活用し、市の一般会計の負担の軽減を図る方向で検討する。(縮減額：12,621 千円)
流域下水道維持管理費負担金	第 7 期の流域下水道事業の経営計画において、本市要望等を反映した負担金単価等の大幅な見直しが図られたことに伴い減少した。(縮減額：700,000 千円)

(出典) 行政サービス棚卸し(事業仕分け)

3. 補助金等の管理規定の概要

市では、補助金等の交付に関し、「岡山市補助金等交付規則」を定めている。当該規則によると、補助金等の事務手続の流れは以下のとおりである。

<募集>

市民に対して補助金等を交付する場合、募集要項を作成し、当該募集要項を市のホームページ等に掲載し、補助金等の申請者の募集を募る。

<申請の受入>

岡山市補助金等交付規則に定める条項の適用を受けることに同意した上で、市は補助金等の交付の申請をしようとする者から、補助金等交付申請書に以下に掲げる書類を添えたものを原則受領する（岡山市補助金等交付規則第5条）。

(※) 補助金等交付申請書に添付する書類は以下のとおりである。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る経費の収支予算書
- (3) 補助事業等に係る経費の前年度決算書
- (4) 工事の施工にあつては実施設計書
- (5) その他市長が必要と認める書類

<審査>

市長は補助金等の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項等について検討する（岡山市補助金等交付規則第6条）。

(※) 検討する内容は以下のとおりである。

- (1) 法令及び予算の定めに違反しないこと
- (2) 補助事業等の目的及び内容が適正で効果が見込めること
- (3) 金額の算定に誤りがないこと

↓

< 交付の決定 >

上述審査の結果、市長は補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。当該交付の決定を行う場合には、以下に掲げる事項につき条件を付するものとしている（岡山市補助金等交付規則第6条及び第7条）。

(※) 条件は以下のとおりである。

- (1) 補助事業等(※)の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと

(※) 補助事業等は、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

↓

< 決定の通知 >

市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書により通知するものとしている（岡山市補助金等交付規則第8条）。

↓

< 補助事業等の遂行 >

補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付決定の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の指示・命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない（岡山市補助金等交付規則第11条）。市長は、市長の定めるところにより、補助事業等の遂行状況を補助事業者から報告を受ける（岡山市補助金等交付規則第13条）。

↓

<実績報告>

補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の実施状況を記載した補助事業等実績報告書に補助事業等に係る経費の収支決算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない（岡山市補助金等交付規則第16条第1項）。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、当該報告は要しないものとしている（岡山市補助金等交付規則第16条第2項）。

↓

<補助金等の交付>

市長は、上述の実績報告を受けたときは、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者に対し通知するものとしている（岡山市補助金等交付規則第17条）。補助金等は、補助事業等が完了した後確定した額を交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる（岡山市補助金等交付規則第19条）。

第4. 監査の指摘及び意見

監査の指摘及び意見は以下のとおりである。

なお、「指摘」とは補助金及び負担金等の執行状況において「法令・条例等に違反又は不当と判断したもの」及び「3E（有効性・効率性・経済性）の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるもの」であり、「意見」とは「指摘」には該当しないが、「組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの」及び「その他改善が望ましいもの」をいう。

1. 補助金について

(1) 共通論点

【意見1】 実績報告書等について実地調査により検証を行うことが望ましい

【該当補助金】

所管課	補助金名	平成24年度 補助実績	該当頁
市民局 スポーツ振興課	岡山市体育協会補助金	11,000千円	29頁
	岡山市競技力向上事業補助金	4,950千円	31頁
保健福祉局 福祉援護課	ふれあい公社運営費補助金	36,199千円	54頁
	社会福祉協議会活動費補助金	94,748千円	56頁
	日常生活自立支援事業補助金	21,276千円	58頁
保健福祉局 高齢者福祉課	岡山市シルバー人材センター運営費補助金	20,820千円	62頁
	高齢者活用生活援助サービス事業費補助金	4,000千円	62頁
	岡山市老人クラブ補助金	31,012千円	69頁
岡山っ子育成局 保育園・幼稚園課	幼児教育センター補助金	30,772千円	92頁
教育委員会 保健体育課	岡山市小学校体育連盟助成金	320千円	138頁
	岡山市中学校体育連盟助成金	3,500千円	141頁
	中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金	6,840千円	144頁
教育委員会 生涯学習課	豊かで潤いのある町づくり活動補助金	2,100千円	146頁

補助対象経費について補助事業者から提出される補助事業等実績報告書とそれに添えられる収支報告書を受け、書面審査は実施しており、交付規則には必要に応じてとあるものの、実地調査まではなされていない。

補助金の不正受給を牽制するためにも、実地調査を実施し、帳簿の閲覧や領収書のチェック、補助対象経費に物品等が含まれる場合は使用状況も含めた補助金支給対象の現物チェックなどを行うことが望ましい。

このような定期的なチェックを行うことにより、補助金制度全体に対する透明性が確保され、制度の安定化にもつながることから、適正な報告を行っている補助事業者にもメリットがあると考えられる。

なお、帳簿や領収書までも含めて補助事業者から提出を求めることも必要に応じて検討されたい。

(2) 個別論点

安全・安心ネットワーク推進室

◆岡山市住民自治組織補助金

補助金等名称		岡山市住民自治組織補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	安全・安心ネットワーク推進室		
	申請・支給等の実務を担う部署	安全・安心ネットワーク推進室		
補助金の目的		岡山市連合町内会の活動を援助すること		
主な補助対象者		岡山市連合町内会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		学区・地区連合町内会及び単位町内会に対する組織の充実強化の指導及び協力に関する事業他		
補助金額（率）の算定根拠		定額（予算の範囲内）		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	不明（法定保存期間以前で文書が残っておらず不明であるものは不明としている（以下同様））		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24年度末）	不明		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	5,583	5,727	5,900
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

岡山市住民自治組織補助金は、学区・地区連合町内会及び単位町内会に対する組織の充実強化の指導及び協力に関する岡山市連合町内会の活動に対する補助金であるものとして、要綱で補助事業者は、岡山市連合町内会と定められている。

岡山市連合町内会の事業は以下のとおりである（平成24年度事業計画より）。

- a 魅力溢れる「まちづくり」や大型イベントへの参画
- b 会員資質向上についての取組み
- c 市長、市幹部及び教育長との懇談
- d 産官学及び各種団体との交流・連携

- e 姉妹交流提携の促進と郷土誌の顕彰
- f 岡山県自治会連合会・全国自治会連合会との協調
- g 広報活動の充実と市民情報化の推進
- h 男女共同参画社会の推進
- i 安心・安全ネットワーク活動への取組み
- j 町内会、自治会への加入促進活動
- k 顕彰の実施
- l 岡山市連合町内会創立 50 周年記念事業の実施
- m その他

また、岡山市連合町内会の収支報告の概要は以下のとおりである。

<平成 23 年度実績>

(単位：千円)

費目	金額	備考
(収入の部)		
会費	1,350	
助成金	5,727	市
広告料	1,949	会報広告料
繰越金	961	前年度繰越金
雑収入	1,487	視察参加負担金等
合計	11,475	
(支出の部)		
会議費	3,466	
事務所費	262	
事業費	6,218	
次年度繰越金	1,528	
合計	11,475	

◎監査の指摘及び意見

【指摘 1】 当該補助金の支出内容とその効果を厳しく精査し、不必要な支出とならないように指導すべきである

支出の部に計上されている費目の内容について、収支予算書、事業報告書等をもとに確認、検証した結果、以下のような問題点があげられる。

- a 次年度繰越金が多額であり、事業規模に対して補助金額が見合っていないと考えられる（約 1,000 万円の事業規模に対し 1 割強の繰越金、市補助金の約 2 割）。
- b 会議費（平成 23 年度で 346 万 6 千円）に含まれる、懇談会等（平成 23 年度 28 万円、8 回開催）での参加人数、内容に関する報告書がなく適切な経費支出となっているか不明である。
- c 事業費の内容のうち、300 万円以上が視察研修であるが、研修報告が特になく、計画書の行程をみると、例えば、平成 24 年 11 月 13 日から 14 日までの福井市自治会連合会への視察などは、総費用 240 万円のうち、市からの補助金が 165 万円で参加者 50 人に対し自己負担 75 万円（1 人当たり 1 万 5 千円）であるにもかかわらず、本来の目的地とは離れた石川県で宿泊し、観光も行っている。視察時間は 1 日目のわずか 1 時間半であり、全体としての研修レポートや研修をその後どのように役立てたか等の記録が残っていない。その他の研修も報告内容からは、研修を目的とした内容である点が判然としない事例が平成 20 年度から散見される。

岡山市連合町内会の活動精神について、事業計画では「当会は、昭和 37 年に制定された「岡山市市民憲章」とともに半世紀を歩んできた。これからも「市民憲章」を尊重し、崇高なボランティア精神を発揮し、地域を束ねるリーダーとしての自覚のもと市民の総ての究極の目標である「平穏で安らぎのある地域社会」「思いやりと譲り合いの心を育む地域社会」の構築と、地縁組織の連合体としての役割を果たすべく全市的な視野での情報交換や広報活動を展開するとともに、必要に応じて関係機関と折衝する。」とされているところであり、活動目的及び活動の必要性については十分に理解できるところである。ただし、活動目的、必要性に見合う補助金の使用状況であるかという点に関しては、十分な説明責任が果たされるよう具体的な活動状況、支出内容及びその効果の検証がなされなければ、市民の理解を得ることは困難であると考えられる。

従って、市では補助金の使用状況が詳細にわかるような報告書を検証可能な根拠となる領収書等とともに提出させ、支出内容とその効果を精査し、合理的な説明が困難な支出や不必要な支出が行われないよう指導すべきである。少なくとも旅行補助と考えられる支出内容等は、必要性の点から説明できないところであり、目的と効果の市政への反映の観点から、今後の補助の必要性について検討が必要である。

◆学区・地区連合町内会補助金

補助金等名称		学区・地区連合町内会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	安全・安心ネットワーク推進室		
	申請・支給等の実務を担う部署	安全・安心ネットワーク推進室		
補助金の目的		市内の学区・地区連合町内会の活動を援助すること		
主な補助対象者		市内の学区・地区連合町内会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		学区・地区連合町内会の充実強化に関する事業、地域の安全・安心の確保に関する事業他		
補助金額（率）の算定根拠		学区・地区連合町内会補助金交付要綱（第6条） 学区・地区町内会補助金の交付額について		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	不明		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24年度末）	不明		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	9,131	9,151	9,582
	申請件数（件）	96	96	96
	支給件数（件）	96	96	96

●補助金の概要

学区・地区連合町内会補助金は、市内 96 学区・地区の連合町内会への学区・地区連合町内会の充実強化に関する事業、地域の安全・安心の確保に関する事業に対する補助金であり、平成 24 年度の内訳は以下のとおりである。

学区地区名	世帯数	均等割額(A)	世帯割額(B)	補助額(A)+(B)	学区地区名	世帯数	均等割額(A)	世帯割額(B)	補助額(A)+(B)
内山下	2,359	75,600	25,000	100,600	古 都	1,922	75,600	15,000	90,600
深 柢	1,892	75,600	15,000	90,600	可 知	3,418	75,600	35,000	110,600
弘 西	2,670	75,600	25,000	100,600	芥子山	4,542	75,600	35,000	110,600
南 方	2,989	75,600	25,000	100,600	西大寺	3,570	75,600	35,000	110,600
御 野	5,316	75,600	45,000	120,600	西大寺南	1,430	75,600	15,000	90,600
牧 石	2,728	75,600	25,000	100,600	雄 神	1,078	75,600	15,000	90,600
伊 島	4,997	75,600	35,000	110,600	豊	1,588	75,600	15,000	90,600
津 島	3,858	75,600	35,000	110,600	政 田	1,073	75,600	15,000	90,600
石 井	4,094	75,600	35,000	110,600	開 成	950	75,600	10,000	85,600
大 野	2,672	75,600	25,000	100,600	太 伯	851	75,600	10,000	85,600
三 門	4,557	75,600	35,000	110,600	幸 島	734	75,600	10,000	85,600
出 石	2,202	75,600	25,000	100,600	朝 日	734	75,600	10,000	85,600
鹿 田	7,769	75,600	55,000	130,600	大 宮	405	75,600	10,000	85,600
大 元	5,221	75,600	45,000	120,600	浮 田	1,192	75,600	15,000	90,600
清 輝	3,649	75,600	35,000	110,600	城東台	1,191	75,600	15,000	90,600
岡 南	5,758	75,600	45,000	120,600	平 島	1,794	75,600	15,000	90,600
西	6,102	75,600	45,000	120,600	御 休	995	75,600	10,000	85,600
御 南	4,790	75,600	35,000	110,600	角 山	396	75,600	10,000	85,600
中 山	3,878	75,600	35,000	110,600	千 種	1,676	75,600	15,000	90,600
馬屋下	765	75,600	10,000	85,600	江 西	4,439	75,600	35,000	110,600
桃 丘	1,552	75,600	15,000	90,600	東区合計	33,978	1,512,000	345,000	1,857,000
平 津	1,311	75,600	15,000	90,600	学区地区名	世帯数	均等割額(A)	世帯割額(B)	補助額(A)+(B)
野 谷	1,030	75,600	15,000	90,600	福 浜	6,323	75,600	45,000	120,600
横 井	5,575	75,600	45,000	120,600	平 福	3,710	75,600	35,000	110,600
馬屋上	330	75,600	10,000	85,600	福 島	2,463	75,600	25,000	100,600
庄 内	3,147	75,600	35,000	110,600	南 輝	4,122	75,600	35,000	110,600
加 茂	1,354	75,600	15,000	90,600	芳 泉	6,941	75,600	45,000	120,600
鯉 山	1,123	75,600	15,000	90,600	浦 安	2,265	75,600	25,000	100,600
陵 南	4,068	75,600	35,000	110,600	芳 田	4,583	75,600	35,000	110,600
吉 備	5,920	75,600	45,000	120,600	芳 明	4,685	75,600	35,000	110,600
足 守	917	75,600	10,000	85,600	甲 浦	1,731	75,600	15,000	90,600
大 井	443	75,600	10,000	85,600	小 串	556	75,600	10,000	85,600
高 田	402	75,600	10,000	85,600	妹 尾	3,122	75,600	35,000	110,600
福 谷	404	75,600	10,000	85,600	箕 島	1,646	75,600	15,000	90,600
御 津	1,358	75,600	15,000	90,600	福 田	3,389	75,600	35,000	110,600
御津南	1,353	75,600	15,000	90,600	興 除	1,373	75,600	15,000	90,600
五 城	769	75,600	10,000	85,600	曾 根	582	75,600	10,000	85,600
建 部	1,143	75,600	15,000	90,600	東 畦	2,364	75,600	25,000	100,600
竹 枝	290	75,600	10,000	85,600	第一藤田	936	75,600	10,000	85,600
福 渡	860	75,600	10,000	85,600	第二藤田	2,296	75,600	25,000	100,600
北区合計	111,615	3,024,000	1,015,000	4,039,000	第三藤田	707	75,600	10,000	85,600
学区地区名	世帯数	均等割額(A)	世帯割額(B)	補助額(A)+(B)	灘 崎	1,598	75,600	15,000	90,600
旭 東	2,245	75,600	25,000	100,600	迫川分校	599	75,600	10,000	85,600
平 井	4,427	75,600	35,000	110,600	七 区	1,118	75,600	15,000	90,600
三 勲	4,873	75,600	35,000	110,600	彦 崎	1,800	75,600	15,000	90,600
宇 野	6,556	75,600	45,000	120,600	南区合計	58,909	1,738,800	540,000	2,278,800
操 南	2,584	75,600	25,000	100,600	総合計	256,605	7,257,600	2,325,000	9,582,600
操 明	2,532	75,600	25,000	100,600					
旭 操	2,914	75,600	25,000	100,600					
富 山	4,972	75,600	35,000	110,600					
財 田	3,921	75,600	35,000	110,600					
童之口	2,787	75,600	25,000	100,600					
幡 多	7,242	75,600	55,000	130,600					
旭 童	2,195	75,600	25,000	100,600					
高 島	4,855	75,600	35,000	110,600					
中区合計	52,103	982,800	425,000	1,407,800					

また、各学区・地区の収入規模と繰越金額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

学区地区名	収入金額	H25への繰越金額	学区地区名	収入金額	H25への繰越金額
内山下	1,578	783	古 都	3,051	2,602
深 柢	940	603	可 知	3,895	3,266
弘 西	1,140	265	芥子山	4,271	788
南 方	2,963	1,566	西大寺	992	643
御 野	2,814	781	西大寺南	230	0
牧 石	2,589	1,542	雄 神	1,623	1,417
伊 島	915	191	豊	5,315	4,369
津 島	684	364	政 田	209	45
石 井	1,610	663	開 成	1,526	1,239
大 野	2,384	695	太 伯	1,426	1,055
三 門	700	238	幸 島	1,627	903
出 石	3,177	2,468	朝 日	1,940	1,333
鹿 田	2,640	1,953	大 宮	467	115
大 元	1,163	526	浮 田	1,706	602
清 輝	2,431	1,881	城東台	11,286	4,914
岡 南	626	140	平 島	1,406	877
西	2,072	1,351	御 休	668	240
御 南	609	256	角 山	477	252
中 山	1,723	465	千 種	1,309	105
馬屋下	2,380	1,254	江 西	2,710	270
桃 丘	1,824	281	東区合計	46,143	25,043
平 津	1,053	335	学区地区名	収入金額	H25への繰越金額
野 谷	576	161	福 浜	1,902	7
横 井	1,177	974	平 福	785	66
馬屋上	576	265	福 島	1,039	375
庄 内	1,583	1,095	南 輝	1,244	615
加 茂	429	43	芳 泉	2,000	50
鯉 山	429	197	浦 安	4,919	1,621
陵 南	2,624	613	芳 田	1,124	88
吉 備	2,282	1,949	芳 明	2,880	1,282
足 守	514	394	甲 浦	721	231
大 井	1,082	849	小 串	266	89
高 田	538	423	妹 尾	740	499
福 谷	390	227	箕 島	366	87
御 津	164	47	福 田	3,879	1,553
御津南	155	49	興 除	708	0
五 城	132	29	曾 根	301	0
建 部	171	13	東 畦	1,747	840
竹 枝	113	8	第一藤田	15,063	3,965
福 渡	113	12	第二藤田	7,839	5,127
北区合計	51,084	25,970	第三藤田	333	82
学区地区名	収入金額	H25への繰越金額	灘 崎	434	218
旭 東	5,371	3,109	迫川分校	127	6
平 井	4,906	2,168	七 区	184	3
三 敷	1,711	939	彦 崎	216	45
宇 野	591	205	南区合計	48,828	16,861
操 南	1,381	558	総合計	181,409	84,792
操 明	4,579	901			
旭 操	1,769	160			
富 山	1,498	1,033			
財 田	4,225	2,938			
竜之口	3,337	2,366			
幡 多	3,041	1,567			
旭 竜	496	254			
高 島	2,442	710			
中区合計	35,353	16,915			

◎監査の指摘及び意見

【指摘 2】 補助金額の減額や必要性を学区・地区ごとに検討すべきである

収入規模と繰越金額の一覧からもわかるとおり、96 学区・地区合計で総収入 1 億 8,140 万円に対し、8,479 万円もの余剰額が生じている。各学区・地区では、繰越額に差異があるものの、補助金額、収入額及び繰越額の金額的關係性に着目した場合、補助金なしでも運営が十分可能な学区・地区は多数あるものと考えられる。

各学区・地区間の公平性には一定の配慮が必要という考え方はあるものの、自主運営が可能な学区・地区に関しては、補助金の減額や必要性を検討すべきである。

◆岡山市区づくり推進事業補助金

補助金等名称		岡山市区づくり推進事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	安全・安心ネットワーク推進室		
	申請・支給等の実務を担う部署	各区 総務・地域振興課		
補助金の目的		各区の特色を生かしたまちづくりを区民等と協働して推進すること		
主な補助対象者		10 人以上の構成員で組織され、区内で活動する法人及びその他の団体（地域住民組織、当該事業実行委員会等）		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		a 小学校区以上の単位で実施される防犯・防災等に関するまちづくりを推進する事業 b 小学区を最小単位とした地域活性化イベント事業		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市区づくり推進事業補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 50%		
補助期間	制度開始年度	平成 22 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	3 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	21,512	23,078	27,108
	申請件数（件）	57	57	64
	支給件数（件）	57	57	64

●補助金の概要

区づくり推進事業（身近な交流部門・広域交流部門・地域活動部門）とは、区民等が自ら考え、創意工夫することによって、各区の特色を活かした事業を主体的に企画・運営・実施することを通じて、人の輪、地域の和を育み、暮らしやすい地域を創造し、区のまちづくりを推進することを目的とした事業である。10人以上の構成員で組織され、区内で活動する法人やその他の団体（地域住民組織、当該事業実行委員会等）が企画するイベント等へ市が補助金を出すことで、各区の活性化を図ることが狙いとされている。

◎監査の指摘及び意見

[意見 2] 活用しやすい補助金となるよう制度を見直すことが望ましい

市では、当該補助金の積極的活用を促すため、広報誌、ホームページ、地域住民組織への募集チラシの配布、さらには市職員による直接的な呼びかけ等により周知徹底を図っているところであるが、次項の表のとおり補助金の利用状況については地区によりばらつきがあり、全地区での活用には至っていない状況である。

平成24年度区づくり推進事業 学校区・地区別実施状況

【北区】

中学校区	小学校区・地区(40)	身近	広域	地域活動
岡山中央	岡山中央(旧内山下)		○	
	岡山中央(旧深砥)		○	
	岡山中央(旧弘西)		○	
	岡山中央(旧南方)	○	○	○
	岡山中央(旧出石)		○	
京山	伊島	○		
	津島	○		○
岡北	御野	○		○
	牧石	○		
石井	石井			
	三門			
	大野			○
桑田	鹿田			
	大元	○		
岡輝	清輝			
	岡南			
御南	西		○	
	御南		○	
中山	中山	○	○	
	馬屋下	○	○	
	桃丘		○	
	平津	○	○	
香和	野谷		○	
	横井		○	
	馬屋上		○	
高松	庄内		○	
	加茂		○	
	鯉山		○	
吉備	陵南	○	○	
	吉備	○	○	○
	足守		○	
	蛍明(旧大井)		○	
	蛍明(旧高田)	○	○	
蛍明(旧福谷)	○	○		
御津	御津南		○	○
	御津	○	○	○
	五城		○	○
建部	建部	○	○	
	竹枝	○	○	
	福渡	○	○	

事業実施学校区・地区数	17	29	8
事業数	17	9	7

【中区】

中学校区	小学校区・地区(13)	身近	広域	地域活動
東山	旭東			
	平井	○		○
操山	三敷	○	○	
	宇野		○	
操南	操南	○		
	操明	○		
	旭操	○		
富山	富山	○		
竜操	財田		○	
	竜之口	○	○	
	幡多	○	○	
高島	旭竜		○	
	高島		○	

事業実施学校区・地区数	8	7	1
事業数	8	1	1

【東区】

中学校区	小学校区・地区(20)	身近	広域	地域活動
旭東	古都	○		
	可知			
	芥子山			
上南	政田			
	關成			
西大寺	西大寺	○	○	
	西大寺南		○	
	雄神		○	
	豊	○	○	
山南	太伯	○		
	幸島			
	朝日	○		
	大宮			
上道	浮田	○		
	城東台	○		
	平島	○		
	御休	○		
瀬戸	角山	○		
	江西	○		
	千種			

事業実施学校区・地区数	11	4	0
事業数	11	1	0

【南区】

中学校区	小学校区・地区(23)	身近	広域	地域活動
福浜	福浜			
	平福			
福南	福島			
	南輝			
	芳泉			
芳田	浦安	○		
	芳田	○		
光南台	芳明			
	甲浦			
妹尾	小串			
	妹尾		○	
福田	箕島		○	
	福田			
興除	興除		○	
	曾根	○	○	
	東畦		○	
藤田	第一藤田		○	
	第二藤田	○	○	
	第三藤田		○	
灘崎	灘崎		○	
	迫川	○	○	
	七区		○	
	彦崎		○	

事業実施学校区・地区数	5	12	0
事業数	5	4	0

4区合計 96学校区・地区

事業実施学校区・地区数	41	52	9
事業数	41	15	8

- 身近　　：身近な交流部門、小学校区の単位で実施される地域活性化イベント事業
- 広域　　：広域交流部門、各区の区域内において2以上の小学校区の区単位で実施される地域活性化イベント事業であって、中学校区など広いエリアの交流促進の効果が見込まれるもの
- 地域活動：地域活動部門、各区の区域内において、概ね小学校区以上の単位で実施される、防犯・防災・環境美化・地域福祉・健康づくり・地域文化発展などを推進する事業（取組み）

このような地域活性化を側面サポートする補助金は、評価される場所であり積極的な活用が望まれる場所であるが、全地区での活用が進んでいないという点については、広報等のより一層の充実とともに、補助金制度の内容についても一定の工夫、改善が望まれる場所である。具体的には、補助率が一律2分の1と定められているところを、イベント開催初期には、補助率の引き上げを実施し、スタート時の活用がより容易な制度とする等の方策が考えられる。積極的な活用促進という観点からの改善点について、具体的な検討を進めることが望ましい。

市民局スポーツ振興課

◆岡山市体育協会補助金

補助金等名称		岡山市体育協会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	市民局スポーツ振興課		
	申請・支給等の実務を担う部署	市民局スポーツ振興課		
補助金の目的		市民体育の健全な発達並びに普及		
主な補助対象者		岡山市体育協会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		a 中央及び県体育協会との連絡協調 b 体育大会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催、後援及び指導 c 体育施設の充実及び普及 d その他体育協会の目的達成に必要な事業		
補助金額（率）の算定根拠		教育委員会の定める額		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成元年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24年度末）	24年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	11,000	11,000	11,000
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

岡山市体育協会補助金は、岡山市体育協会補助金交付要綱第2条で、支給の対象を岡山市体育協会としている。岡山市体育協会は市におけるスポーツ・レクリエーションの普及振興に務め、市民の健康や体力の増進を図ることを目的とし、昭和23年10月に発足した協会である。主な事業内容は、体育大会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催及び共催・後援、中央及び県体育協会との連携並びに本会加盟団体の組織強化、スポーツ少年団の育成と指導、全国大会等において優秀な成績を収めた者に対する表彰及び市のスポーツに関する施策への協力である。岡山市体育協会は、市内の各種スポーツ団体をもって組織される。

◎監査の指摘及び意見

【指摘3】 要綱で補助対象経費を明確化した上で、支出の妥当性を検証すべきである

岡山市体育協会補助金交付要綱第3条は以下のとおりである。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の対象となる事業はつぎに掲げるものとする。

- (1) 中央及び県体育協会との連絡協調
- (2) 体育大会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催、後援及び指導
- (3) 体育施設の充実及び普及
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

補助対象となる事業内容に関して記載はあるものの、その具体的な補助対象経費が不明確である。よって、要綱上、補助対象経費を明確化すべきである。

【意見1】 に該当する

◆岡山市競技力向上事業補助金

補助金等名称		岡山市競技力向上事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	市民局スポーツ振興課		
	申請・支給等の実務を担う部署	市民局スポーツ振興課		
補助金の目的		市における競技スポーツの振興		
主な補助対象者		体育協会競技専門部に加盟する競技団体		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		体育協会競技専門部に加盟する競技団体が競技力向上のために行う事業		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市競技力向上事業補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	7 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	4,620	4,320	4,950
	申請件数（件）	49	49	54
	支給件数（件）	49	49	54

●補助金の概要

岡山市競技力向上事業補助金交付要綱第5条及び別表によると、補助対象経費は以下のとおりである。

事業名	補助対象経費
競技スポーツ選手強化事業	謝礼金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費、借上料
競技スポーツ技術交流事業	謝礼金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費、借上料
競技スポーツ選手派遣事業	旅費、消耗品費、印刷製本費、負担金
岡山市トレーニングセンター事業	謝礼金、消耗品費、印刷製本費、役務費、借上料
競技スポーツ指導者研修事業	謝礼金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費、借上料
競技スポーツ指導者派遣事業	旅費、消耗品費、印刷製本費、負担金

補助金額は、補助対象経費のうち10万円の範囲内で必要な額とし、教育委員長が認めた場合は、その額としている。

◎監査の指摘及び意見

【意見1】に該当する

【意見3】補助対象事業者の範囲を広げることが望ましい

岡山市競技力向上事業補助金交付要綱第1条によると、岡山市競技力向上事業補助金の趣旨は、市の競技スポーツの振興を図るためであり、第4条にて、補助対象事業者は体育協会専門部に加盟する競技団体としている。

しかし、より多くの競技団体が競技力向上を図る、市の競技スポーツの振興という目的に照らすと、補助対象事業者の範囲を、非公募にて体育協会専門部に加盟する協議団体に限定する必要があるかどうか検討することが望ましい。

市民局国際課

◆岡山市国際交流協議会補助金

補助金等名称		岡山市国際交流協議会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	市民局国際課		
	申請・支給等の実務を担う部署	市民局国際課		
補助金の目的		市と国際友好交流都市との交流をはじめ、広く国際化事業を推進し、国際間の理解と友好親善並びに市内在住の外国人市民と日本人市民との相互理解と協働の進展に寄与すること		
主な補助対象者		岡山市国際交流協議会		
補助対象者の区分		市民局国際課内に事務局を置く民間の任意団体		
補助対象事業の概要		a 国際友好交流都市などとの交流に関する事業 b 多文化共生社会推進に関する事業		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市国際交流協議会補助金交付要綱、岡山市補助金等交付規則		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和 60 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	28 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	11,202	8,153	8,152
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

岡山市国際交流協議会補助金は、市と国際友好交流都市との交流をはじめ広く国際化事業を推進し、国際間の理解と友好親善並びに市内在住の外国人市民と日本人市民との相互理解と協働の進展に寄与するため、岡山市国際交流協議会に対して支給している補助金である。

岡山市国際交流協議会は、市の国際友好交流都市との交流をはじめ広く諸外国との友好親善を推進するため、昭和60年4月に設立された会員制の国際交流団体であり、以下のような活動を行っており、補助対象事業となっている。

【国際友好交流都市等との交流促進】

- a 岡山市子ども海外派遣事業
- b 国際サマーホームステイ in OKAYAMA
- c 技術研修生の相互派遣
- d 市民訪問団の相互訪問
- e 周年記念事業
- f 都市紹介展、絵画展
- g 文化交流、スポーツ交流等の推進

【多文化共生推進事業】

- a 国際交流ふれあい講演会、日本文化体験交流会の開催
- b ホームステイ・ホームビジットの登録、紹介
- c ボランティア通訳・翻訳者の登録、紹介
- d 岡山市多文化共生推進コーディネーター
- e 岡山市多文化共生推進ネットワーク会議
- f 岡山市多文化共生社会推進モデル町内会
- g 外国人向け生活情報紙の発行

国際交流団体の会員となるには、以下の年会費が必要となる。

- a 法人会員 ー 1口 10,000円
- b 団体会員 ー 1口 5,000円
- c 個人会員 ー 1口 2,000円

◎監査の指摘及び意見

[意見 4] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい

「岡山市国際交流協議会補助金交付要綱」第5条では、「補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費のうち、市長が定める額とする」と記載されているに留まっているが、透明性を確保するため、補助対象経費もしくは補助対象外経費を要綱で明確にすることが望ましい。

[意見 5] 公募方式の検討をすることが望ましい

岡山市国際交流協議会補助金は、岡山市国際交流協議会補助金交付要綱の第4条で、補助事業者を国際交流協議会に限っている。当該補助事業者としての適格性は理解できるが、補助金により達成する行政目的に照らせば、当該補助事業者でなければならないという必要性はないと考える。今の時代であれば、国際化への取組みに対応できるような業者は多くある。28年間も同じ補助事業者で実施しているため、他の補助事業者へ見直すことにより新しい発想も生まれると考える。国際友好交流都市との交流といった重要な業務は慎重に進めるとしても、市内在住の外国人市民と日本人市民との相互理解と協働の進展に寄与するような事業などから徐々に門戸を広げていくのが望ましい。

したがって、市は公募制を導入し、このような国際交流活動に対する間口を広げていくことを検討することが望ましい。

市民局人権推進課

◆人権擁護委員協議会補助金

補助金等名称		人権擁護委員協議会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	市民局人権推進課		
	申請・支給等の実務を担う部署	市民局人権推進課		
補助金の目的		人権擁護委員協議会の活動のために必要な経費について市の予算の範囲内において支給		
主な補助対象者		岡山人権擁護委員協議会（以下「人権擁護委員協議会」という。）		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		人権擁護、人権相談及び人権啓発に関する活動他		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 60.6%、玉野市 10.6%、赤磐市 21.2% 吉備中央町 7.6%		
補助期間	制度開始年度	昭和 52 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	36 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	1,400	1,400	1,400
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

人権擁護委員協議会補助金は、岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱により、人権擁護委員協議会が実施する以下の事業等を対象に必要な経費を予算の範囲において支給しているものであり、平成 24 年度の予算額は 1,400,000 円であった。

<補助対象事業>

- a 人権擁護、人権相談及び人権啓発に関する活動
- b 人権問題に関する研究、研修活動
- c その他協議会の活動上必要と認められる事業等

◎監査の指摘及び意見

[指摘 4] 実績報告書をより精緻に検証し、指導すべきである

岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱第 6 条により、実績報告として、収支決算内訳書及び領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類の提示が求められている。

市では、人権擁護委員協議会より収支決算内訳書の提出を受けているが、領収書等の活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類については、領収書のコピーの提出のみで原本の確認を行っていない。実績報告書の内容の検証においては、領収書の原本を確認する必要がある。

また、平成 24 年度の実績報告書の収支の状況は以下のとおりであるが、そのうち啓発宣伝費 1,357,777 円の支出内訳をみると、3 月 26 日の「うちわ 485,100 円」の購入について、当該記載のみで、うちわの枚数、単価及びどのような活動に使用したか等の記載はなく、また、3 月 29 日にも「丸鉛筆 2B (3,000 セット) 226,800 円」の記載のみであるなど、支出内容の詳細が見てわからないものがある。

市は、人権擁護委員協議会の活動内容を十分に把握した上で補助対象経費に対し補助金を支給する必要がある、このように実績報告書の記載が不十分であるような場合は指導を行う必要がある。

<平成24年度人権擁護委員協議会収支決算書>

(単位：円)

収入の部	決算額		支出の部	決算額	
1 助成金			1 会議費		
			会議費	12,345	総会・部会等経費
市町村助成金	1,400,000	市	2 事業費		
	245,000	玉野市	企画活動費	27,722	各種行事等活動経費
	490,000	赤磐市	研修費	102,010	研修会経費
	175,000	吉備中央町	備品費	309,907	ワイヤレスアンプ・マイク
2 雑収入			啓発宣伝費	1,357,777	人権週間等啓発費
雑収入	212	預金利息	通信費	73,500	委員連絡用郵便料
			借料	47,550	会場・設備借料
3 繰越金	182,660	前年度繰越金	印刷費	123,900	協議会だより印刷費
			消耗品費	25,800	インクトナー・用紙他
			雑費	3,265	振込手数料
			3 負担金		
			負担金	231,000	県連負担金
収入合計額	2,492,872		支出合計額	2,314,776	
			次年度繰越金	178,096	

【指摘5】 啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量であることを確認し、指導監督すべきである

3月26日に購入している「うちわ485,100円」の内容を調査した結果は次のとおりであった。

(単位：円)

	個数	単価	金額
レギュラー	7,000 個	35.7	249,900
コンパクト	7,000 個	33.6	235,200
		合計	485,100

「人権擁護委員」の周知を図り、地域住民に人権をより身近に感じてもらうことができるよう、啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～」や人権イメージキャラクター、岡山人権擁護委員協議会周知の標語及び相談電話番号などが印刷された「人権うちわ」を配布することを目的に購入されたものである。

配布時期を確認したところ、翌年度（平成 25 年度）の夏祭り等、6 月から 8 月に保育園や幼稚園、小学校学童クラブにおいて実施した出前講座や人権教室、7 月下旬に実施した中学校の地区別懇談会、5 月から 8 月に実施された福祉交流プラザや児童館などのイベントなどに持参し、人権擁護委員が地域の人たちに配布したとのことであった。

また、平成 22 年度及び平成 23 年度の実績報告書を閲覧したところ、平成 22 年度は 3 月 9 日に「うちわ 422,100 円」、平成 23 年度は 2 月 24 日に「うちわ 425,250 円」の購入があり、毎年度、年度末に購入する慣習となっているように見受けられた。また、平成 24 年度の「丸鉛筆 2B（3,000 セット）226,800 円」についても、平成 23 年度の 3 月 14 日に「丸鉛筆 2 本入り 257,040 円」の支出があることから、同様な慣習となっているようである。

これら啓発宣伝用消耗品等は、本来、必要なときに必要量を購入し、使用すべきものとするが、現状は、事前に大量購入し、使用するまで大量保管されている状態である。一括購入による価格の低廉化が図れ、標語などの名入れには期間を要するという側面はあるものの、支出の財源は補助金であり、適切な時期の適切な量の購入であるかどうかは肝心となる。市は啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量な購入であるかどうかの確認を行い、状況によっては指導等を行うことが必要である。

【指摘 6】 他市町村から受領する助成金も考慮して、市の補助金額を決定すべきである

市では、支出明細を閲覧し、全支出額から、研修会での昼食代や個人の印鑑代など個人が負担すべきと考えられる経費などについては補助対象外とし、補助対象経費と市の予算額とを比較し、少ない方を支給することとしている。

平成 24 年度においては、全支出額 2,314,776 円のうち補助対象外とした経費は合計 235,454 円、補助対象経費は 2,079,322 円であり、これは市の予算額 1,400,000 円を超過していることから、予算額での支給となった。

しかし、人権擁護委員協議会は、市の他に玉野市、赤磐市及び吉備中央町からも助成金（補助金）を受領しており、平成 24 年度の全体の収支状況は、次年度繰越として 178,096 円の剰余金が発生している。

人権擁護委員協議会の自主財源は利息収入のみで自主事業は実施していないため、剰余金の財源は市を含めた各市町村からの助成金（補助金）であると考えられ、本来は、精算により各市町村に返還されるべきものである。さらに、結果として、補助対象外経費も市を含めた各市町村の助成金（補助金）を財源に支出されていることになる。

補助対象経費の実績と補助金予算とを比較して少ない方を支給しているにもかかわらず、このように剰余金が発生する原因は、他市町村からの助成金（補助金）による収入を考慮して補助金額を算定していないことによる。

今後、補助金額の算定においては補助対象経費の額と補助金予算とを単純に比較するのではなく、他市町村からの助成金も考慮し、他市町村と協議の上、助成金（補助金）の算定方法を決定する必要があると考える。

例えば、仮に、市、玉野市、赤磐市及び吉備中央町からの助成金（補助金）の予算額により補助対象経費 2,079,322 円を按分して各補助金額を算定した場合、各市町村の補助対象経費は以下のとおりであり、市の補助金額は 1,260,195 円と算定され、1,400,000 円との差額 139,805 円は返還されるべきものとなる。

(単位：円)

	補助金予算	按分対象経費 (又は補助金額(仮))	備考：計算式
岡山市	1,400,000	1,260,195	$2,079,322 \times 1,400,000 / 2,310,000$
玉野市	245,000	220,534	$2,079,322 \times 245,000 / 2,310,000$
赤磐市	490,000	441,068	$2,079,322 \times 490,000 / 2,310,000$
吉備中央町	175,000	157,525	$2,079,322 \times 175,000 / 2,310,000$
合計	2,310,000	2,079,322	

【意見 6】 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい

岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱の第 1 条では、人権擁護委員協議会の活動のために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を支給することができる」とあり、第 4 条では、補助金額は、補助事業に要する経費のうち、市長が定める額とする、とあるのみで、補助対象経費の範囲についての具体的な定めがない。

実務上は、研修会での昼食代や個人の印鑑代など個人が負担すべきと考えられる経費などは補助対象外とし、平成 24 年度においては、企画活動費の個人印鑑代 2,354 円、研修費の昼食代 2,100 円及び県連負担金額 231,000 円を補助対象外として認識している。

しかし、県連負担金額は、人権擁護委員協議会の事業を遂行する上で必要なものであれば、補助対象の範囲に含めることもできると考えられる。

人権擁護委員協議会の事業内容等を精査した上で、その活動のために必要な経費の内容を整理し、補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい。

◆人権施策補助金（人権啓発活動補助金）

補助金等名称		人権啓発活動補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	市民局人権推進課		
	申請・支給等の実務を担う部署	市民局人権推進課		
補助金の目的		人権意識の高揚を目的とした団体と協働で人権尊重のまちづくりを目指すこと		
主な補助対象者		広く人権問題に取り組んでいる団体等		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		講演会、集会、研修会及び啓発イベント等		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市人権啓発活動補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	9 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	3,961	3,310	2,863
	申請件数（件）	17	17	16
	支給件数（件）	17	16	15

●補助金の概要

平成 16 年度から開始された補助金であり、広く人権問題に取り組んでいる団体等が行う事業について、必要経費の 2 分の 1 の範囲内で補助金を支給している。補助対象については、市の広報紙、所管課のホームページにて広報しているほか、募集のチラシを公民館、地域センター等に配布している。申請の流れは、申請を受け、書類を審査後、市の審査会にはかり、支給を決定している。

平成 24 年度の事業実施状況の概要は以下のとおりである。

<収支内訳>

(単位：円)

支給 団体	平成 24 年度					平成 25 年度
	事業内容	補助対象経費 (※)		一般参 加者数	参加者 1 人当たり 経費	継続の有無
		合計	うち謝金			
A	講演会	中止	-	-	-	有
B	研修会	489,040	163,000	132 名	3,705	有
C	研修会	114,750	40,000	52 名	2,207	有
D	パネル展示	408,646	-	636 名	643	有
E	講演会	82,782	55,000	27 名	3,066	無
F	講演会	976,641	400,000	40 名	24,416	有
G	講演会等	770,000	176,735	200 名	3,850	有
H	シンポジウ ム	547,841	220,000	70 名	7,826	有
I	研修会	320,582	100,000	68 名	4,714	有
J	シンポジウ ム	479,822	175,757	250 名	1,919	有
K	研修会	137,332	133,333	181 名	759	有
L	研修会	145,225	100,000	30 名	4,841	有
M	ラジオ放送	502,500	-	-	-	有
N	研修会	185,000	11,000	63 名	2,937	有
O	講演会	83,486	33,411	70 名	1,193	有
P	シンポジウ ム	481,600	330,000	100 名	4,816	無
合計		5,725,247	1,938,236	-	-	-

(※) 補助金額は補助対象経費の 2 分の 1 である。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 7】 効率的な補助金の使用について、積極的に指導すべきである

当該補助対象事業の経費内容とその事業の成果等をみると、効果的に行われているか疑問をもつものもある。例えば、平成 24 年度に実施された当該補助事業について、参加者 1 人当たり経費をみると、最少額で 643 円、最高額は 2 万 4,416 円と相当な差があり、この差は、費やした経費と参加者数の多寡の違いによるものである。実施方法や開催場所、テーマに関する社会的な認知状況が違うことから単純に参加者数のみ

で事業の成果を測れない側面もあるが、当該補助金が、人権尊重のまちづくりを目指し、これを達成する目的で、広く人権問題に取り組んでいる団体等に支給されるものであることを考えると、参加者数にて一定の成果を測ることができ、参加者1人当たり経費の額から補助事業の費用対効果をみることも有用であるとする。

参加者1人当たり経費を2万4,416円費やした団体Fの講演会の例をとりあげ、支出内訳をみると以下のとおりである。

<収支内訳>

(単位：円)

	項目	決算額	備考
収入	自己資金	488,321	
	補助金	488,320	補助対象経費の2分の1
	収入合計	976,641	
支出	講師謝金	400,000	2名×20万円
	講師旅費	75,320	交通費：2名×3万1,680円 宿泊代：2名×5,980円
	会場費	19,400	会場使用料
	印刷製本費	300,000	チラシ30円×10,000枚
	通信運搬費	109,321	ゆうメール(64円×1648通、77円×37通)など
	看板代	50,000	
	消耗品費	4,600	
	アルバイト代	18,000	アルバイト6名×3,000円
	支出合計	976,641	

市では、当該補助対象事業の実施にあたり、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」と題した説明書を各支給団体に提示し、事業開催にあたっての留意事項や支出項目ごとの上限額等を定め、説明を行っている。

当該補助対象事業の講師謝金は、講師2名に対し、各20万円支給されているが、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」において、講師謝金については、「講演、公演等を行うため外部より招聘した講師等については、1団体(1人)当たり40万円、1事業当たり70万円を上限とする」とされているため、規定の範囲である。また、印刷製本費については、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」において、「案内チラシ、ポスターについては、一枚当たりの単価の補助上限を、A4 40円、B4 50円、A3 60円、A2 150円、B2 200円(デザイン料を含

む) 」とされており、同事業では、A4 の案内チラシを 1 万枚作成しているが、単価 30 円で支出されているため、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」の規定の範囲内であり、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」には反していないかもしれない。しかし、1 人当たり 20 万円という謝金から集客力が高いと想定される講師を 2 名招聘し、かつ、案内チラシ 1 万枚を配布し、ゆうメールの通信費を含め約 40 万円の広告宣伝の費用を掛けた結果、実際の参加人数が 40 名のみという状況は、補助金が効率的に使用されているといえるのか疑問である。

市の財源をより効率的に使用するためには、補助対象事業の企画内容、参加者募集の方法、購入先選定方法等について、市も積極的な指導を行い、補助金がより効率的に使用されるよう図っていく必要がある。

また、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」では、案内チラシについては、印刷枚数にかかわらず単価の上限を規定しているが、多数印刷する場合には、相見積りの実施等により経費の削減も可能と思われる。さらに、例えば旅費については、「市の旅費規定の範囲内を限度とする」とされているが、謝金については、外部のイベントであることへの配慮から、相当高く上限が設定されている。これらのことから、当該事業に補助金を費やし、市の財源を使う以上、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」の規程の見直しも検討すべきと考える。

[意見 7] 謝金等の人件費に対する所得税の源泉徴収義務の指導等を行うことが望ましい
い

当該補助対象事業はイベントや講演の実施が多いため、補助対象経費のうち謝金等の人件費が占める割合が大きい。個人に支払う謝金については税法の規定により一定割合の所得税を源泉徴収した上で支払うことが義務付けられているが（注1）、当該補助事業の対象団体は人格なき社団などの小規模な組織も多く、そのような法的知識があるとは限らない。

例えば、支給団体Fでは、20万円の謝金につき10%の2万円の所得税を源泉徴収して18万円を講師に支払い、2万円は源泉所得税として税務署に納税する必要があるが、各団体に通知されている「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」に謝金等の源泉徴収義務の記載はなく、これまで特に指導も行っていなかったため、源泉徴収漏れの可能性が懸念される。

源泉徴収漏れは謝金を受領した個人の所得税申告漏れに繋がる恐れもあり、法的に源泉徴収の義務があることを支給団体等に指導するとともに、必要に応じて、源泉所得税の納付書も確認することが望ましい。

（注1）源泉徴収義務者について

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」という。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる（所得税法第6条）。

（注2）平成25年1月1日以降は源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収する必要がある。

保健福祉局福祉援護課

◆南ふれあいセンター経由バス路線補助金及び北ふれあいセンター経由バス路線補助金

補助金等名称		南ふれあいセンター経由バス路線補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		公共交通機関が付近にないことによる、交通手段に不便が生じている南ふれあいセンターの利便性の確保		
主な補助対象者		岡山電気軌道株式会社		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		南ふれあいセンター前を経由するバス路線の開設によって、事業実施の上で生じる赤字部分の補助		
補助金額（率）の算定根拠		南ふれあいセンター経由バス路線補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 11 年度		
	制度終了（予定）年度	不明		
	制度継続年数（～24 年度末）	14 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	3,600	3,600	3,600
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

補助金等名称		北ふれあいセンター経由バス路線補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		北センター前を経由する路線バスの運行を行い、北ふれあいセンター利用者の交通手段の利便性を確保すること		
主な補助対象者		中鉄バス株式会社		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		毎日（12月31日～1月3日は除く）2往復（4便）運行される北ふれあいセンター経由国立病院線のうち谷万成2丁目～岡山商大前の運行経路に対する補助		
補助金額（率）の算定根拠		北ふれあいセンターを経由するバス路線に対する補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成13年度		
	制度終了（予定）年度	不明		
	制度継続年数（～24年度末）	12年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	1,050	1,050	1,050
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●各補助金の概要

①南ふれあいセンター経由バス路線補助金

南ふれあいセンター経由バス路線補助金は、付近に公共交通機関がないことにより、交通手段に不便が生じている南ふれあいセンターの利用者の利便性の確保を図ることを目的に、市の要請に基づき「りんりんバス青江線」を延長して南ふれあいセンター前を経由するバス路線の新設をした岡山電気軌道株式会社に対して、当事業を実施する上で生じる赤字部分について、予算の範囲内において補助金を支給するものである。1日4往復運行されており、1便当たりのバス利用者の状況は平成24年度において平均2.7人である。

②北ふれあいセンター経由バス路線補助金

北ふれあいセンター経由バス路線補助金は、北ふれあいセンターへの交通手段の利便性を向上させるために、中鉄バス株式会社が、市の要請により運行する国立病院線の一部を北ふれあいセンター経由で運行することにより生じる経費の一部に対して、事業支援の目的で予算の範囲内において補助金を支給するものである。1日2往復運行されており、1便当たりのバス利用者の状況は平成24年度において平均0.1人である。

◎監査の指摘及び意見

【意見8】 バスの利用者数の増大に向けて改善策を検討することが望ましい

ふれあいセンターは、乳幼児から高齢者まで広く利用してもらうことを目的に設立された施設であり、交通弱者の来館手段を確保するため、過去においては、送迎バスの運行を委託していた。

バス路線確立後は、これらの送迎バス運行は行なわず、路線バス運行事業者への補助へ切替えたことで、経費は削減されているとのことである。

しかしながら、利用者は相当少ない状況であり、利用者数の増大に向け、改善策を検討することが望ましい。

◆民生委員活動費補助金及び地区民生委員協議会補助金

補助金等名称		民生委員活動費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		民生委員・児童委員活動の育成、援助を行い、社会福祉の増進を図ること		
主な補助対象者		岡山市民生委員児童委員協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		民生委員・児童員による地域福祉活動の推進		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和 52 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	36 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	83,872	83,829	84,015
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

補助金等名称		地区民生委員協議会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		民生委員・児童委員活動の育成、援助を行い、社会福祉の増進を図ること		
主な補助対象者		岡山市民生委員児童委員協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		民生委員・児童員による地域福祉活動の推進		
補助額（率）の算定根拠		岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和 52 年度		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24 年度末）	36 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	7,532	7,532	7,479
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●各補助金の概要

民生委員活動費補助金及び地区民生委員協議会補助金は、民生委員・児童委員活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進を図るため、岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱により、岡山市民生委員児童委員協議会の行う事業に対し、民生委員法第 26 条の規定により予算の範囲内において補助金を支給するものであり、補助金支給の対象となる事業は、次に掲げるものである。

- a 岡山市民生委員児童委員協議会会長活動
- b 岡山市民生委員児童委員協議会副会長活動
- c 地区会長活動
- d 民生委員児童委員活動
- e 地区民生委員児童委員協議会活動
- f 地区会長交通費

◎監査の指摘及び意見

【意見 9】 実支給額と補助金要綱の基準を一致させることが望ましい

民生委員等に対し支給される活動費について、岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱で定められている基準額と実支給額とについて、以下のとおり、乖離がある。

<要綱上>

- a 岡山市民生委員児童委員協議会会長活動費 1人当たり1万4,000円（支給人数：1人）
- b 岡山市民生委員児童委員協議会副会長活動費 1人当たり7,000円（支給人数：7人）
- c 地区会長活動費 1人当たり2万3,920円（支給人数：69人）
- d 民生委員児童委員活動費 1人当たり6万9,200円（支給人数：1,194人）
- e 地区民児協活動推進費 3万1,000円×69地区+2,640円×1,194人+197万9,000円

<実支給額>

- a 岡山市民生委員児童委員協議会会長活動費 1人当たり3万円（支給人数：1人）
- b 岡山市民生委員児童委員協議会副会長活動費 1人当たり1万5,000円（支給人数：7人）
- c 地区会長活動費 1人当たり1万2,000円（支給人数：69人）
- d 民生委員児童委員活動費 1人当たり6万9,200円（支給人数：1,194人）
- e 地区民児協活動推進費 3万1,000円×69地区+2,640円×1,194人+197万円

岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱上の基準額を市から岡山市民生委員児童委員協議会に支給し、各民生委員等には岡山市民生委員児童委員協議会から支給されている。岡山市民生委員児童委員協議会は実態に合わせ、支給単価を加減算して支給しているとのことであり、支給総額はほぼ同額である。しかし、岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱は市のホームページ上でも公表されており、要綱上の支給額と実態とが乖離していることは望ましくない。補助内容の透明性を図る観点から、要綱を実態に合わせる等の措置が必要と考える。

【意見 10】 補助金の目的や対象経費をより明確にするよう指導することが望ましい

岡山市民生委員児童委員協議会より、地区会の規模に応じ、地区会に定額の補助金が支給されている。補助金の使途について、「岡山市民生委員児童委員協議会活動費等交付対象経費に関する規程」により、次のとおり、規定されているが、より具体的に規定することが望ましいと考える。実際には地区会の研修や地域老人を対象にした交流事業等に使用されているとのことであるが、市は補助金の目的や補助対象経費をより明確に規定するように岡山市民生委員児童委員協議会に対して指導することが望ましい。

＜岡山市民生委員児童委員協議会活動費等交付対象経費に関する規程＞

(交付対象経費)

第3条 活動費の交付対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業費

民生委員の職務に関する地域福祉活動事業に係る経費

(2) 会議費

民生委員の職務に関する連絡及び調整、情報交換等を目的として会議に係る経費

(3) 研修費

民生委員の資質向上を目的として行う研修に係る経費

(4) 事務費

民生委員の職務に関する事務に係る経費

(5) 負担金

民生委員の職務に関する活動及び団体に支払う負担金

(6) 交通費

民生委員の職務に関する活動及び会議等の参加に係る交通費

◆ふれあい公社運営費補助金

補助金等名称		ふれあい公社運営費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		公益財団法人岡山市ふれあい公社の行う福祉・健康づくり・生涯学習に関する各種事業の財源に充て各種サービスの開発・提供を行うこと		
主な補助対象者		公益財団法人岡山市ふれあい公社		
補助対象者の区分		市の外郭団体		
補助対象事業の概要		a 在宅福祉サービスの実施及び新しい事業の開発事業 b 福祉・健康・生涯学習に関する各種サービス事業 c 高齢者・障害者と青少年との交流の促進事業 d 市民に対する健康・福祉情報の提供及び相談事業		
補助金額（率）の算定根拠		人件費と事業に係る事業費を基に算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成5年度		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24年度末）	20年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	37,008	36,090	36,199
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

ふれあい公社運営費補助金は、岡山市ふれあい公社運営費補助金交付要綱により、公益財団法人岡山市ふれあい公社が新しい発想に立った多様な在宅福祉サービスや福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、市民福祉の向上に寄与していく事業の実施のため、公益財団法人岡山市ふれあい公社に補助金を支給するものであり、補助対象事業は次のとおりである。

- a 在宅福祉サービスの実施及び新しい事業の開発事業
- b 福祉・健康・生涯学習に関する各種サービス事業
- c 高齢者・障害者と青少年との交流の促進事業
- d 市民に対する健康・福祉情報の提供及び相談事業

◎監査の指摘及び意見

【意見1】 に該当する

◆社会福祉協議会活動費補助金

補助金等名称		社会福祉協議会活動費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		民間社会福祉活動の増進を図ること		
主な補助対象者		社会福祉法人岡山市社会福祉協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体		
補助対象事業の概要		社会福祉法人岡山市社会福祉協議会の法人運営		
補助金額（率）の算定根拠		人事院勧告率や定期昇給率を用いて人件費を算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 8 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	17 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	93,537	95,374	94,748
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない法人である。

社会福祉協議会活動費補助金は、岡山市社会福祉事業補助金交付要綱により、民間社会福祉活動の増進を図るため、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を支給するものである。補助対象事業は、社会福祉法第 109 条第 1 項各号に規定されている以下の事業である。

- a 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- b 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- c 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- d 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

◎監査の指摘及び意見

【意見 1】 に該当する

なお、補助対象の主なものは人件費であり、人件費については、現地調査を実施し、対象団体の人員を把握するとともに、賃金台帳を確認している。ただし、経費については実施していないことから **【意見 1】** に該当するとしている。

◆日常生活自立支援事業補助金

補助金等名称		日常生活自立支援事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局福祉援護課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局福祉援護課		
補助金の目的		民間社会福祉活動の増進を図ること		
主な補助対象者		社会福祉法人岡山市社会福祉協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体		
補助対象事業の概要		社会福祉法人岡山市社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」に対する補助		
補助金額（率）の算定根拠		厚生労働省発社援第 0724001 号「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 50%、国 50%		
補助期間	制度開始年度	平成 11 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	14 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	21,051	23,902	21,276
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

日常生活自立支援事業補助金は、民間社会福祉活動の増進を図るため、岡山市日常生活自立支援事業費補助金交付要綱により、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」に対し、補助金を支給するものであり、補助対象経費は次のとおりである。

- a 給料に係る経費
- b 職員手当等に係る経費
- c 共済費に係る経費
- d 賃金に係る経費（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）
- e 報償費に係る経費

- f 旅費に係る経費
- g 需用費に係る経費（消耗品費、印刷製本費、修繕料及び食糧費に限る。）
- h 役務費に係る経費（通信運搬費及び手数料に限る。）
- i 委託料
- j 使用料及び賃借料
- k 備品購入費に係る経費（単価 30 万円以上の備品を除く。）
- l その他市長が必要と認めるもの

◎監査の指摘及び意見

【意見 1】 に該当する

保健福祉局生活保護・自立支援課

◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金

補助金等名称		要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局生活保護・自立支援課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局生活保護・自立支援課		
補助金の目的		要保護世帯の資産活用による生活保護の適正化		
主な補助対象者		社会福祉法人岡山県社会福祉協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		一定の居住用不動産（概ね資産価値 500 万円以上）を有し、当該不動産に居住を希望する要保護の高齢者世帯（65 歳以上）に対し、その不動産を担保に生活資金を貸し付ける事業		
補助金額（率）の算定根拠		要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 25%、国 75%		
補助期間	制度開始年度	平成 21 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	4 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	24,369	5,000	7,000
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金は、国の要保護高齢者世帯の支援制度である生活福祉資金（要保護世帯向け長期生活支援資金）貸付制度要綱に基づき、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が行う要保護世帯向け長期生活支援資金貸付に要する費用に対して、市が補助を行っているものである。貸付制度運用は、国が定める生活福祉資金（要保護世帯向け長期生活支援資金）貸付制度要綱に準拠する形で行われているため、補助金額は国が 75%を支給し都道府県又は指定都市

がその 25%を支給することが定められ、制度終了予定年度については未定であるため、市の補助終了年度も未定となっている。

◎監査の指摘及び意見

【意見 11】 貸付制度に関する PR を行うことが望ましい

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金の概要については、支給を行っている社会福祉法人岡山県社会福祉協議会のホームページに掲載されている一方で、所管課ホームページにおいては生活保護の相談・受付を行う旨に留まっている。

補助金行政の公正の確保と透明性の向上を図るべく、補助金の概要については所管課ホームページにおいても掲載することが望ましい。

保健福祉局高齢者福祉課

◆岡山市シルバー人材センター運営費補助金及び高齢者活用生活援助サービス事業費補助金

補助金等名称		岡山市シルバー人材センター運営費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局高齢者福祉課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局高齢者福祉課		
補助金の目的		定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引上げ等の社会保障制度改革に円滑に対応すること		
主な補助対象者		公益財団法人岡山市シルバー人材センター		
補助対象者の区分		市の外郭団体		
補助対象事業の概要		公益財団法人岡山市シルバー人材センターの運営において以下の事業に該当するもの a 公益財団法人岡山市シルバー人材センター運営費補助事業 b 安全・適正就業推進事業 c 就業機会創出員の配置事業 d ホホワイトカラー就業機会開発事業 e 生活圏域就業促進支援事業 f 女性就業拡大推進員の配置事業 g SC サポーターの配置事業		
補助金額（率）の算定根拠		補助対象経費に2分の1を乗じた額		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 12 年		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	13 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	20,820	20,820	20,820
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

補助金等名称		高齢者活用生活援助サービス事業費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局高齢者福祉課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局高齢者福祉課		
補助金の目的		要介護老人、核家族及び共働き家族の増加並びに障害者の地域生活支援により、増大が見込まれる介護及びこれに付随する福祉・家事サービスを高齢者である公益財団法人岡山市シルバー人材センター会員を活用して行う事業を推進すること		
主な補助対象者		公益財団法人岡山市シルバー人材センター		
補助対象者の区分		市の外郭団体		
補助対象事業の概要		高齢者活用生活援助サービスに係る以下の事業 a 就業希望者等への広報による公益財団法人岡山市シルバー人材センター会員の確保 b 利用希望者等への広報による就業機会開拓 c 利用者と公益財団法人岡山市シルバー人材センター会員との連絡調整、フォローアップ d 技能講習、研修 e 地域内関係機関との連絡調整等		
補助金額（率）の算定根拠		補助対象経費（共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕料に限る。）、役務費（通信運搬費に限る。）、委託料並びに使用料及び賃借料）の総額		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 21 年		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	4 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	4,000	4,000	4,000
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●各補助金の概要

①岡山市シルバー人材センター運営費補助金

岡山市シルバー人材センター運営費補助金は、定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引上げ等の社会保障制度改革に円滑に対応することを目的とし、高年齢者就業機会確保事業推進のため、岡山市シルバー人材センター運営費補助金要綱により、公益財団法人岡山市シルバー人材センターに対し、補助金を支給するものであり、補助対象となる事業は、次のとおりである。

- a 公益財団法人岡山市シルバー人材センター運営費補助事業
- b 安全・適正就業推進事業
- c 就業機会創出員の配置事業
- d ホワイトカラー就業機会開発事業
- e 生活圏域就業促進支援事業
- f 女性就業拡大推進員の配置事業
- g SCサポーターの配置事業

②高齢者活用生活援助サービス事業費補助金

高齢者活用生活援助サービス事業費補助金は、要介護老人、核家族及び共働き家族の増加並びに障害者の地域生活支援により、増大が見込まれる介護及びこれに付随する福祉・家事サービスを高齢者である公益財団法人岡山市シルバー人材センター会員を活用して行う事業を推進するため、高齢者活用生活援助サービス事業費補助金交付要綱により、公益財団法人岡山市シルバー人材センターへ補助金を支給するものであり、補助金の支給対象となる事業は、次のとおりである。

- a 高齢者活用生活援助サービス事業への就業希望者等への広報による周知・啓発、説明会の開催等センター会員の確保に関する事業
- b 高齢者活用生活援助サービス事業の利用希望者等への広報による周知、訪問による需要者の開拓等就業機会開拓に関する事業

- c 高齢者活用生活援助サービス事業の利用者と公益財団法人岡山市シルバー人材センター会員との連絡調整及びサービス提供に係るフォローアップ等に関する事業
- d 高齢者活用生活援助サービス事業に係る技能講習、研修等に関する事業
- e その他高齢者活用生活援助サービス事業に係る地域内関係機関との連絡調整等当該事業の円滑な実施に必要な事業

平成 24 年度の公益財団法人岡山市シルバー人材センターの決算状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益	
受託事業収益	717,858
労働者派遣事業等受託収益	1,184
受取会費	4,718
受取補助金	33,520
受取連合交付金（国からの補助金）	8,700
市補助金	24,820
受取寄付金	32
基本財産運用益	14
特定資産運用益	2
雑収益	240
経常収益計	757,572
経常費用	
事業費	733,660
管理費	12,239
経常費用計	745,899
当期経常増減額	11,672
当期経常外増減額	△ 744
当期一般正味財産増減額	10,928
当期指定正味財産増減額	744
当期正味財産増減額	11,672

公益財団法人岡山市シルバー人材センターに対し、市から合計約 2,400 万円の補助金が支給され、平成 24 年度の公益財団法人岡山市シルバー人材センターの決算では約 1,100 万円の利益（当期正味財産増減額）が発生（増加）している。

なお、公益財団法人岡山市シルバー人材センターは、補助対象事業以外の自主事業等
は行っていない。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 8】 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の 財源について説明責任を果たすべきである

a 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金について
公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の設置の経緯
及び積立の状況は次のとおりである。

(a) 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの再建のために支給された平成 19 年
度の補助金について

公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは、平成 19 年度に従業員の横領によ
り資金の損害が発生したことから、経営の安定化のため、市から 1 億 1,600 万円の
補助金を受領している。これは、横領事件後、公益財団法人岡山市シルバー人材セ
ンターが 1 億円を超える債務超過の状態に陥り、資金不足により債務返済が困難と
なり、事業存続の危機にあったことから、早期に公益財団法人岡山市シルバー人材
センターの経営の安定化を図り、シルバー人材センター事業を継続することで、高
齢者の雇用の促進などに資することを可能にするため、市が支給したものであり、
公益上必要性があるとして議会の承認を得て支給されたものである。

また、当該補助金の支給条件として、公益財団法人岡山市シルバー人材センター
の再建が完了したと認められる場合は、当該補助金の金額を市に納付することとさ
れている。

(b) 経営安定化造成基金積立資産の設置について

上述の補助金等支給決定の支給条件のとおり、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営を安定化させた後、当該補助金の金額を市に返納する必要があることから、当該金員を納付する資金を積み立てる目的で経営安定化造成基金積立資産を設置し、各会計年度末において、経常収益が経常費用を上回り利益が生じたときは、利益の20%以上を経営安定化造成基金積立資産に積立て、経営安定化造成基金積立金が1億1,600万円に達したとき、その全額を市に納付することとした。

(c) 経営安定化造成基金積立資産の財源について

公益財団法人岡山市シルバー人材センターは、当該横領事件発覚後、事務局の経理担当を2人体制とし、相互牽制機能を付与するとともに、チェック機能が働かなかった以前の反省を踏まえ、現在は、事務局次長を出納責任者とし、事務局長を経理責任者及び公印管理者とする執行管理体制をとり、平成21年度には総務経理指導員を配置し、経理業務の適正な運営を図る体制に改善された。また、収支改善策として、横領事件に関係する3名の職員を懲戒解雇し、その補充をしないことによる人件費の削減や不採算事業からの撤退及び旅費交通費等の経費の抑制により4,000万円以上の経費を削減している。また、受託事業の利益率の引き上げにより増収を図るなど経営改善の努力をし、徐々に経常収益が経常費用を上回るようになり、経営安定化造成基金積立資産については、当初の計画より遅れてはいるものの平成25年10月末時点で2,360万円が積み立てられている。

b 経営安定化造成基金積立資産の財源に対する市の説明責任について

経営安定化造成基金積立資産は公益財団法人岡山市シルバー人材センターの利益をもって積み立てられているが、過去に受領した補助金の返納の原資とするものであることから、その財源は公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られる必要がある。

補助金の対象事業において利益が発生しているのであれば、本来は、今後の補助金の見直し等の検討を行うべきであるが、上述のとおり、公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは横領事件発生以降、執行体制を改善し、経費削減や収益アップに努めた結果一定の成果を出している。これらのことは、横領事件の有無に係らず、本来実施すべきものであったともえるが、国の補助金が平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間にわたり大幅に削減されていることを勘案すると、発生している利益は主に公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力の結果ともいえる。しかしながら、公益財団法人岡山市シルバー人材センターが補助金交付の対象事業以外の自主事業等を実施していないこともあり、現状では、経営安定化造成基金積立金の財源が公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られたものか、補助金を受領していることにより得られたものかの明確な区別ができない。

今後、市は公益財団法人岡山市シルバー人材センターに補助金を支給するにあたり、財団運営に最低限必要な人件費のみを補助対象とする等、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立資産の財源が公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られたものであることを明確に説明できるようにする必要がある。

[意見 1] に該当する

◆岡山市老人クラブ補助金

補助金等名称		岡山市老人クラブ補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局高齢者福祉課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局高齢者福祉課		
補助金の目的		高齢者の老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資すること		
主な補助対象者		岡山市老人クラブ連合会、老人クラブ		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		岡山市老人クラブ連合会及び老人クラブの活動に際し、以下の活動に該当するもの a 社会奉仕活動 b 老人教養講座 c 健康の増進		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市老人クラブ事業助成要綱		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 67%		
補助期間	制度開始年度	昭和 47 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	41 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	30,371	30,465	31,012
	申請件数（件）	578	568	579
	支給件数（件）	578	568	579

●補助金の概要

岡山市老人クラブ補助金は、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資するため、岡山市老人クラブ連合会及び老人クラブに対し、補助金を支給するものであり、支給の対象となる事業は次のとおりである。

- a 老人クラブ事業 老人クラブが行う会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流に関する事業をいう。
- b 連合会事業 老人クラブ連合会が行う老人クラブの指導育成及び連絡調整並びに高齢者福祉の向上に関する事業をいう。

◎監査の指摘及び意見

【意見 1】 に該当する

【意見 12】 老人クラブの実態を把握することが望まれる

実績報告書を閲覧すると、会員数に比し、イベントへの参加人数が極端に少ないクラブがあるなど、老人クラブの実態を把握する必要性が感じられた。

高齢者は体調不良、家事都合等の諸事情により参加したくても参加が難しい状況があるため、参加割合が少ないことのみをもって問題であるとは判断できないが、補助金額は会員数により決定されることから、各クラブの実態を把握することは必要である。必要に応じて、各クラブへの現地調査を実施することにより、クラブの実態を把握することが望まれる。

保健福祉局医療助成課

◆岡山市福祉医療事務補助金

補助金等名称		岡山市福祉医療事務補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局医療助成課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局医療助成課		
補助金の目的		岡山市福祉医療事務の円滑な運営を図るため、関係の保険医療機関等に対し、岡山市福祉医療費助成制度に関する協力に対して補助金を支給するもの		
主な補助対象者		岡山市医師会、岡山市歯科医師会、岡山市薬剤師会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		<p>以下の事業について、理解を深め、診療報酬点数の証明や自己負担限度額までの請求を行う等の事務に対し補助を実施</p> <p>a 老人医療費（平成23年9月30日制度終了・償還給付は5年間有）</p> <p>b 心身障害者医療費（身障手帳1～3級所持者、重度の知的障害者に対し、医療費の自己負担金額から一部負担金額を差引いた額を助成する。）</p> <p>c 子ども医療費（小学校就学前の乳幼児の入通院医療費、小中学生の入院医療費に対し、医療費の自己負担金額を助成する。）</p> <p>d ひとり親家庭等医療費（ひとり親家庭の親と児童、父母のいない児童、父母のいない児童を養育している配偶者のいない者に対し、医療費の自己負担金額から一部負担金額を差引いた額を助成する。）</p>		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市福祉医療事務補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和46年		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24年度末）	42年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	10,925	10,925	10,925
	申請件数（件）	3	3	3
	支給件数（件）	3	3	3

●補助金の概要

岡山市福祉医療事務補助金は、老人医療事務・心身障害者医療事務・子ども医療事務・ひとり親家庭等医療事務の円滑な運営を図るために、予算の範囲内で、岡山市医師会・岡山市歯科医師会及び岡山市薬剤師会に対して支給しているものである。

支給理由としては、医療担当者が医療助成制度について理解し、円滑に実施するために生ずる事務負担や協力に対する補助とされている。

内容としては、各助成制度の周知徹底や月額上限額までの請求、医療費給付申請のための診療報酬点数等の証明業務などである。

予算要求は補助金額の上限額（1,092万円）で行われている。

a 補助対象経費

補助対象経費は、岡山市福祉医療事務補助金交付要綱において、「補助事業の実施に際し支出される経費のうち、広報費、人件費、会議費、旅費交通費、消耗品費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、研修会等負担金及び地域医療会等への分配金」とされている。

市は、補助金額の確定にあたり各事業者から以下の資料の提出を受けている。

資料	内容
補助事業等実績報告書	所定の報告様式のもの
補助対象経費決算額	補助対象経費の経費区分及び経費区分ごとの金額
事業者全体の歳入歳出決算書	事業者の全体の決算書
事業者全体の事業報告書	対象年度に実施した事業の内容が記載されたもの

所管課では、これらの資料に基づき、補助対象経費決算額に記載されている経費区分の金額が対象年度の歳入歳出決算書の経費区分の金額よりも小さいことを確認している。

b 補助金額について

補助金額は、岡山市福祉医療事務補助金交付要綱において、定められている補助基本額に、ひとり親家庭等医療費配分額（合計142万円）を加えた額を限度として、補助対象経費の実支給額を限度として支給している。なお、ひとり親家庭等医療費配分額は、前年度の取り扱い件数に応じて按分した額としている。

各事業者への補助基本額と平成 24 年度実際支給額は以下のとおりであり、結果として上限額で支給されている。

(単位：万円)

事業者名	補助基本額	平成 24 年度支給額
岡山市医師会	789	871
岡山市歯科医師会	142	162
岡山市薬剤師会	18	58
ひとり親家庭等医療費配分額	142	-
合計	1,092	1,092

◎監査の指摘及び意見

【指摘 9】 要綱上、実績報告を必要とする旨を明記すべきである

岡山市福祉医療事務補助金交付要綱において、実績報告についての記載がない。実際には、所定のフォームに基づき実績報告を受けている。市民に明確にする観点から、要綱において実績報告を要する旨を定めるべきである。

【意見 13】 支給可否を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい

補助基本額を支給上限額として設定しているものの、補助基本額の根拠について所管課に確認したところ、設定基準に関する資料は残っておらず、不明であるとのことであった。また、補助金の支給を開始した昭和 46 年以降、予算の編成上一時的に変動したものの、実質的な根拠の再考といった見直しは行われていない。

他都市の状況について確認したところ、政令指定都市 20 市中 10 市においては当該補助金と同性質を持つ医療助成の補助金・手数料等といったものは支給していないとのことである。支給の有無の違いは、市独自の医療保険制度の導入にあたっての各市の見解や各師会との交渉の状況により生じていると考えられている。市の所管課の見解としては、医療保険制度の改正とは違い、各市町村独自の助成制度の改正は、各市町村が医師会等の協力を得ながら実施すべきものであるということから、実質的には手数料のような性質を持つ補助金として、支給することが適切であるとされている。

しかし、導入当初は各医師会において手書で対応していた事務作業について、昨今ではシステム化が進んでおり、効率化が図られている可能性がある。また、このような補助金を支給していない他都市があることも事実であり、当該補助金の必要性についていささか疑念が生じる。従って、支給要否の検討を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい。

保健福祉局障害福祉課

◆地域生活支援事業費補助金（福祉ホーム）

補助金等名称		岡山市障害者地域生活支援事業補助金（福祉ホーム）		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局障害福祉課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局障害福祉課		
補助金の目的		現に住居を求めている障害者及びその監護者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより障害者の地域生活を支援すること		
主な補助対象者		身体・知的・精神障害者が利用する施設（登録事業者）		
補助対象者の区分		市登録事業者		
補助対象事業の概要		福祉ホームにおいて、地域生活の維持を支援すること		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市障害者福祉ホーム事業実施要綱		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 25%、国 50%、岡山県 25%		
補助期間	制度開始年度	平成 18 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	7 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	5,427	5,976	6,951
	申請件数（件）	12	12	24
	支給件数（件）	12	12	24

●補助金の概要

岡山市障害者地域生活支援事業補助金（福祉ホーム）は、現に住居を求めている障害者及びその監護者に低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者及びその監護者の地域生活を支援することを目的としているものである。支給決定障害者に対し行われる福祉ホーム事業を対象に、当該事業を行う施設に支給されるものである。

補助対象経費は、支給決定障害者に対して当該利用決定の有効期間内に行う福祉ホーム事業に要する費用とされている。ただし、次に掲げる経費は除かれている。

- a 施設の建設、維持、管理等に係る経費
- b 食材料費
- c 家賃
- d 光熱水費
- e 日用品費
- f 福祉ホームにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- g その他市長が不相当と認める経費

◎監査の指摘及び意見

【指摘 10】 実際の支給方法と補助金要綱とを一致させるべきである

補助対象経費の実額と、当該補助金要綱において定められている上限額とを比較し、少ない方を支給することとなっているが、実際には比較をせずに、上限額で支給されているのが実態である。要綱に従い、補助対象経費の実額と定められている上限額とを比較し、少ない方を支給すべきである。

保健福祉局保健管理課

◆岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金

補助金等名称		岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局保健管理課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局保健管理課		
補助金の目的		公衆浴場営業者に補助金を支給することによって、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図ること		
主な補助対象者		岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金交付要綱に規定する公衆浴場営業者		
補助対象者の区分		市内において、公衆浴場を経営するものであって、岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たす者		
補助対象事業の概要		公衆浴場の営業を行うために必要な「つくり湯（浴場の開場までに用意しておく浴槽一杯の湯）」を用意する事業（岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金交付要綱第3条）		
補助金額（率）の算定根拠		1公衆浴場当たり上限を60万円と積算し、事業の実施に際し、支出される経費に3分の2を乗じた額としている。（岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金交付要綱第5条）		
国・県等の補助制度の有無		無 （平成21年度の政令市移行前までは補助金額の半分を県が補助（上限30万円））		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和52年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24年度末）	36年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	7,550	6,000	6,000
	申請件数（件）	13	12	10
	支給件数（件）	13	12	10

●補助金の概要

岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金は、公衆浴場営業者に、つくり湯（日々浴場開場までに用意しておく浴場一杯の湯）を用意するのに必要な経費の一部を補助金として支

給するものであり、物価統制令第4条の規定により、入浴料金の価格が県単位で低価格に統制されていることから、公衆浴場の経営の安定化を図る目的で支給されている。

市では、自家風呂の普及率は未だ100%となっていないことから、公衆衛生上の観点から行政が入浴機会を確保する必要性があるとして当該補助金が支給されている。しかし、公衆浴場のなかでも比較的入浴者数の多い浴場の場合は、補助を行う必要性に乏しいことから、1日当たりの入浴者数が350人を超える浴場は補助対象外としており、平成25年3月31日時点における補助対象数は10浴場である。

◎監査の指摘及び意見

【指摘11】 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである

補助金額の算定は、事業の実施に際し、支出される経費に3分の2を乗じた額とし、1公衆浴場当たり上限を年間60万円として支給している（岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金交付要綱第5条）。

よって、づくり湯に係る経費の実績から補助金額の算定を行う必要があり、市では、各浴場より、毎年、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定している。各浴場の実績報告書を閲覧すると、以下の3浴場の例のとおり、全ての浴場で入場料金等と市補助金からの収入合計額をつくり湯にかかる経費として算定しているとみられた。また、づくり湯に係る経費は、水道光熱費や重油等の燃料費、人件費等と考えられるが、当該経費は、翌年度に提出される補助金交付申請の添付資料である前年の確定申告書の経費を上回っており、当該実績報告書に記載の支出額がつくり湯に係る経費の実績を表わしているとは認められない。

<実績報告書の事例>

(単位：千円)

浴場	実績報告書				確定申告書		
	収入		支出		収入	経費	備考
A	補助金（市）	600	つくり湯にかかる経費	3,600	3,799	3,619	経費の額は確定申告書に記載の経費の全額を記載
	入湯料金等	3,000					
	合計	3,600	合計	3,600			
B	補助金（市）	600	つくり湯にかかる経費	3,600	2,479	1,594	同上
	入湯料金等	3,000					
	合計	3,600	合計	3,600			
C	補助金（市）	600	つくり湯にかかる経費	2,600	2,030	2,067	同上
	入湯料金等	2,000					
	合計	2,600	合計	2,600			

市の説明によると、各浴場では補助対象経費は補助の基準額を上回っていると認識しており、一方で、補助対象経費が基準額を上回った場合には、上限額での補助金が支給されるため、実績報告書を正確に記載せず、経費を収入額に合致させて報告するような慣習となっていたとのことである。

実績報告される経費は、正確な金額を求めるべきである。

[指摘 12] 公衆浴場の経営実態を踏まえた補助制度とすべきである

岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金は、つくり湯の定義を、「浴場開場までに用意しておく浴槽一杯の湯」とし、その経費の一部を補助するものであるが、つくり湯の定義が抽象的でわかりにくく、それに係る経費を算定するのも困難であることから、実際には、浴場経営に係る経費の全額と基準額とを比較し、支出額を決定しているのが実態である。

本事業は、公衆衛生上の観点から自家風呂のない市民の入浴機会の確保のため、継続的経営確保を目的としていることから、補助対象をつくり湯の経費に限定する必要はないと考えるが、その場合は、要綱を変更する必要がある。

また、「第4. 1. (2) **[指摘 11] 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである**」(78頁)で述べたように、各浴場から提出されている実績報告書はそれぞれの経営実態を把握できる内容ではなく、また、補助金支給申請時に提出される前年の確定申告書からその収支の全体を確認し、補助の必要性を判断しているということであるが、一部には浴場以外の事業収支も合算された決算申告書が提出されているなど、浴場のみの経営実態を把握しえないものもあり、現状の補助金支給が、各公衆浴場の経営実態を把握した上での支給であるとはいいきれない状態である。

今後は、補助金支給目的に沿うよう、各浴場の経営実態を十分に把握し、補助金要綱の文言整理や変更も含め、経営実態を踏まえた補助制度とすべきである。

[意見 14] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい

岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金要綱の第5条に補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費に3分の2を乗じて得た額で、1公衆浴場当たり60万円を上限とする。とあるのみで、補助対象経費の範囲についての具体的な定めがない。市によると、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定について(昭和38年8月12日 環発第335号 各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知)」において、公衆浴場入浴料金統制額を決定する場合に公衆浴場の経営実態を調査するときの支出調査項目として挙げられている支出科目を参考に考えているとのことであるが、補助対象とする経費について要綱で明確にすることが望ましい。

◆岡山市愛育委員協議会補助金

補助金等名称		岡山市愛育委員協議会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	保健福祉局保健管理課		
	申請・支給等の実務を担う部署	保健福祉局保健管理課		
補助金の目的		市民の健康増進に寄与すること		
主な補助対象者		岡山市愛育委員協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		a 母子保健の向上に関する各種研修と活動 b 生活習慣病等の予防活動 c 健康増進事業		
補助金額（率）の算定根拠		以下の経費の合計額を上限とし、市長が定める額 a 地区活動に係る経費 b 運営・事務に係る経費 c 地域別愛育委員連絡会費 d 区別愛育委員連絡会費 e 地域別活動に係る経費 f 地域保健啓発活動に係る経費		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和 52 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	36 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	3,057	6,336	6,847
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

岡山市愛育委員協議会補助金は、市民の健康増進に寄与することを目的として、岡山市愛育委員協議会補助金要綱により、岡山市愛育協議会の活動に支給されるものであり、支給の対象となる事業は次のとおりである。

- a 母子保健の向上に関する各種研修と活動
- b 生活習慣病等の予防活動
- c 健康増進事業

岡山市愛育協議会では、生活習慣病等地区ごとの講習会の開催や市の発信する健康に関する情報冊子を各世帯に配布するなど、地域の人と人とのつながりを広める活動を行っている。

◎監査の指摘及び意見

[意見 15] 各地区、学区の収支計算書を入手し、実地調査等による検証の仕組みの構築が望まれる

岡山市愛育委員協議会補助金は、岡山市愛育委員協議会を通じて、各地区、学区へ配分され、実際には各地区及び学区にて補助金が使用されている。

補助対象経費について、岡山市愛育委員協議会より補助事業等実績報告書とそれに添えられる収支報告書の報告を受け、書面審査しているが、各地区及び学区の収支報告書等は入手していない。また、交付規則には必要に応じてとあるものの、実地調査はなされていない。

補助金の不正受給を牽制するためにも、各地区、学区の収支報告書を入手するとともに、実地調査により帳簿の閲覧や領収書のチェックを行うなど、収支計算書の検証の仕組みを構築することが望まれる。

岡山っ子育成局こども企画総務課

◆児童クラブ補助金

補助金等名称		岡山市児童クラブ補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局こども企画総務課		
補助金の目的		放課後児童対策の推進		
主な補助対象者		地域住民が組織する団体		
補助対象者の区分		その他（児童クラブを設置・運営するために、市内の小学校区ごとに地域住民が組織する団体（運営委員会））		
補助対象事業の概要		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に放課後安全に過ごす場所を提供する事業		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市児童クラブ補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 67%、国 33%		
補助期間	制度開始年度	平成 15 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	10 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	418,071	464,387	463,413
	申請件数（件）	81	84	84
	支給件数（件）	81	84	84

●補助金の概要

岡山市児童クラブ補助金は、放課後児童対策を促進するため、地域住民が主体となって設置・運営する児童クラブ活動に対し、支給している補助金である。

そのため、補助事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に放課後安全に過ごす場を提供する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとされている。

- a 10人以上の児童が在籍していること（ただし、児童クラブ設置承認書による承認を受けて3年以上経過し、事業実施小学校の児童数が少ないと認められる場合においては、3年間の暫定措置として5人以上の児童が在籍することで要件を満たすものとする。）
- b 原則として小学校の敷地内に児童クラブ活動のための施設、設備及び指導員が確保され、衛生及び安全が確保されていること
- c 原則として、年間を通じて開設されていること

市の児童クラブは運営委員会方式を採用しており、各地域住民の組織する団体に運営方針の決定を任せており、保護者からの支給額及び開設時間は下表のとおりである。

月額支給額区分	クラブ数	開設時間	クラブ数
5千円以下	13	放課後～5時	22
6千円以下	28	放課後～5時30分	5
7千円以下	15	放課後～6時	34
8千円以下	12	放課後～6時10分	2
9千円以下	6	放課後～6時15分	1
1万円以下	7	放課後～6時30分	7
1万円超	3	放課後～7時	13
合計	84	合計	84

（出典）市ホームページ。なお、ミニ児童クラブを除いたクラブ数としている。

●心豊かな岡山っ子育成プランについて

市は、「次世代育成支援対策推進法」第8条1項に基づき、全ての子育て家庭を対象として、市が今後進めていく子育て・子育てや若者への支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものとして「心豊かな岡山っ子育成プラン」を公表している。これは、平成16年度から平成21年度までの「岡山市子育てアクションプラン」の次期プランとして位置付け、継続性を保っているものである。

さらに、さまざまな分野の取組みを統合的・一体的に進めるために「岡山市都市ビジョン」との整合性を図り、また、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進

する条例（岡山っ子育成条例）」、「子ども・若者育成支援推進法」の行動計画を含み、その他関連計画との連携も図っているものである。

次世代育成支援対策法では、市町村が定める行動計画の期間は平成 17 年度からの 5 年を第 1 期とし、必要な見直しを平成 21 年度に行った上で平成 22 年度からの 5 年間の計画を定めるものとしている。

「心豊かな岡山っ子育成プラン」において、放課後児童健全育成事業（保護者が仕事等で昼間に家庭にいない児童に、放課後、適切な遊び及び生活の場を与えて、指導・援助を行うもの）の目標値として、平成 20 年度において 4,436 人であった放課後児童クラブ利用児童数を平成 26 年度には 5,200 人にすることを掲げている。

また、施策目標において、放課後児童クラブのニーズの増加への対応と設備面の充実を課題として認識し、放課後児童クラブの質の向上を今後の方向性として掲げている。

次世代育成支援対策推進法
（市町村行動計画）

第 8 条第 1 項

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 13】 児童クラブのサービス水準に公平性を担保すべきである

市の児童クラブは運営委員会方式をとっているため、運営方針の決定は各地域住民が組織する運営委員会に委ねられている。そのため、地域ごとに運営時間や休日の開設がさまざまであり統一されていない。児童クラブは学区と一体となっているため、他の地域の児童クラブのサービスを受けたくても選択の余地がないため、ある程度サービス水準を統一する必要がある。

「育成プランの課題」の今後の方向性で記載されているように、ニーズの増加への対応と設備面の充実を踏まえた児童クラブの質の向上を図るためには、たとえ運営委員会方式であっても、市が最低限必要と考えるサービス水準を明示し、一定のサービス水準を担保すべきである。市は、平成 27 年度からの子ども・子育て支援法の施行に伴い、省令で国から基準が示された後に条例を制定していくが、運営時間（開設時間）、休日運営及び保護者負担額等については、ある程度の統一性を確保すべきである。

一定の水準を満たさない児童クラブに対しては指導を行い、運営委員会方式ではサービス水準が確保できない場合は、例えば市からのアドバイザー派遣等により均一なサービス水準が維持できるような方策を市が講じる必要がある。

【意見 16】 「心豊かな岡山っ子育成プラン」の目標値を適宜見直すことが望ましい

「心豊かな岡山っ子育成プラン」において、平成 26 年度の利用児童数の目標値として 5,200 人が掲げられているが、近年の利用児童数は以下のように 4,300 人程度にとどまっている。

(単位：人)

各年度 4 月 1 日現在	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用児童数	4,291	4,356	4,247

これについて所管課は、1 年生から 3 年生の児童総数が、平成 21 年度から平成 25 年度で 1 万 9,892 人から 1 万 8,814 人へと千人を超える減少となっていることにより、当初目標である 5,200 人の達成は厳しいと考えられている。

児童数の減少は、目標値設定当初では見込まれていなかったことにより、このような事態に陥っているが、市全体の児童数が減少傾向にある現状を受けて、目標値を適宜見直し、公表することが望ましい。

◆岡山市青少年育成協議会補助金、青少年健全育成地域教育懇談会補助金

補助金等名称		岡山市青少年育成協議会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局こども企画総務課		
補助金の目的		青少年を保護善導し健全育成を図り、青少年を取り巻く環境を浄化し、併せて啓発広報を行うこと		
主な補助対象者		岡山市青少年育成協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市青少年育成協議会の活動 ・全中学校区にある地区育成協議会の活動 		
補助金額（率）の算定根拠		現状の活動実績、活動内容、経費		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	昭和 25 年（助成金）		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24 年度末）	63 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	10,317	10,562	10,739
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

補助金等名称		青少年健全育成地域教育懇談会補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局こども企画総務課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局こども企画総務課		
補助金の目的		保護者や地域住民による青少年の健全育成、非行防止活動推進		
主な補助対象者		岡山市青少年育成協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		36 中学校区と市内高等学校 PTA 連合会保導部が実施する地域教育懇談会に関する事業について補助		
補助金額（率）の算定根拠		参加者数、事業内容を勘案して算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 19 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	6 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	3,400	3,388	3,403
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●各補助金の概要

①岡山市青少年育成協議会補助金

岡山市青少年育成協議会補助金は、青少年を保護善導し健全育成を図るため、予算の範囲内において支給している。これは、青少年の不良化防止や非行防止は「青少年健全育成」を掲げる市としての重要な施策のひとつであり、活動を全市的、効果的に推進するために官公署だけでなく各団体、有識者等が一体となって、昭和 24 年 12 月 24 日に「岡山市青少年保導協議会」（平成 19 年度から育成協議会）を設立し、その活動に対して昭和 25 年度から岡山市青少年育成協議会へ補助金を支給しているものである。補助事業は、市内において行う以下の活動とされている。

- a 街頭補導活動
- b 健全育成活動
- c 青少年を取り巻く有害環境浄化活動
- d 啓発広報及び関係機関等の連携に関すること

②青少年健全育成地域教育懇談会補助金

青少年健全育成地域教育懇談会補助金は、保護者や地域住民による青少年の健全育成及び非行防止活動推進のため、予算の範囲内において支給している。これは、昭和54年、校内暴力、万引き等の少年非行が急激に増加したことを受け、家庭、学校及び地域社会が一体となって非行防止活動を促進する目的で「青少年非行防止町別懇談会」を組織し、これを運営して行くために、地域の青少年健全育成団体に組織されている「青少年保導協議会」に対して委託金を支給していたものが、平成19年度から補助金となったものである。補助事業は、岡山市青少年育成協議会が実施する青少年健全育成地域教育懇親会に関する事業とされている。

●岡山市青少年育成協議会について

町内会、婦人会、民生児童委員会、少年警察協助力員会、小中PTA協議会、市内高等学校PTA連合会保導部、小中学校長会、小売店、警察、教育委員会などの各団体がそれぞれの立場から協働して青少年の健全育成に関わり、活動を行うために「岡山市青少年育成協議会」が設置されている。また、岡山市青少年育成協議会は、各中学校区にある地区青少年育成協議会の活動の統括や、活動の助言などを行っている。

こういった活動は、各団体がそれぞれの持ち味を生かした上で、自発的かつ一体的に事業を行うことで、幅広い視点で青少年の健全育成・非行防止に寄与する事ができるとされている。これらの団体と地区育成協議会の活動を取りまとめたり、内容をさらに充実したものにしたりすることが、岡山市青少年育成協議会が担う役割であり、事業実施の主体となっている意義でもある。

さらに、地域で行う青少年の健全育成、非行防止活動にあたっては、市職員だけで市内全体をカバーすることは不可能であり、地域の実情に応じた適切な対応を行うために、地区青少年育成協議会に補完的な活動を依頼している。そのため、岡山市青少年育成協議会の職員は、岡山駅周辺での補導活動や地域量販店やゲームセンターでボランティアに活動の仕方を伝え地域ボランティアの養成を行うなどの活動を行っている。

また、新たな、青少年をめぐる課題（スマートフォン、薬物乱用、児童ポルノ等）についても地域での啓発広報は不可欠であり、このような課題に対応するためにも、地区青少年育成協議会による全市的な推進体制が一役を担っている。

市から岡山市青少年育成協議会へ支給された補助金額の一部は、各地域の団体に対し、地区育成協議会育成費や、地域教育懇談会補助金として配賦されている。

しかし、岡山市青少年育成協議会の職員は、地区青少年育成協議会の活動内容、予算の使い方等について熟知しており、提出書類の精査を行い、必要に応じて指導助言している。また、青少年育成協議会地域教育懇談会についても、岡山市青少年育成協議会補助金と同様、懇談会内容や経費執行に対する指導助言を行っている。この立場で、岡山市青少年育成協議会職員は各地区育成協議会の活動、文書の処理等の取りまとめを行うとともに市職員への連絡調整を行う役割を担っている。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 14】 補助金額の根拠を要綱上明確にすべきである

各補助金の支給額は、要綱上「補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会が定めた額」とされている。これについて、具体的に支給額の決定根拠となる指針はなく、予算額を上限として支給している。

一方、市から岡山市青少年育成協議会へ支給された補助金額の一部は、各地域の団体に対し、地区育成協議会育成費や、地域教育懇談会補助金として配賦されている。当該配賦額については、岡山市青少年育成協議会の定める『しおり』において、以下のように定められている。

(a) 青少年育成地区活動促進事業については以下の合計額

《1》共通事務費として 11万5,000円（通信運搬費、消耗品費、会議費等）

《2》その他活動費として 生徒1人50円×中学校生徒数（健全育成、啓発活動費等）

(b) 地域教育懇談会については以下の合計額

《1》共通事務費として 4万4,000円

⇒最低限の共通の事務費活動費（通信運搬費、消耗品費、会議費等）

《2》会議費として 1人当たり150円×懇談会参加実績人数の過去3年間平均

⇒その他会議費等150円（飲み物代120円+資料代30円）

補助金額の算定根拠に対する明確な指針がない場合、受給者はこれまでの受給額確保のために不必要な経費の支出・申請を行う可能性があり、モラルハザードの問題が生じると考えられる。また、補助金支給額の妥当性の検討において基準とすべき算定根拠が明示されていない場合、妥当性の検討結果を一定の水準に保つことができない可能性がある。そのため、補助支給先の岡山市青少年育成協議会で定められている『しおり』や実際に最低限必要と考えられる経費水準を考慮しながら、市から岡山市青少年育成協議会に対する補助金額の算定根拠を要綱上明確にすべきである。

[意見 17] 補助対象経費を要綱上明記することが望ましい

各補助金の要綱上、補助対象経費について明示された項目はなく、補助金額の記載の中に「補助事業に要する経費のうち」と記載されているのみである。具体的に対象となる費目を明示することが望ましい。

岡山っ子育成局保育園・幼稚園課

◆幼児教育センター補助金

補助金等名称		幼児教育センター補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		岡山市幼児教育センターに幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上並びに経営の健全化及び保護者負担の軽減を図ること		
主な補助対象者		学校法人		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		幼稚園の幼児教育に関する事業や管理運営に関する事業		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市幼児教育センター補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 63%、岡山県 37%		
補助期間	制度開始年度	平成 14 年		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24 年度末）	11 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	31,911	32,012	30,772
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

幼児教育センター補助金は、岡山市幼児教育センター条例第 6 条の規定に基づき、岡山市幼児教育センターに幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上並びに経営の健全化及び保護者負担の軽減を図るべく支給している。

これは、就学前教育のあり方について検討していくなかで、市立白石幼稚園（御南学区）の新築移転に代わって、幼稚園と保育園との一体型施設を建築することになり、当該幼児教育センターの開設に至っている。開設にあたって、運営を行う団体の公募を行い、幼稚園については学校法人虫明学園が選定された。

公募条件のなかには、授業料や教員配置等を公立幼稚園と同等にすることが盛り込まれており、これにより生ずる差額を市が支給することも明記されており、これに基づき、現在も補助金を支給している。

選考理由としては、学校法人虫明学園は近隣に私立幼稚園を運営しており、地域の信頼度も高く、経営も健全で、新しい教育保育に取り組もうとする意欲がみられた等の理由から民間の委員も含めた選考委員会において全委員一致で決定となった。

平成14年度から開始した補助金であり、5年契約で契約更新時に岡山市幼児教育センター内の幼稚園の運営を行う団体の公募を行っているが、実質的には導入当初に確定した学校法人虫明学園に対して継続的に支給されている。

a 補助対象経費

補助対象経費は、岡山市幼児教育センター補助金交付要綱において、以下のように定められている。

- (a) 人件費等、幼稚園の運営に係る経費
- (b) 教材、教育機器購入等、幼児教育に係る経費
- (c) 施設設備の保守等、幼稚園の管理に係る経費

対象経費の妥当性については、収支決算書のレビューにとどまっており、領収書のチェック等は実施していない。

b 補助金算定基準

補助金算定基準は、岡山市幼児教育センター補助金交付要綱別表において、以下のよ
うに定められており、これにより他の私立幼稚園との均衡を図っている。

補助金額

$$E \times 12 \text{か月} \times A \times B + (F \times A \times B) / 2 - (C + D) \times 12 \text{か月} \times A \times B - G + H$$

- A 定員
B 充足率 80% (定率)
C 授業料 (月額)
D 教材費 (月額)
E 市内私立幼稚園の平均月額授業料・教材費 (教育充実費を含む)
F 市内私立幼稚園の平均入園料
G 減価償却費相当額 (定額)
H 岡山県学校法人等運営費補助金 (一般分) 同額

備考 C, D, E, F, Hは事業年度の前々年度の額を用いる。

Aの定員は195名であり、Bの充足率80%の明確な設定根拠はなく、平成14年度制
度設定時から変更されていない。これを踏まえて補助金額算定式を組み替えると以下の
ようになる。

補助金額

$$\begin{aligned} &= \text{定数 (195名} \times 80\%) \times \text{授業料} \cdot \text{教材費の市内私立幼稚園の平均額} \\ &\quad \text{と補助対象幼稚園の差額} \\ &+ \text{定数 (195名} \times 80\%) \times \text{市内私立幼稚園の平均入園料の半額} \\ &+ \text{岡山県学校法人等運営費補助金} \\ &- \text{減価償却費相当} \end{aligned}$$

◎監査の指摘及び意見

【指摘 15】 補助金額の算定根拠が合理的でない

過去 3 年間の当該補助金を支給している学校法人虫明学園の在籍園児数は、以下のとおりである。

(単位：上段：組数、下段：人)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	定員
4 歳児	組	3	2	2	
	園児数	48	47	47	90
5 歳児	組	3	2	2	
	園児数	60	53	54	105
合計	組	6	4	4	
	園児数	108	100	101	195

(※) 全て、各年度の 5 月 1 日時点の情報である。

所管課に対し、算定根拠の具体的な内容を確認したところ、補助金額の算定式における定数（195 名×80%）は、幼児教育センターの運営において必要となる固定費に相当する算定根拠と捉えて定数としており、在籍園児数とは連動していない。その一方で、在籍園児数の増減を含む幼児教育センターの運営において必要となる変動費相当額は算定式上の「授業料・教材費の市内私立幼稚園の平均額と補助対象幼稚園の差額」や「市内私立幼稚園の平均入園料の半額」といった 1 人当たりの補助金支給額を調整しているとのことである。

しかし、固定費相当の算定根拠の考え方や在籍園児数の増減に係る 1 人当たりの補助金支給額の調整についての基準は要綱上明確になっていない。また、定数となる 156 名（195 名×80%）は平成 24 年度における在籍園児数 101 名よりも多いことを踏まえると、算定根拠が客観的に合理的なものとなっていないと考えられる。

例えば、固定費については費目別に適正と認められる一定額を設けた上で実際発生額と比較することにより算定し、変動費については在籍園児数に適正と認められる 1 人当たりの補助金支給額を乗じた額として算定した上で、合計金額を補助金額とする

といったように、実態に合わせて補助金額の算定根拠を客観的に合理的なものに改訂すべきである。

【意見 1】 に該当する

【意見 18】 補助金の必要性について検討することが望ましい

公施設ではあるが、あくまでも民営の幼稚園に対する支給である。民営の幼稚園であるにもかかわらず、補助金を支給することにより、自助的な経営努力を促進できない状況となっている可能性がある。補助金の必要性について、検討することが望ましい。

◆私立幼稚園就園奨励費補助金

補助金等名称		岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ること		
主な補助対象者		学校教育法第4条により設置認可された私立幼稚園の設置者		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		市内に居住する幼児を私立幼稚園へ通園させている保護者に、各私立幼稚園を通じて就園奨励（授業料・入園料の減免に対する助成）を行うこと		
補助金額（率）の算定根拠		幼稚園就園奨励費補助金（国庫補助）の補助金額及び公立・私立幼稚園間の保護者負担の差額を鑑みて算定		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 国の補助を除く残 国 33%以内		
補助期間	制度開始年度	昭和49年		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24年度末）	39年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	87,451	98,882	99,996
	申請件数（件）	20	19	20
	支給件数（件）	20	19	20

●補助金の概要

岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金は、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として支給されている補助金である。

補助事業者が、市に住所を有する満3歳以上の園児の保護者に対して行う保育料（授業料を含む。）及び入園料の減免として、岡山市私立幼稚園就園奨励金補助金交付要綱において定めている。

これは、国が、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、自治体が実施する就園奨励事業に対してその経費の一部を補助する事業（補助率の3分の1以内）を創設したのを機に開始したものである。

◎監査の指摘及び意見

【意見 19】 補助金の充当方法を検討することが望ましい

保護者に対して直接支給する方法（直接補助）も取りうるが、市では各施設者に対して支給する方法（間接補助）を採用している。しかし、実際に授業料の減免とするか、減免相当額を返金するかどうかは、各園の方針に任されている。

補助金の設定趣旨を鑑みれば、あくまでも当該補助は「保育料（授業料を含む。）及び入園料」に充当することを目的としており、「保育料（授業料を含む。）及び入園料」について滞納が生じた場合、補助金相当を充当することにより滞納の発生を防止することができる。

所管課は、各個人別の補助金の額は市民税所得割課税額に基づいて決定されていることから、年度初めにおいて補助金額が確定しないため、幼稚園で年度初めから減免後の金額で保護者から授業料を徴収することはできない。これについて、幼稚園の事務作業は増えるが、確定後将来にわたって減免することによっても、授業料の減免として処理することができる。補助金の趣旨及びその効果、ならびに実現可能性を踏まえて、各施設者での処理方法の統一を検討し、市から指導することが望ましい。

◆私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、時間延長保育事業補助金、休日保育事業補助金

補助金等名称		私立保育園障害児保育運営費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		保護者の労働、疾病などの理由により保育に欠け、かつ、心身に障害を有する児童に対し、必要な保育を行うことにより、心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障害児の福祉の増進を図ること		
主な補助対象者		私立保育園経営者		
補助対象者の区分		社会福祉法人他		
補助対象事業の概要		障害児の保育		
補助金額（率）の算定根拠		要綱に基づき算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 16 年度		
	制度終了（予定）年度	不明		
	制度継続年数（～24 年度末）	9 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	82,515	89,001	98,165
	申請件数（件）	42	48	48
	支給件数（件）	42	48	48

補助金等名称		一時預かり事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		一時的に家庭保育が困難となる児童の保育		
主な補助対象者		私立保育園経営者		
補助対象者の区分		社会福祉法人他		
補助対象事業の概要		一時的に家庭保育が困難となる児童の保育		
補助金額（率）の算定根拠		要綱に基づき算定		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 50%、国 50%		
補助期間	制度開始年度	不明		
	制度終了（予定）年度	不明		
	制度継続年数（～24年度末）	不明		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	91,280	103,458	108,674
	申請件数（件）	51	56	58
	支給件数（件）	51	56	58

補助金等名称		時間延長保育事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		延長保育に対する需要に対応		
主な補助対象者		私立保育園経営者		
補助対象者の区分		社会福祉法人他		
補助対象事業の概要		延長保育		
補助金額（率）の算定根拠		要綱に基づき算定		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 67%、国 33%		
補助期間	制度開始年度	不明		
	制度終了（予定）年度	不明		
	制度継続年数（～24年度末）	不明		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	321,597	331,640	336,208
	申請件数（件）	61	62	63
	支給件数（件）	61	62	63

補助金等名称		休日保育事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		休日等において保育に欠ける児童に対する保育の需要に対応		
主な補助対象者		私立保育園経営者		
補助対象者の区分		社会福祉法人他		
補助対象事業の概要		休日等（日曜日及び祝日）保育		
補助金額（率）の算定根拠		要綱に基づき算定		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 67%、国 33%		
補助期間	制度開始年度	不明		
	制度終了（予定）年度	不明		
	制度継続年数（～24年度末）	不明		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	10,693	10,201	12,052
	申請件数（件）	8	8	8
	支給件数（件）	8	8	8

●各補助金の概要

①私立保育園障害児保育運営費補助金

私立保育園障害児保育運営費補助金は、障害児の福祉の増進を図るために、障害児を受け入れている私立保育所に対し、予算の範囲内で支給している補助金である。ここでいう障害児とは、以下のいずれかの要件に該当する児童をいう。

- a 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- b 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の支給を受けている児童
- c 「療育手帳制度について」に基づき療育手帳の支給を受けている児童
- d その他上述に掲げる児童と同等程度の障害を有するものと児童相談所又は医療機関等において判定し、又は診断された児童

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(用語の定義)

第2条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

4 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

身体障害者福祉法

(身体障害者)

第4条

この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

…省略…

(身体障害者手帳)

第15条

1 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現所在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。但し、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。但し、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代つて申請するものとする。

…省略…

5 都道府県知事は、第一項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

「療育手帳制度について」

第2 交付対象者

手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付する。

②一時預かり事業補助金

一時預かり事業補助金は、一時的に家庭での保育が困難となる場合に安心して子育てができる体制を整備するため、私立保育所が自主的に一時預かり事業を取組む場合、予算の範囲内において支給しているものである。

ここにおける一時預かりとは、以下のいずれかに該当する乳幼児に対して保育所で行われる児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。

a 勤務形態等の事由によるもの

保護者の勤務形態、職業訓練、就学等により家庭における保育が困難となる乳幼児

b 緊急的な事由によるもの

保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等の事情により、家庭における保育が困難となる乳幼児

c その他の事由によるもの

(a) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の理由により一時的に保育が必要にある乳幼児

(b) 障害児や乳幼児数の減少した地域の乳幼児を体験的に入所させ、集団保育を体験させるため等により受け入れる乳幼児

d 市長が特に必要があると認める乳幼児

児童福祉法

第6条の3第7項 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

③時間延長保育事業補助金

時間延長保育事業補助金は、保護者の勤労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、私立保育所が自主的に取組む場合に予算の範囲内で支給しているものである。ここでいう延長保育とは、保育所の11時間の開所時間の前後において、30分以上連続して開所時間を延長し、保育を行うことをいう。

また、補助事業は以下に該当するものであり、かつ、保護者負担金額の設定のあるものとされている。

a 保育事業：以下のいずれも満たした延長保育を実施する事業

(a) 保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により保育時間を延長する必要があると認められる事業に対して実施すること

(b) 延長保育の時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること
(ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。)

(c) 延長保育を受ける児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること

(d) 日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること

(e) その他保育にあたっては、保育所保育指針に留意し、適宜、実態に合わせて実施すること

b 推進事業：aを実施するものが、延長保育実施のため、11時間の開所時間内に岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第48条第2項及びその他の補助金等の配置基準を超えて保育士を1名以上配置する事業

④休日保育事業補助金

休日保育事業補助金は、保護者の勤務等により、休日等において保育に欠ける児童に対する保育の需要に対応し、乳幼児の福祉の向上を図るために、休日保育を実施した保育所に対して予算の範囲内で支給するものである。

ここでの休日保育とは、市内に居住し、児童福祉法第24条の規定による保育の実施を受けている児童であって、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日において保育に欠ける児童に対し、保育所で保育を行うことをいう。

児童福祉法

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

●各補助金の補助金額

①私立保育園障害児保育運営費補助金の補助金額

私立保育園障害児保育運営費補助金の支給額は、保育所ごとに、補助事業の実施にかかる実支出額から寄附金その他収入金を控除した額で、補助金限度額を超えない額としている。補助金限度額は、保育所ごとにその区分に従い、定められている以下の額となっている。

a 拠点保育所以外の保育所：以下の計算方法により算定した額の合計額

- ・補助金の概要の a に該当する児童

月額 7 万 4,000 円 × 各月の初日における障害児の人数

- ・補助金の概要の b ～ d のいずれかに該当する児童

1 人目から 3 人目 1 人当たり月額 3 万 7,000 円

4 人目から 6 人目まで 1 人当たり月額 4 万 5,000 円

7 人目以上 1 人当たり月額 5 万円

b 拠点保育所：上述 a の額に年額 200 万円を加えた額

各月の初日における障害児の数が 5 人を超えている場合にあっては、さらに各月ごとに以下の金額を加算した額

月額 3 万 3,300 円 × (月の初日における障害児数 - 5 人)

実際に支給されている補助金の額は、ほぼ補助基準額満額となっている。

②一時預かり事業補助金の補助金額

一時預かり事業補助金の補助金額は、基準額と事業を実施するために要した費用から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と比較して、いずれか少ない方の額を支給している。なお、基準額は以下に基づき算定される。

a 基本分

年間延べ児童数により区分される以下の額。なお、1日当たり4時間未満の利用乳幼児については、2人で1人と算定する。

(単位：万円)

年間延べ利用児童数	1箇所当たりの年額
25人以上300人未満	45
300人以上900人未満	135
900人以上1,500人未満	243
1,500人以上2,100人未満	351
2,100人以上2,700人未満	459
2,700人以上3,300人未満	567
3,300人以上3,900人未満	675
3,900人以上	783

b 減免加算分

岡山市保育所における保育の実施及び利用料徴収に関する条例別表に掲げるA階層及びB階層に該当する世帯の減免を行った場合、児童1日1人につき、実際に減免した額と以下の単価とを比較して少ない方の額に利用日数を乗じた額の合計額とする。

1日の利用時間	
4時間未満の場合	4時間以上の場合
1,000円	2,000円

実際に支給されている補助金の額は、ほぼ補助基準額満額となっている。なお、これらの基準額は、国の補助金額を参考に設定されている。

③時間延長保育事業補助金の補助金額

時間延長保育事業補助金の補助金額は、補助事業の区分ごとに、補助対象経費の実支給額から徴収金、寄附金、その他の収入金を控除した額と基準額を比較して、いずれか少ない方の額とされている。

実際に支給されている補助金の額は、ほぼ補助基準額満額となっている。なお、補助金の基準額は、国の補助金額を参考に設定されている。

なお、補助対象経費は補助事業の実施に際し支出される経費のうち、以下に該当する者に限るとされている。

- a 保育事業：延長保育の実施に必要な人件費、給食費、その他必要となる経費
- b 推進事業：岡山市延長保育事業補助金交付要綱第3条第2号に規定する保育士の配置に必要な経費

④休日保育事業補助金の補助金額

休日保育事業補助金の補助金額は、以下に基づき算定された基準額と休日保育を実施するために要する経費から利用者負担その他収入金を控除した額とを比較して、いずれか低い方の額とされている。

- a 基本分（年間延べ利用児童数が210人以下）

1箇所当たり年額 133万1,000円

- b 加算分（年間延べ利用児童数が211人以上の場合は、基本額に次の額を加算）

1箇所当たり年額 7万3,500円（211人以上 280人未満）

22万500円（280人以上 350人未満）

36万7,500円（350人以上 420人未満）

51万4,500円（420人以上 490人未満）

66万1,500円(490人以上 560人未満)
80万8,500円(560人以上 630人未満)
95万5,500円 630人以上 700人未満)
110万2,500円(700人以上 770人未満)
124万9,500円(770人以上 840人未満)
139万6,500円(840人以上 910人未満)
154万3,500円(910人以上 980人未満)
169万0,500円(980人以上 1,050人未満)
183万7,500円(1,050人以上)

- c 岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例別表(第5条関係)に掲げる階層区分中、A階層及びB階層に該当する世帯に属する児童について減免を行った場合、該当する児童1名につき、実際に減免した額と次により算定した額とを比較して低い方の額を限度として支給する。

減免限度額 減免対象者1人1日当たり 2,000円

実際に支給されている補助金の額は、ほぼ補助基準額満額となっている。なお、補助金の基準額は、国の補助金額を参考に設定されている。

ただし、紅陽台ちどり保育園に係る補助金の額は、上述にかかわらず、次の額の合計額とされており、cについては適用されない。

(a) a及びbにより算定された補助金額の3分の1

(b) a及びbにより算定された補助金額から(a)の額を控除した額

×(市居住の延べ利用児童数÷延べ利用児童数)

これは、当該保育園が玉野市との境界付近にある施設であり、岡山市と玉野市の両方の園児を受け入れていることに起因しており、受け入れ児童の人数のうち市に居住する児童が占める割合がほぼ3分の1程度であることから、このような算定式となっている。

◎監査の指摘及び意見

[意見 20] 補助対象経費を要綱上明確にすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・休日保育）

私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、休日保育事業補助金については、各要綱上「事業を実施するに要した費用」としか記載されておらず、具体的にどういった費目が認められるかについて、明確にされていない。

具体的な補助対象経費が不明確であるため、補助金が補助金支給の目的に整合しない経費に使用される可能性がある。よって、要綱上、補助対象経費を明確化することが望ましい。

[意見 21] 補助対象経費の根拠資料をチェックすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・時間延長保育・休日保育）

私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、時間延長保育事業補助金、休日保育事業補助金といった4つの補助金に関する補助対象経費について、各事業の補助対象経費の実績報告書の提出を受け、書面審査しているものの、実績報告書と各保育園の全体の収支決算書の関連性の検討や、交付規則において必要に応じて実施できるとされている実地調査はなされていない。

これについて所管課は、それぞれの補助対象事業を実施するために要する経費について、保育園が自助努力で行っている保育事業や他の補助対象事業を実施するために要する費用との切り分けが困難であることから、各保育園の報告内容を信頼しており、補助対象経費の内容についてのチェックが困難であると考えている。

しかし実際には、保育園全体の経費の一部を切り出して実績報告を受けている以上、切り出し方を含む経費の報告内容についての各保育園の考え方を確認し、その考え方が補助金の趣旨に則しているかどうかをチェックする必要がある。さらに、切り出し部分の考え方を確認することにより、よりよい方法を取っている保育園の方法を、他の保育園に対し指導することにより、全体の報告内容の精度を上げることができる。

また、補助金の不正受給を牽制するためにも、実地調査を実施し、帳簿の閲覧や領収書等のチェック、補助対象経費に物品等が含まれる場合は使用状況も含めた補助金支給対象の現物チェックなどを行うことが望ましい。

このような定期的なチェックを行うことにより、補助金制度全体に対する透明性が確保され、制度の安定化にもつながることから、適正な報告を行っている補助事業者にもメリットがあると考えられる。

◆登録保育施設補助金

補助金等名称		登録保育施設補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
	申請・支給等の実務を担う部署	岡山っ子育成局保育園・幼稚園課		
補助金の目的		認可保育所の補完的役割の助長		
主な補助対象者		認可外保育施設のうち市登録保育施設の設置者		
補助対象者の区分		その他（個人、法人）		
補助対象事業の概要		乳幼児の保育		
補助金額（率）の算定根拠		要綱に基づき算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 12 年度		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24 年度末）	13 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	8,659	9,351	10,663
	申請件数（件）	20	22	24
	支給件数（件）	20	22	24

●補助金の概要

登録保育施設補助金は、認可外保育施設が認可保育所の補完的役割を担っている状況に鑑み、児童福祉法の理念に基づき、岡山市認可外保育施設登録要綱により登録した施設の設置者に対して支給しているものである。

a 補助対象経費について

補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の算定にあたって対象となる経費の額は、以下のものとしている。

○基本額

- (a) 現有施設の維持管理経費（新築・増築に係る経費を除く。修理・修繕・クリーニング・害虫駆除等費用）
- (b) 計画したカリキュラム実施のための経費（外部講師謝礼・レッスン料等）
- (c) 遊具、保育用品等購入経費（玩具・絵本・机・椅子・楽器等）

(d) 備品・什器等購入設置経費（保育の実施に直接必要とするもの 戸棚・視聴覚機器・保育室のカーテン・日よけテント等）

(e) 衛生管理・安全確保のために必要とする用品・備品等の購入設置経費（消毒液・洗濯機・安全柵等）

(f) (a) から (e) に類する費用で、市長が認めた経費（児童の処遇向上に直接寄与するもの）

(g) (a) から (f) の経費支出に付帯する経費（手数料・配送料等）

○加算額

(a) 児童の健康診断実施に必要な経費

(b) 調理調乳担当者の検便実施に必要な経費

各登録保育施設から補助対象経費に係る領収書の提出を受けており、所管課の担当職員が内容を確認しており、不明事項・異常点があれば、電話での問い合わせを行っている。

b 補助金額

補助金の額は、岡山市登録保育施設補助金交付要綱第5条において、基本額と加算額の区分ごとに、補助基準額と上述の補助対象経費の実際支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較していずれか少ない方とされている。

補助基準額は下表のとおりであり、実質的には補助対象経費の実際支出額から寄付金その他の収入額を控除した額が補助基準額を上回るため、補助基準額で支給されている。

区分	基準額
○ 基本 分	施設割 (a) 専用の調理設備を有し、職員が施設において調理するか、又は、その調理施設を利用して給食調理を業者に委託等し、それぞれ児童に給食の提供をする登録保育施設 <div style="text-align: right;">1 施設当たり年額 200,000 円</div>
	(b) 上述以外の施設 <div style="text-align: right;">1 施設当たり年額 150,000 円</div>
	児童割 当該年度の登録保育施設について、次の区分により定める額とする。 (a) 乳児 <div style="text-align: right;">9,500 円×当該年度4月1日現在市内在住の月極契約児童数</div> (b) 1歳児、2歳児 <div style="text-align: right;">6,400 円×当該年度4月1日現在市内在住の月極契約児童数</div> (c) 3歳児以上 <div style="text-align: right;">4,600 円×当該年度4月1日現在市内在住の月極契約児童数</div>
○ 加 算 分	児童を対象とする健康診断 児童を対象とする健康診断を年2回以上実施した場合、次に定める額を加算する。 <div style="text-align: right;">1 施設当たり年額 61,000 円</div>
	検便 調理調乳担当者が、1年を通じて毎月1回以上赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌検査を含む検便を実施した場合、次の区分により定める額を加算する。 (a) 基本分施設割 (a) の施設 <div style="text-align: right;">1 施設当たり年額 36,000 円 (ただし、調理乳児担当者が1人の場合は18,000 円)</div> (b) 基本分施設割 (b) の施設 <div style="text-align: right;">1 施設当たり年額 18,000 円</div>

◎監査の指摘及び意見

[意見 22] 納品事実・使用状況を確認することが望ましい

各登録保育施設からの提出資料の中には、購入したものの自体の写真が資料として請求書と一緒に保管されているものもあったが、全てについて納品の事実の確認まではなされていなかった。

当該補助金の支給先は認可外の保育施設であり、市の定める水準での管理レベルに達していないと考えられる。そのため、領収書のチェックだけでは実際には異なるものを購入してもわからないことから、一定金額以上の経費については、領収書だけでなく購入品の写真や受講資料のコピーの提出も受けることが望ましい。

また、補助金獲得のために、不必要な遊具・保育用品等を購入する可能性があることから、年に1度実施している登録要件の確認のための実地調査時に、過去一定期間以内に補助金の支給対象として購入したもののうち、使われずに倉庫等に保管されているものがないかどうか確認することが望ましい。

環境局環境保全課

◆住宅用太陽光発電システム設置等補助金

補助金等名称		住宅用太陽光発電システム設置等補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	環境局環境保全課		
	申請・支給等の実務を担う部署	環境局環境保全課		
補助金の目的		住宅用太陽光発電システムの導入促進		
主な補助対象者		居住する住宅又は所有する共同住宅の共用部分にシステムを設置した者		
補助対象者の区分		個人・その他（共同住宅を所有する法人又は個人）		
補助対象事業の概要		10kW 未満の住宅用太陽光発電システムを設置した者に対する経費の一部補助		
補助金額（率）の算定根拠		市場の動向を踏まえ国及び他都市の状況を参考に算定		
国・県等の補助制度の有無		有（ただし県は省エネ設備とセットの補助金）		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 21 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	4 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	96,841	112,300	156,589
	申請件数（件）	898	1,204	1,660
	支給件数（件）	898	1,204	1,660

●補助金の概要

市では岡山市環境基本計画及び岡山市地球温暖化対策実行計画に基づく CO2 排出量抑制のため住宅用太陽光発電システムの設置を推奨しており、住宅用太陽光発電システム設置等補助金は住宅用太陽光発電システムの導入を金額面から支援するために導入されたものである。

住宅用太陽光発電システム導入に対する国の支援制度として一般社団法人太陽光発電協会/太陽光発電普及拡大センターが実施する住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業が存在し、市では国の支援制度に基づき、岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱を整備しており、支給要件も同事業に準じている。

また、平成 24 年度までは一般社団法人太陽光発電協会/太陽光発電普及拡大センターからの補助金支給を受けていることが条件となっていたが、支給期限に間に合わない事例が多数発生したため、平成 25 年度より一般社団法人太陽光発電協会/太陽光発電普及拡大センターからの補助金受領は支給要件から撤廃されている。

市では岡山市環境基本計画に基づき住宅への太陽光発電システム設置の目標件数を設定しており、目標件数と実績件数は表のとおりとなっている。

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 27 年度 (中間目標)	平成 37 年度 (最終目標)
住宅への太陽光発電 システム設置件数	6,697	9,121	11,822	21,000	70,000
達成率	31.9%	43.4%	56.3%	-	-

◎監査の指摘及び意見

【指摘 16】 稼働実績報告の入手を徹底すべきである

平成 24 年度岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱によると、補助金受領者は補助金の支給決定の属する年の翌年 4 月より 2 年間、6 か月ごとに稼働実績に関して報告書を提出する義務があるが、補助金の受領を受けた時点と報告の開始日に開きがあるため、補助金受領者が報告を失念するケースがあるが、現状市側からの督促は行われていない。

この点稼働実績に関する報告書提出を義務づけた趣旨に鑑み、稼働実績に関する報告書を提出していない補助金受領者に対しては督促等を行い、稼働実績に関する報告書を入手すべきである。

【意見 23】 終期設定を行うことが望ましい

住宅用太陽光発電システム設置等補助金には、岡山市環境基本計画において中間目標及び最終目標の設定があるものの、補助金支給の終期については設定が行われていない。

しかしながら、終期を設定し公表することで自家用太陽光発電設備導入に対する市民の意識も高まり、岡山市環境基本計画に基づく目標数値達成に資するものと推察される。

そのため既に平成 25 年度を以って終了が決定した国の補助金制度及び他都市の補助金制度の終期等を勘案しながら、終期を設定することが望ましい。

経済局産業振興・雇用推進課

◆勤労者福祉事業費補助金

補助金等名称		勤労者福祉事業費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	経済局産業振興・雇用推進課		
	申請・支給等の実務を担う部署	経済局産業振興・雇用推進課		
補助金の目的		労働団体の健全な発展と勤労者の教養文化の向上及び余暇活動の充実を図ること		
主な補助対象者		岡山市勤労者協議会、西大寺地区労働組合協議会		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		勤労者の資質向上のための教養文化事務事業、余暇活動の充実のための事務事業		
補助金額（率）の算定根拠		例年の事業を基礎とし、見直し改善したもの		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 70.19%		
補助期間	制度開始年度	昭和 28 年度		
	制度終了（予定）年度	西大寺地区労働組合協議会については、平成 24 年度で終了。		
	制度継続年数（～24 年度末）	60 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	6,500	6,200	6,200
	申請件数（件）	2	2	2
	支給件数（件）	2	2	2

●補助金の概要

勤労者福祉事業費補助金は、岡山市勤労者協議会及び西大寺地区労働組合協議会（西大寺は事業運営継続が困難となったため平成 24 年度で終了）に対して支給されている。補助対象となっている事業は、勤労者福祉事業費補助金交付要綱において労働者団体等勤労者の資質向上のための教養文化事務事業、労働者団体等勤労者の余暇活動の充実のための事務事業及び労働団体の健全な育成のために市長が必要と認める事務事業とされている。

具体的には、市との共催による岡山市勤労者軟式野球大会や、「美しい岡山」をつくる市民運動の会への参加活動、市民美術展、各種講演会を実施し、労働団体だけに限らない、勤労者及び広く市民に開放されたイベント、事業等について実施・協力している。

◎監査の指摘及び意見

[指摘 17] 剰余金の取り扱いについて返還を含めて検討すべきである

平成 24 年度の西大寺地区労働組合協議会の支出概要は以下のとおりである。

< 西大寺地区労働組合協議会 >

(単位：千円)

項目		支出額	摘要
事務費	事務費	49	
	通信費	99	
	その他	60	
行動費	行動費	388	
	教育文化費	150	
	レクリエーション費	421	
その他	その他	926	次期繰越金（707 千円）等
合計		2,094	

西大寺地区労働組合協議会については、平成 24 年度で補助金制度が終了するが、事業規模に比して多い 707 千円の次期繰越金の扱いについて、市が協議に積極的に関与し、返金を求める必要があるか検証する必要がある。

[指摘 18] 中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである

平成 24 年度の岡山市勤労者協議会の支出概要は以下のとおりである。

<岡山市勤労者協議会>

(単位：千円)

項目		支出額	摘要
事務費	事務局費	1,500	人件費、光熱水費等
	通信費	68	電話、切手等
	事務費	24	
事業費	教育文化費	1,607	市民美術展、わくわく子供まつり、各種講演会等
	体育奨励費	1,035	勤労者軟式野球大会等
	その他	1,204	ボウリング大会等
交付金	交付金	1,500	岡山地区労働組合協議会、岡山地区平和センター、連合地区協会への各事業に対するの交付金
その他	その他	183	
合計		7,123	

岡山市勤労者協議会については、補助が開始された昭和 30 年前後当時とは加入者の大幅な減少など労働団体を取り巻く環境も大きく変容している。このため、当初は労働者団体を対象とした事業に対する補助の意味合いが強かったものの、岡山市勤労者協議会の行う事業の多くは広く勤労者に開放されたものとするよう、市からも指導しているところである。

岡山市勤労者協議会の支出のうち、交付金については岡山地区労働組合協議会、岡山地区平和センター、連合地区協会の各事業に対して交付しているとのことであるが、市の担当部署もその詳細については把握できておらず、要綱の趣旨に見合う支出となっているか否かについて判然としない。

このように、支出内容についてその中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである。

◆岡山貿易情報センター補助金

補助金等名称		岡山貿易情報センター補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	経済局産業振興・雇用推進課		
	申請・支給等の実務を担う部署	経済局産業振興・雇用推進課		
補助金の目的		商工団体の健全な育成及び発展並びに商工業推進		
主な補助対象者		独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センター		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		貿易促進のための知識技能の啓発及び海外への輸入宣伝事業		
補助金額（率）の算定根拠		独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センターからの要求により、県内の自治体（県・市）、関連団体が運営費の一部を負担（自治体からの負担金拠出を前提とする共同運営方式）。		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 9%		
補助期間	制度開始年度	昭和 53 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	35 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	1,000	1,000	1,000
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センターは、商工団体の健全な育成及び発展並びに商工業推進を目的として独立行政法人日本貿易振興機構が運営する組織であり、貿易、投資相談や輸出促進のための支援事業、各種セミナー開催を実施している。補助金については、独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センターからの要求により、県内の自治体（県・市）、関連団体が運営費の一部を負担しており、市は毎年100万円を支給している。当該補助金については、商工団体補助金交付要綱で支給対象者が独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センターに特定されている。

◎監査の指摘及び意見

【意見 24】 補助金の実績報告に関する明確なルールを今後必要に応じ定めるべきである

市の補助金に対する書類審査は、収支決算書をレビューし、補助金対象とならない経費の有無を確認しているとのことであるが、例年収支決算書の入手は次年度の夏以降となっており実績チェックの適時性がなく、実績審査が形骸化していると考えられる。

当該理由については、収支決算書は独立行政法人日本貿易振興機構本部の監査終了後となることから、どうしてもこのタイミングになるとのことであるが、資金の出し手として、補助金支給の妥当性を報告させることで不正使用等に対する適切な牽制効果を持たせる意味でも、適切な期間に報告書及び根拠となる領収書等を提出するよう独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センターと十分に協議すべきであり、特別な期間を設ける必要があれば補助要綱等によって実績報告に関する明確なルールを定めた上で、適切な運用を図ることが望ましい。

◆岡山市企業立地促進奨励金

補助金等名称		岡山市企業立地促進奨励金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	経済局産業振興・雇用推進課		
	申請・支給等の実務を担う部署	経済局産業振興・雇用推進課		
補助金の目的		地場産業の活性化と雇用機会の拡大を促進し、産業構造の高度化に資すること		
主な補助対象者		市内において工場等の新設及び増設を図る企業		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		市内において工場等の新設及び増設を図る企業に対し、補助金を支給		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市企業立地促進奨励金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 14 年		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	11 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	16,313	52,208	16,709
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●奨励金の概要

岡山市企業立地促進奨励金は先端技術工場、一般製造工場又は研究所等の立地を促進し、地場産業の活性化と雇用機会の拡大を促進し、産業構造の高度化に資することを目的として設置された補助金であって、企業立地促進奨励金及び人材確保奨励金に区分されている。

企業立地促進奨励金は岡山市企業立地促進奨励金交付要綱に定められた要件を満たす工場建設、研究所等の建設を検討している企業等が、認定申請書を提出し市長の認定を得て支給を受けることとされている。また、人材確保奨励金は企業立地促進奨励金の認定を受けた企業等が、新規常用雇用者について申請を行い市長の認定を受けて支給を受けることとなっている。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 19】 申請の実務実態と合致する要綱とすべきである

岡山市企業立地促進奨励金交付要綱第 10 条第 3 項によると、人材確保奨励金に係る申請にあたっては、企業立地促進奨励金に係る確定通知書の写しを添付する必要があるとされている。

平成 24 年度の申請手続（当年度の総件数は 1 件）を検証したところ、企業立地促進奨励金は 7 月 2 日申請、確定通知 8 月 17 日となっており、これに係る人材確保奨励金の申請は同じく 7 月 2 日となっていた。当該日付の関係性は、要綱上の人材確保奨励金の申請要件と整合しないが、申請は受理、審査上も問題となることなく支給決定がなされている。申請を受理した点については、事務処理は企業立地促進奨励金の支給決定をした後に、人材確保奨励金の起案決裁を受けている。これは本社が県外にあり、企業立地促進奨励金の支給決定後に代表者の決裁を再取得する事が相手方の負担となることから、誘致企業への配慮として実際には同時申請を認めているとのことであった。

このような実務上の要請を申請手続上加味するのであれば、要綱を実態に合ったものに修正する必要がある。また、企業立地促進奨励金の確定後に人材確保奨励金の申請を行わないと、補助金執行上のリスク（不正受給等のリスク）が残るのであれば、要綱とおりに手続きを進めるべきである。この点について再考し、適切な運用が図られるようにする必要がある。

経済局農林水産課

◆有害獣捕獲補助金

補助金等名称		有害獣捕獲補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	経済局農林水産課		
	申請・支給等の実務を担う部署	各区役所農林水産振興課		
補助金の目的		有害獣の捕獲による農林産物の被害防止のため、ヌートリア及びイノシシの捕獲の奨励を行うこと		
主な補助対象者		猟友会駆除班及び猟師		
補助対象者の区分		個人		
補助対象事業の概要		市内においてヌートリア及びイノシシの捕獲を行った適法捕獲者に対し補助金を支給		
補助金額（率）の算定根拠		ヌートリア 1頭当たり 1,000円以内 イノシシ 1頭当たり 4,000円以内（7月1日から9月30日までの間に捕獲したものについては1頭当たり 8,000円以内）		
国・県等の補助制度の有無		有（7月1日から9月30日までの間に捕獲したものについては県から補助）		
補助金等に占める割合		市 100% （イノシシ7月1日～9月30日分） 市 4,000円以内、県 4,000円以内（市補助金以内）		
補助期間	制度開始年度	平成14年度		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24年度末）	11年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	10,998	10,251	14,738
	申請件数（件）	64	57	63
	支給件数（件）	64	57	63

●補助金の概要

農作物の有害獣被害を減少させるために、その捕獲を行った頭数に応じて補助を行っている。全国の多くの自治体で同様の取組みを行っており、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、野ウサギ、ツキノワグマなど自治体によって対象は様々である。

市では、イノシシとヌートリアを対象としている。ヌートリアは、南アメリカ原産の特定外来種のネズミの仲間であり、稲や大麦、根菜などに対する食害をもたらす。

ホームページによる補助制度の紹介のほか、イノシシ対策講演会における補助制度の説明などを実施し、広く周知を進めている。

平成 24 年度の支給額の内訳は以下のとおりである。

ヌートリア…1,000 円×766 頭=76 万 6,000 円

イノシシ…夏期 8,000 円×794 頭+夏期以外 4,000 円×1,905 頭=1,397 万 2,000 円

下表は農作物の被害状況である。農作物の被害があった場合には農業共済組合から農家へ共済金が支払われることとなるため、その共済金の支払対象となった被害額を表記している。市はこの表を被害状況の把握材料の 1 つとしている。

(単位：面積：ha、金額：千円)

	平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年	
	面積	金額								
イノシシ	58.4	9,635	4.6	3,741	13.5	5,930	9.8	5,100	13.5	8,075
ヌートリア	26.6	2,008	1.2	1,233	2.0	480	1.5	310	0.9	170

◎監査の指摘及び意見

【意見 25】 補助金の効果測定をすることが望ましい

市は、農業共済組合の共済金の被害額を被害状況の把握材料としているものの、共済金が支払われるための条件を加味すると一概に被害状況と連動すると言えないため、当該補助金の効果測定の指標としていない。また、それ以外の指標も十分には持っておらず、当該補助金の効果測定が十分にはできていない状況である。

補助金として支給する以上、その方法や金額についての効果測定は必要であり、効果測定指標の獲得を模索していくことが望まれる。

その際、あくまで補助金による農作物の保護が目的であるため、効果測定自体が目的となるような必要以上にコストをかけないことが望まれる。

経済局農村整備課

◆岡山市土地改良区事務費等補助金

補助金等名称		岡山市土地改良区事務費等補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	経済局農村整備課		
	申請・支給等の実務を担う部署	各区役所農林水産振興課		
補助金の目的		農業、農村振興等を目的とした、土地改良事業を行う土地改良区等に対し補助金を支給するもの		
主な補助対象者		土地改良区等		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		土地改良区に対し事業量等に応じた事務費等の補助を行い運営及び土地改良事業の一助として実施（特例措置平成22年～平成26年については前年度補助金の95%を保証）		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市土地改良区事務費等補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	不明、制度変更は平成22年度実施（それ以前から制度はある。）		
	制度終了（予定）年度	設定なし（特例措置は平成26年度で終了）		
	制度継続年数（～24年度末）	不明		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	51,005	51,394	52,579
	申請件数（件）	20	20	20
	支給件数（件）	20	20	20

●補助金の概要

土地改良区とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、農業用排水施設の整備等土地改良事業の施行を目的として、地域の農業者が設立した団体である。土地改良区の設立にあたっては事業を実施しようとする15人以上の農業者が、事業計画の概要等について受益地内の3分の2以上の農業者の同意を得た上で、知事の認可を受けることが必要である。土地改良区が設立された場合、受益地内の農業者は全て組合員となり、土地改良区は事業に要する費用等を組合員から徴収できる。

市の土地改良区に対する基本的姿勢は、平成20年3月の経済委員会のなかで、「全国有数の農業都市である市の農地と水を守り、農業を振興するため、土地改良事業を実施。事業の中核を担う土地改良区の役割は重要であり、土地改良区を支援」とし、「農地や用排水路等の農業生活基盤を整備する上で重要なパートナーであり、高齢化の進む農業農村において、農地と水を守り、農業を振興していくため、地域に根ざした土地改良区の担う役割は一層重要であるから、引き続き必要な支援をしていく。」としている。

当該補助金は、その土地改良区が事業を行うにあたり、必要となる事務費を補助するものであるが、平成22年度に補助制度を改善し、事業量のみならず左右されない算定方法への転換を目指すとともに、技術職員を擁するなど、市の技術援助を受けず、より自立性の高い土地改良区を支援することとした。

補助算定方法

以下の経常的事業に対する補助と事業費に対する補助が「新しい補助金額」となるが、平成22年～26年度まで激変緩和措置として、「新しい補助金額」と「前年度補助金額の95%」と比較して、いずれか高い方の額とする。

経常的事業に対する補助

経常賦課金（※）収入に対するもの

（※）経常賦課金とは、受益者が土地改良事業のために拠出した負担金からなる土地改良区の収入金である。

$\boxed{\text{前年度経常賦課金収入決算額} \times 2.2\%}$

設計業務の実施を対象としたもの

$\boxed{\text{改良区が直接設計を行った事業の事業費} \times 7.0\% \times 1/2}$

事業に対する補助

(補助基準額)

区分	(a) 年間事業費の区分 (過去3カ年の平均額)	(b) 補助金額	(c) 技術支援を受けて いる場合 (b) × 60%
①	500,000 千円～	15,040,000 円	9,024,000 円
②	300,000 千円～500,000 千円	10,070,000 円	6,042,000 円
③	150,000 千円～300,000 千円	6,332,000 円	3,799,200 円
④	80,000 千円～150,000 千円	3,827,000 円	2,296,200 円
⑤	30,000 千円～80,000 千円	2,555,000 円	1,533,000 円
⑥	10,000 千円～30,000 千円	1,282,000 円	769,200 円
⑦	1,000 千円～10,000 千円	666,000 円	399,600 円

- ・ 過去3年の事業実績の平均事業費を基に毎年補助金額を算定 (a)
- ・ (a) に応じた補助金額 (b)
- ・ 市職員に技術的支援を受けている場合 (b) × 60% = (c)

◎監査の指摘及び意見

【意見 26】 平成 22 年度に行った補助制度の改善は継続することが望ましい

平成 22 年度に行った補助制度の改善は、平成 26 年度まで「新しい補助金額」と「前年度補助金額の 95%」と比較して、いずれか高い方の額とする、激減緩和措置が採られている。これまで、ほとんどの土地改良区には「前年度補助金額の 95%」が支給されていることから、補助金の減額につながっていることには間違いない。

市は、激減緩和措置の延長など、平成 22 年度の行った改善を緩めるようなことはせず、そのまま保持していくことが望ましい。

【意見 27】 補助金額の妥当性を検討することが望ましい

当該補助金は、その土地改良区が事業を行うにあたり必要となる事務費を補助するものであるが、土地改良区の賦課金と事業費の金額によってその補助金額が決まっているのは、賦課金と事業費に応じた事務が必要となるからである。

上述の算定式をもって必ず土地改良区に支給されており、土地改良区にとってはある意味で経常的な補助金となっている側面がある。

補助金はいくまで補助事業者の自主運営を促していくものであり、土地改良区にとって当該補助金がなくとも運営できることが理想である。当該補助金を漫然と受け取るものがないよう、当該補助金の意味について常に意識しておかなければならない。

ほとんどの土地改良区において繰越金があり、市によると繰越金は、職員の退職積立金、今後の事務所の建設・改築・借上費用、農業用施設（農業用水路、農業用道路、揚排水機場、農業用ため池、畑地かんがい施設等）の更新・修繕等に備えるために必要であるが、その額は土地改良区ごとに多寡がある。

当該補助金はどの土地改良区にあっても、申請すれば算定式により、平等に支給される仕組みとなっている。このことから、繰越金の使途を明確にするように土地改良区に指導した上で、具体的な使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越金がある場合には、繰越金に応じた補助金額の妥当性を検討することが望ましい。

◆岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金

補助金等名称		岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	経済局農村整備課		
	申請・支給等の実務を担う部署	経済局農村整備課 各区役所農林水産振興課		
補助金の目的		農業基盤整備の中心的役割を担う土地改良区の統合整備を促進することにより、市の農村振興を図ること		
主な補助対象者		土地改良区		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		土地改良区間の統合等を促進するため、一定期間、統合整備等に要する経費の一部に対し補助を実施		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 21 年 4 月 1 日		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	4 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	-	-	-
	申請件数（件）	-	-	-
	支給件数（件）	-	-	-

●補助金の概要

岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金は、土地改良区間の統合等を促進するため、一定期間、統合整備等に要する経費の一部に対して補助するものである。土地改良区の合併は、それぞれの知見の共有化や、共通発生している費用の削減など利点も大きいことから、それを促進するために当該補助金制度が設定されており、補助内容は以下のとおりである（期間と金額は上限）。

【合併及び連合】

統合整備前 36 か月と統合整備後 36 か月にわたり、年額 800 円×組合員数を支給する。

【合同事務所】

統合整備前 24 か月と統合整備後 36 か月にわたり、年額 700 円×組合員数を支給する。

◎監査の指摘及び意見

【意見 28】 補助金の目的を果たせるようにすることが望ましい

岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金は平成 21 年 4 月 1 日から制度を開始したものの一度も申請がない。

市によると、土地改良区の強化及び効率化を目的として、土地改良区の合併を促すものであるが、賦課金の多寡など土地改良区ごとの事情があり、合併等は進んでいないとのことである。

補助金の目的である土地改良区の合併が促進されるためにも、継続的に見直しを行い、十分な制度としていくことが望ましい。

例えば、現在の補助対象は「合併及び連合」と「合同事務所」であるが、共通している業務や事務を統合するだけでも当該補助金の目的は部分的にも達成できることから、補助対象を広げる等の検討をされたい。

都市整備局都市計画課

◆土地開発公社利子補給金

補助金等名称		土地開発公社利子補給金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	都市整備局都市計画課		
	申請・支給等の実務を担う部署	都市整備局都市計画課		
補助金の目的		都市計画公園「中島公園」用地として岡山市土地開発公社に先行取得させているが、先行取得から10年以上経過しても買戻しの見通しがたたず、このような状態が続くと再取得する際の簿価が増加するだけであるため、簿価を縮減させるためのもの		
主な補助対象者		岡山市土地開発公社		
補助対象者の区分		市の外郭団体		
補助対象事業の概要		先行取得させた用地に対する借入金の利子補給金の交付		
補助金額（率）の算定根拠		岡山市土地開発公社の借入利率により算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
補助期間	制度開始年度	平成 17 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	8 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	14,990	14,177	9,730
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●利子補給金の概要

岡山市土地開発公社とは、「公有地の拡大の推進に関する法律」の定めを受け、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 47 年 12 月に市の全額出資（資本金 2,000 万円）により設立された機関である。岡山市土地開発公社の業務は、市の事業委託に基づく公有地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと、住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと、及び

これらの付帯する業務を行うこととしている（岡山市土地開発公社定款第3章第17条1項）。

利子補給金とは、資金の借入に関わる利子の支出に要する経費の一部又は全部に充てるため、国又は地方公共団体が補給する金銭である。

当該利子補給金は、岡山市土地開発公社が都市計画公園「中島公園」用地を取得するために行った借入により発生する利息を市が補給するものである。

東中島町と西中島町については、全域が昭和23年に「中島公園」として都市計画決定されているが、未整備のままである。

平成2年、東中島町と西中島町では地元の課題として空き家となっている家屋等が倒壊するおそれがあり、危険であるとの指摘があった。地元からの強い要望を受けて、道路等へ倒壊する危険性のある土地について、市が都市計画公園の用地として買取りを行い、それを更地としている。

平成3年から段階的に取得しており、平成19年度までは取得が続けられていた。都市計画公園の決定があり、都市計画上の位置付けは変わっていないが、具体的な事業化の計画がないため、現在は先行取得を中断している。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 20】 公社が先行取得している土地の買戻しを実現し、早急に利子補給を縮減していくべきである

当該用地取得のため、外部金融機関から借入を行っている。当該借入金の元本返済は、市が用地を買戻した時の代金により行われるため、当該用地が市に買戻しされない限り、元本の返済は行われず、当該借入に係る利子補給金額の合計は増加していくこととなる。

よって市が当該用地の活用方法や何らかの行政サービスを早急に検討し、当該用地を買戻すことにより、公社において買入の元本を返済し、利子補給を縮減させていくべきである。

都市整備局街路交通課

◆井原鉄道基盤設備維持費補助金

補助金等名称		井原鉄道基盤設備維持費補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	都市整備局街路交通課		
	申請・支給等の実務を担う部署	都市整備局街路交通課		
補助金の目的		井原線沿線地域と市との交通利便性を向上させることで観光振興、経済活動の活性化等、人的・物的交流を促進させ、地域相互の進行・活性化を図り本市の発展に寄与させること		
主な補助対象者		井原鉄道株式会社		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		井原鉄道株式会社が経営健全化実施計画（平成15年1月井原鉄道作成）に基づき実施する鉄道基盤設備の維持に要する経費		
補助金額（率）の算定根拠		井原鉄道への自治体の当初出資割合（4.4%）をベースとし、自治体内所在路線キロ数及び市町村別の井原線利用者数により修正		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		市 1.99%		
補助期間	制度開始年度	平成15年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24年度末）	10年		
補助実績	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	金額（千円）	3,011	2,747	2,898
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

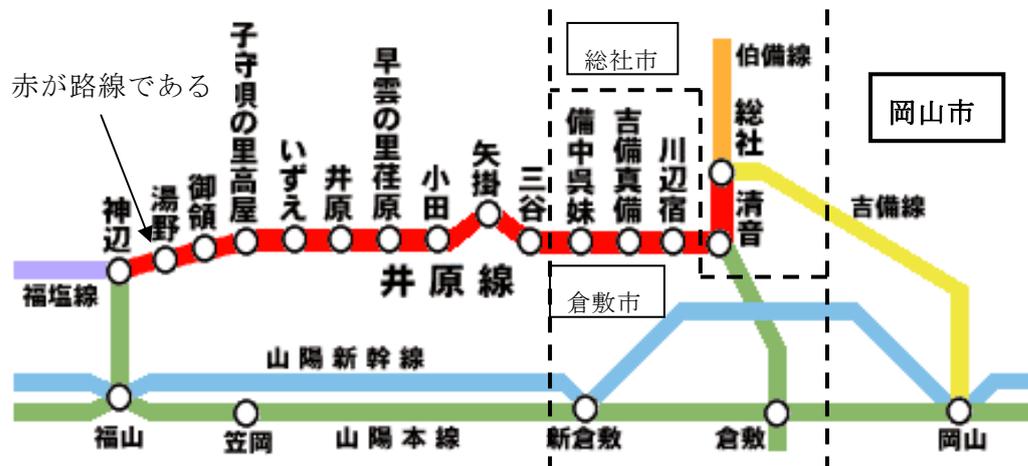
●補助金の概要

井原鉄道は、岡山県総社市を起点として、倉敷市、矢掛町、井原市を経て広島県福山市に至る延長 41.7 キロメートルの鉄道である。岡山県西南圏域と広島県備後圏域を結ぶ都市間旅客輸送路線として、両地方間の交通条件の画期的な改善と沿線地域における産業、経済や観光等地域の振興発展に重要な役割を担うとともに、地域住民の重要な交通手段となっている。

井原鉄道基盤設備維持費補助金は、井原鉄道株式会社が経営健全化実施計画に基づき実施する鉄道基盤設備の維持に要する経費に対して、市の予算の範囲内で要綱に定められた一定金額を補助するものであり、平成 24 年度は 2,898 千円を支給している。

井原鉄道の平成 24 年度決算書によると経常損失 1 億 7,100 万円を計上しており、経常損失は継続的に発生していることから、補助金がなければ経営できない状況が恒常化している。

《井原鉄道路線図（井原鉄道ホームページをもとに監査人が加筆）》



なお、自治体については岡山市との隣接市のみ記載している。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 21】 補助金の必要性について検討すべきである

市では、平成 15 年より井原線沿線地域と市との交通利便性を向上させることで観光振興、経済活動の活性化等、人的・物的交流を促進させ、地域相互の振興・活性化を図り、本市の発展に寄与することを目的に、補助金を継続して支給しているが、井原鉄道発足当初（平成 11 年）は、岡山駅への乗り入れも検討対象となっており、将来的な市民への交通便益の向上が大きな目的のひとつとなっていたことがあげられる。しかし、現状では、昨今の経済環境等により、岡山駅への乗入れ計画は進んでおらず、市としてメリットを享受できる環境が整う可能性は低い。一方で JR 吉備線の LRT（次世代型路面電車）化について JR 西日本及び総社市と、議会や市民との議論のたたき台となる計画素案を作成するための協議に入っており、LRT 化されると、現在の車両での岡山駅への井原鉄道の乗入れは困難となることが予想される。

近い将来、市と関連性が少なくなった時点では補助金の必要性も含めて検討すべきこととなると考えられるため、現時点でもその準備段階として沿線の自治体等の関係各所と当該補助金のあり方について整理を行うべきである。

教育委員会保健体育課

◆岡山市小学校体育連盟助成金

補助金等名称		岡山市小学校体育連盟助成金		
補助金等分類		助成金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	教育委員会保健体育課		
	申請・支給等の実務を担う部署	教育委員会保健体育課		
助成金の目的		小学校における体育の充実及び発展を図ること		
主な助成対象者		岡山市小学校体育連盟		
助成対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
助成対象事業の概要		学校体育研究活動に関する事業、児童の体力の向上・促進に関する事業、その他岡山市教育委員会が認めた事業		
助成金額（率）の算定根拠		岡山市小学校体育連盟助成金交付要綱		
国・県等の助成制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
助成期間	制度開始年度	昭和 57 年度		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24 年度末）	31 年		
助成実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	320	320	320
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●助成金の概要

岡山市小学校体育連盟助成金は、岡山市小学校体育連盟助成金交付要綱第3条において、助成事業者を岡山市小学校体育連盟とされている。岡山市小学校体育連盟は、市内の小学校における体育の健全な発達を図ることを目的として昭和34年4月に発足した。岡山市小学校体育連盟の主な事業内容は、小学校体育指導者の資質向上に関する研究会、研修会などの開催、小学校体育に関する情報、資料の交換、小学校体育に関する調査・研究、体育諸団体との連絡及び小学校在学の児童を対象とした各種記録会・研修会の開催及び共催等である。岡山市小学校体育連盟は、市内の小学校をもって組織し、役員は各学校の体育主任及び女子専門部員から理事会において選出される。

助成対象経費は以下のとおりである。

(単位：千円)

助成対象経費の区分	助成率	限度額
学童記録会（水泳及び陸上）表彰費	100%	100
強化研究に係る研究及び研修費	100%	200
総会、理事会その他の会議の運営に要する経費	100%	20

助成金額は、助成対象経費に上述助成率を乗じた金額と限度額の低い方である。

◎監査の指摘及び意見

[指摘 22] 助成金金額を見直す必要がある

岡山市小学校体育連盟の収支決算報告書の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	平成 23 年度 決算金額	平成 24 年度 決算金額
収入の部	1,958	1,664
著作権料	956	1,024
岡山市教育委員会助成金	320	320
県小体連交付金	55	55
雑収入	0	0
前年度繰越金	627	265
支出の部	1,691	1,279
学童記録会（水泳・陸上）	184	140
実技研修会	61	57
表現運動研修会	70	44
個人研究発表会	11	6
研究指定校助成金	90	90
ブロック事業費	485	356
中・四国体育研究会派遣費	79	94
研修部活動費	110	110
児童表彰費	98	100
会議費（総会・常任理事会）	52	76
印刷製本代	0	60
事務費（通信費・消耗品費等）	89	24
体育用具購入品費	339	99
予備費	-	-
60周年記念事業積立	20	20
市助成金返金額	1	-
次年度繰越金	265	384

これによると、次年度繰越金が平成 23 年度は 265 千円、平成 24 年度は 384 千円発生しているが、助成金金額は毎期 320 千円と一定である。自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。

[意見 1] に該当する

◆岡山市中学校体育連盟助成金

補助金等名称		岡山市中学校体育連盟助成金		
補助金等分類		助成金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	教育委員会保健体育課		
	申請・支給等の実務を担う部署	教育委員会保健体育課		
助成金の目的		中学校における保健体育教育の充実及び発展を図るとともに、中学生の健全なスポーツ活動の発展を促進すること		
主な助成対象者		岡山市中学校体育連盟		
助成対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
助成対象事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> a 学校体育研究活動に関する事業 b 生徒の体力及び競技力の向上に関する事業 c 連盟の主催する各専門部別大会（備前西地区中学校体育大会、岡山市中学校総合体育大会、備前西地区中学校秋季体育大会及び強化練習会をいう。）及び審判講習会に関する事業 d 専門部選手育成又は指導者養成に関する事業及びその他岡山市教育委員会が認めた事業 		
助成金額（率）の算定根拠		岡山市中学校体育連盟助成金交付要綱		
国・県等の助成制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
助成期間	制度開始年度	昭和 57 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	31 年		
助成実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	3,500	3,500	3,500
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●助成金の概要

岡山市中学校体育連盟助成金は、岡山市中学校体育連盟助成金交付要綱第 4 条において、助成事業者を岡山市中学校体育連盟とされている。岡山市中学校体育連盟は、中学校保健体育の充実・向上を図るとともに、中学生の正常なスポーツ活動の発展を促進することを目的とし、昭和 26 年に発足した。岡山市中学校体育連盟の主な事業内容は、中学校保健体育に関する会議の開催、中学校在学の生徒を対象とした各種競技会の開催と共催、中学校保健体育指導者の資質向上に関する事業の開催、中学校保健体育に関す

る調査・研究、体育・競技団体との連絡・連携等である。岡山市中学校体育連盟は、市内の中学校により組織され、東ブロック、西ブロック、南ブロック及び北ブロックの各ブロックのいずれかに所属することになる。理事は、各ブロックの中から選出された3名、及び県中体連理事長・同副理事長、備前西地区中体連理事長（本連盟より選出された場合）、研究部、専門部に所属する各部理事長となっている。

岡山市中学校体育連盟助成金交付要綱によると当該助成金の助成対象経費の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

経費区分	助成率	限度額
選手及び教員の表彰費	100%	200
教材及び部活動研究の研究費	50%	各 400 千円
研修費	100%	400
理事会等の運営に係る会議費	100%	100
連盟主催の大会の開催に要する経費のうち、会場費（有料公共施設に使用料に限る。）及び消耗品費（大会に使用する用具に限る。）	100%	-
連盟主催の大会の開催に要する経費のうち、審判謝礼（外部からの審判に対する謝礼に限るもの。）	100%	1 日当たり 3 千円
部活動の選手育成及び指導者養成に要する経費のうち、講師謝礼、会場費（有料公共施設の使用料に限る。）及び消耗品費（事業に使用する用具に限る。）	100%	-

助成金額は、助成対象経費に各経費区分に基づいた助成率を乗じた金額と各経費区分の助成限度額の低い方となっている。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 23】 助成金金額を見直す必要がある

岡山市中学校体育連盟の収支決算報告書の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	平成 23 年度 決算金額	平成 24 年度 決算金額
収入の部	11,665	11,390
前年度繰越金	976	734
負担金	4,272	4,278
市教委助成金	3,500	3,500
大会運営費一部負担金	1,428	1,390
支部費	1,488	1,487
雑収入	0	0
支出の部	10,931	11,144
事務費	231	153
本部負担金	4,890	4,887
備西負担金	63	63
表彰費	208	200
研修費	583	514
研究費	-	469
教科研究費	200	-
研究校助成金	300	300
専門部 運営費	-	420
事業費	4,353	4,012
会議費	91	122
予備費	8	-
市助成金返金額	-	-
次年度繰越金	734	245

これによると、次年度繰越金が平成 23 年度は 734 千円、平成 24 年度は 245 千円発生しているが、助成金金額は每期 3,500 千円と一定である。自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。

【意見 1】 に該当する

◆中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金

補助金等名称		中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金		
補助金等分類		助成金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	教育委員会保健体育課		
	申請・支給等の実務を担う部署	教育委員会保健体育課		
助成金の目的		学校体育の活性化及び競技力の向上を図ること		
主な助成対象者		岡山市中学校体育連盟		
助成対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
助成対象事業の概要		中国中学校体育連盟及び日本中学校体育連盟が主催する大会に対して岡山市中学校体育連盟に属する中学校の選手を派遣する事業		
助成金額（率）の算定根拠		中学校体育大会岡山市選手派遣助成金交付要綱		
国・県等の助成制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
助成期間	制度開始年度	平成 7 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	18 年		
助成実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	2,688	4,241	6,840
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●助成金の概要

中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金は、中学校体育大会岡山市選手派遣助成金交付要綱第 3 条において助成事業者を岡山市中学校体育連盟とされている。第 5 条では、助成事業の実施に際し支出される経費のうち、助成対象経費は、交通費及び宿泊費としており、第 6 条によると助成金額は以下のとおりである。

経費区分	助成金額
交通費	市職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額（（団体）生徒割引適用後の額）の 2 分の 1（ただし、開催地が北海道又は沖縄である場合については、航空機を利用するものとし、航空賃により算出した額の 2 分の 1 とする。）
宿泊費	実際に要した費用の 2 分の 1（ただし、1 泊につき上限 8,000 円、かつ、中国中学校体育大会では 2 泊、全国中学校体育大会では 3 泊を上限とする。）

助成金額の1人当たりの限度額は、以下のとおりである。

中国中学校体育大会 10,000 円

全国中学校体育大会

(単位：円)

開催地域	限度額	開催地域	限度額
北海道	50,000	近畿	10,000
東北	30,000	中国	10,000
関東	25,000	四国	10,000
北信越	20,000	九州	20,000
東海	20,000	沖縄	40,000

◎監査の指摘及び意見

[意見1] に該当する

教育委員会生涯学習課

◆豊かで潤いのある町づくり活動補助金

補助金等名称	豊かで潤いのある町づくり活動補助金			
補助金等分類	補助金			
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	教育委員会生涯学習課		
	申請・支給等の実務を担う部署	教育委員会生涯学習課		
補助金の目的	町づくり、社会福祉、教育等に関する学習や実践活動を通して、地域活性化や女性の社会活動の推進を図ること			
主な補助対象者	岡山市連合婦人会又は岡山市連合婦人会に属する単位婦人会			
補助対象者の区分	市の外郭団体以外の団体			
補助対象事業の概要	町づくり（地域課題の学習と実践、奉仕活動）、社会福祉、生涯学習、その他地域活性化や女性の社会参加活動の促進に資する活動の実施			
補助金額（率）の算定根拠	これまでの活動実績を踏まえて決定			
国・県等の補助制度の有無	無			
補助金等に占める割合	市 100%			
補助期間	制度開始年度	平成 14 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	11 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	2,100	2,100	2,100
	申請件数（件）	1	1	1
	支給件数（件）	1	1	1

●補助金の概要

町づくり、社会福祉、教育等に関する学習や実践活動を通して、地域活性化や女性の社会参加活動の推進を図るため、予算の範囲内において当該補助金を支給するものである。

豊かで潤いのある町づくり活動補助金交付要綱第 4 条では、岡山市連合婦人会を補助事業者と定めている。

以下の 50 の学区において活動が行われ、その地区に所属する会員数に応じて補助金額が支給され、それらを活かして、活動を行っている。

具体的には、施設見学や安心・安全や青少年健全育成、老人福祉などのテーマをごとに、リサイクルバザーや親子ガーデニング教室、家族ふれあいフェスティバル等の活動を行っている。

内山下、弘西、清輝、旭東、出石、石井、鹿田、大元、御野、南方、三勲、福浜、平福、芳泉、宇野、旭竜、岡南、福島、南輝、富山、旭操、牧石、大野、西、御南、三門、竜之口、高島、幡多、古都、西大寺、西大寺南、雄神、桃丘、庄内、加茂、鯉山、吉備、陵南、妹尾、角山、曾根、足守、大井、日近、岩田、福谷、御津、御津南、灘崎
--

◎監査の指摘及び意見

【意見 1】に該当する

【意見 29】公募方式の検討をすることが望ましい

当該補助金により達成する目的（豊かで潤いのあるづくり）からすれば、現在の補助事業者である岡山市連合婦人会であったとしても、補助事業者としての適格性は理解できる。

ただし、当該補助金により達成する行政目的に照らせば、当該補助事業者でなければならないという必要性まではない。補助金は希望する市民に対して門戸を広げる方が望ましいのであるから、将来的には市は公募制を導入し、このような活動に対する間口を広げていくことを検討することが望ましい。

教育委員会文化財課

◆指定文化財等の保存事業補助金

補助金等名称		指定文化財等の保存事業補助金		
補助金等分類		補助金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	教育委員会文化財課		
	申請・支給等の実務を担う部署	教育委員会文化財課		
補助金の目的		市内に存在する指定文化財等の保存及び管理の適正並びにその活用を図ること		
主な補助対象者		指定文化財等の所有者及び認定保持者並びに指定文化財等の保存団体		
補助対象者の区分		市の外郭団体以外の団体		
補助対象事業の概要		文化財の管理、修理復旧、保存につき多額の経費を要する場合に、経費の一部を補助金として支給		
補助金額（率）の算定根拠		指定文化財等の保存事業補助金交付要綱		
国・県等の補助制度の有無		有		
補助金等に占める割合		県指定文化財：25% 市指定文化財：50%		
補助期間	制度開始年度	昭和 51 年		
	制度終了（予定）年度	無		
	制度継続年数（～24 年度末）	37 年		
補助実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	12,518	6,901	15,345
	申請件数（件）	2	2	2
	支給件数（件）	2	2	2

●補助金の概要

指定文化財等の保存事業補助金は、（文化財の）所有者が指定文化財の保護・保存を行う際に、その経費を補助するためのものであり、文化財保護法により、指定文化財の保護・保存について補助金を支給することができる旨が定められており、それをもとに市において岡山市文化財保護条例を定めている。

指定文化財は、国指定のもの、県指定のもの、市指定のものがある。市指定文化財の場合は、文化財の保護・保存に係る経費のうち、最大 50%までが補助され、残りは（文化財の）所有者が負担することとなる。また、県指定文化財の場合は、県が最大

25%、市が最大 25%の割合で補助し、残りは（文化財の）所有者が負担することとなる。

文化財課には、文化財の専門職員が配置されており、市指定の文化財は、当該職員がその存在や状態を把握している。したがって、指定文化財の保護・保存活動は、（文化財の）所有者単独で進めるのではなく、文化財課の職員と共同で進められている。

また、実際の修繕をするにあたっては修理委員会をもって、修繕の内容や費用の妥当性などを監視している。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 24】 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の支給とすべきである

当該補助金は、岡山市文化財保護条例に基づいて支給されるものであるが、当該条例によると、（文化財の）所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会はその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を支給することができることある。

しかし、市では、補助金の支給にあたって補助対象者の財政状態を念頭には入れているものの、その検討が客観的にはされていなかった。また、補助金の支給基準についても整理されていなかった。

市によるとこれまで（文化財の）所有者の財政状態を勘案した結果、補助金を支給しなかった事例はない。

市は、（文化財の）所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合とはどのような場合かを明確にするとともに、（文化財の）所有者の財政状態が良好な場合に、市の負担を軽減することを検討する必要がある。

ただし、文化財は唯一無二の存在であり、適切に保全活動を実施していくべき存在であることについても留意すべきである。

2. 負担金について

(1) 共通論点

【意見 30】 事後検証の仕組みを構築することが望ましい

【該当負担金】

所管課	負担金名	平成 24 年度 負担実績	該当頁
市民局 文化振興課	岡山フィルハーモニック管弦楽団 運営事業負担金	15,000 千円	157 頁
	マーチング・イン・オカヤマ開催 負担金	8,000 千円	162 頁
経済局 観光コンベンション推進課	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金	114,690 千円	167 頁
	おかやま桃太郎まつり開催事業負担金	88,000 千円	171 頁
	おかやま城下町物語実行委員会負担金	7,200 千円	175 頁
教育委員会 指導課	岡山県小学校教育研究会負担金	3,036 千円	179 頁
	岡山県中学校教育研究会負担金	1,893 千円	
	岡山県高等学校教育研究会負担金	52 千円	

負担金は、法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を拠出するもの、又は市が各種団体の構成員であるとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体で取り決められた費用を拠出するものである。

負担金は、拠出対象団体との協議によりその額が定められ、岡山市補助金等交付規則に準じて、申請から報告手続き及び審査が行われることとなっている。

外部監査において負担金の手続きを実施した結果の個別論点は、2. 負担金 (2) 個別論点で記載のとおりであるが、多くの負担金に共通的にみられた事項として、市における事後検証が行われていない点があげられる。

負担金はその目的に対し拠出されるものであり、対象団体からの報告を受けた市は、目的に合致した拠出がなされているかについて、事後検証を実施する必要がある。

ところが、それぞれの負担金を管理する所管課の検証体制に統一性がなく、かつ、目的に合致した拠出がなされているかという観点からの検証が不十分であると考えられる事例が散見された。

今後、市において、所管課に共通の手続き、マニュアルを定めるとともに、各負担金において効果的な事後検証の仕組みを構築することが望まれる。

(2) 個別論点

政策局政策企画課

◆岡山県市長会負担金

負担金名称		岡山県市長会負担金		
負担金の拠出担当部署		政策局政策企画課		
負担金の目的		岡山県市長会の運営経費		
負担金拠出先		岡山県市長会		
負担金拠出先の概要		地方自治法第263条の3の規定に基づき設置された全国市長会の地方組織であり、岡山県下各市の市長により組織されている。(全国－中国支部－岡山県)		
負担対象事業の概要		<ul style="list-style-type: none"> a 全国市長会及び同中国支部に提出する議案に関すること b 全国市長会及び同中国支部との連携 c 行政、財政に関する調査研究 d 県に対する要望 等 		
負担金額(率)の算定根拠		人口割(50%)と均等割(50%)の合計		
負担割合		市 22.8%		
負担期間	負担開始年度	昭和30年度(確認可能な一番古い記録による。)		
	負担終了(予定)年度	毎年審議(地方自治体で構成する団体への任意的な負担金)		
	負担継続年数(～24年度末)	58年		
拠出年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度
負担実績(千円)		8,050	7,960	8,118

●負担金の概要

岡山県市長会は、地方自治法第 263 条の 3 の規定に基づき設置された全国市長会の地方組織であり、市長会運営経費を負担するために岡山県下の各市とともに拠出しているのが岡山県市長会負担金である。

平成 24 年度の負担金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

市名	平成 23 年度負担金額 (B)	平成 24 年度負担金額 (A)	差額 (A-B)
岡山市	7,960	8,118	158
倉敷市	5,754	5,833	79
津山市	2,264	2,231	△33
玉野市	1,840	1,819	△21
笠岡市	1,745	1,718	△27
その他 10 市	16,077	15,921	△156
合計	35,640	35,640	0

また、岡山県市長会の平成 24 年度の決算書以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度予算額 (B)	平成 24 年度決算額 (A)	差額 (A-B)
県支出金	300	300	0
交付金	5,084	5,076	△7
負担金	37,257	36,183	△1,073
その他	586	867	281
繰越金	20,250	20,250	0
収入計	63,477	62,678	△798
会議費	1,980	1,329	△650
総務費	30,714	29,480	△1,234
事業費	1,428	907	△520
諸費（負担金等）	7,881	6,765	△1,115
積立金	17,773	17,768	△5
予備費	3,699	0	△3,699
支出計	63,477	56,251	△7,225
繰越金	-	6,426	6,426

◎監査の指摘及び意見

【指摘 25】 岡山県市長会の負担金の定期的な見直しについて検討すべきである

岡山県市長会は、全国市長会及び中国支部に提出する議案に関することや、全国市長会及び中国支部との連携、行政、財政に関する調査研究及び県に対する要望等を活動目的としている。

ところが、会議体にもかかわらず常勤職員を抱え、岡山県戦没者顕彰会補助金 60 万円等をはじめとした 20 程度の団体に補助金、負担金を合計 700 万円程度支給、拠出し、池田動物園の株式 100 万円を保有するなど、活動経費の一部について会の目的と整合するか疑問を感じるところがある。

また、繰越金を平成 24 年度末現在で 600 万円程度保有し、繰越金は年度当初より予備費として計上するなど活動実態に見合わない金額規模で各市から負担金を徴収するなど、岡山県市長会の本来の目的を達成するための運営規模に見合った収入、財産状況となっていることを十分に説明できるか、疑問を抱かざるを得ない点がある。

会議を有効に成立させることを目的とするのであれば、常設事務局を置かずとも、たとえば各市持ち回りで事務局を務め、会議や各種調査に必要な最低限の経費のみ徴収すれば目的は達成できるはずである。会の目的と整合しない可能性のある支出内容や、保有財産の状況等も含め勘案し、負担金が会の本来的な目的にとっての必要最低限の金額となっているか検討の上、負担金の必要性も含めた、定期的な見直しを図るべきである。

市民局文化振興課

◆おかやま国際音楽祭開催負担金

負担金名称	おかやま国際音楽祭開催負担金		
負担金の拠出担当部署	市民局文化振興課		
負担金の目的	文化活動の成果発表と優れた音楽文化の鑑賞機会を提供		
負担金拠出先	公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団		
負担金拠出先の概要	市の外郭団体であり、スポーツ・文化の普及、振興に関する事業を行い、市民福祉の向上に寄与する事を目的とする団体		
負担対象事業の概要	財団が組織するおかやま国際音楽祭実行委員会が主催（共催）し、おかやま国際音楽祭のために開催する事業等		
負担金額（率）の算定根拠	「おかやま国際音楽祭開催負担金交付要綱」第5条		
負担割合	市 90.4%		
負担期間	負担開始年度	平成 21 年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数（～24 年度末）	4 年（「おかやま国際音楽祭開催負担金」としての継続年数）	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	65,000	65,000	61,759

●負担金の概要

おかやま国際音楽祭開催負担金は、おかやま国際音楽祭として岡山駅前・岡山シンフォニーホール・市内の各公園・市内の各音楽ホール等を舞台に開催している大小様々な音楽イベントについて、その開催のための会場費用・出演アーティストの出演料・交通費等について市が負担しているものである。音楽祭は市の外郭団体である公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団が主体となって実施しており、出演するアーティスト・開催するイベントの内容等は、所管課と公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団との調整の上決定されている。

県内企業の協賛を受け、平成 24 年度の協賛額は 661 万円となり市の負担率は 90.4% となっている。また、平成 24 年度には剰余金が発生しており、自助努力により集金した企業協賛金と同額程度の事業繰越をして、残額 324 万円については市への返納が行われている。

おかやま国際音楽祭 2012 収支決算に基づく収支内容は表のとおりである。

収入の部 (単位：千円)

費目	決算額
市負担金	65,000
協賛金・助成金・寄付収入	6,610
その他収入	232
前年度繰越金	6,644
収入合計	78,486

支出の部 (単位：千円)

費目	決算額
主催事業費	47,382
共通経費	18,944
その他支出	1,976
市への返納額	3,240
次年度繰越額	6,942
支出合計	78,486

また、おかやま国際音楽祭開催負担金交付要綱第5条に基づく負担対象経費は以下のとおりであり、負担金の拠出額の算定にあたって対象となる経費はこれらに限定されている。

- a 報償に係る経費
- b 旅費に係る経費
- c 需用費に係る経費
- d 役務費に係る経費
- e 委託に係る経費
- f 使用料及び賃借料
- g 個別事業への助成及び負担に係る経費
- h その他市長が必要と認めるもの

◎監査の指摘及び意見

【指摘 26】 具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである

おかやま国際音楽祭 2012 の収支決算書には、財団制作手数料として一括で 500 万円の費用が計上されていた。これについて、市は、制作手数料は役務に係る経費に該当するものと判断しているが、具体的な内容が確認できる十分な支出根拠書類は入手しておらず、交付要綱に則した拠出となっているかどうか不明瞭な状態である。

交付対象経費との関連性が明瞭となるように、具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである。

◆岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金

負担金名称	岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金		
負担金の拠出担当部署	市民局文化振興課		
負担金の目的	地域のそして我が国の音楽芸術の一層の普及・向上を目的とする岡山フィルハーモニック管弦楽団の運営事業を推進するもの		
負担金拠出先	公益財団法人岡山シンフォニーホール		
負担金拠出先の概要	市の外郭団体。音楽芸術を中心に文化の創造と普及等に係る事業を行い、県民に質の高い文化芸術に親しむ機会を提供して、心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする団体		
負担対象事業の概要	a 芸術性の高い音楽の振興を図る事業 b 芸術性の高い音楽の普及を図る事業 (ただし市内で実施される事業に限る。)		
負担金額(率)の算定根拠	「岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金交付要綱」第5条		
負担割合	市 35.5% 国 21.2%		
負担期間	負担開始年度	平成4年度	
	負担終了(予定)年度	設定なし	
	負担継続年数(～24年度末)	21年	
拠出年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
負担実績(千円)	17,000	15,000	15,000

●負担金の概要

岡山フィルハーモニック管弦楽団(以下「楽団」という。)は、平成3年に岡山シンフォニーホールが開館したことに合わせ、市内に音楽文化の振興を図ることを目的に平成4年に結成されたものである。楽団の運営費は、入場料収入の他、市・岡山県及び地元経済界の支援によりまかなわれており、岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金は、市が負担対象としている市内事業について負担を行ったものである。

当該負担金は平成17年度より市が実施する行政サービス棚卸しの評価対象になった経緯があり、その際負担金額削減のため、負担対象経費の見直し及び負担対象となる事業を市内事業に限定する等の方策が行われている。

また市内演奏会については事業ごとに入場者数を把握しており下表のとおりである。

事業名	入場者数
第40回定期演奏会	1,350人
第41回定期演奏会	1,459人
第九演奏会	1,800人
親子 de クラシック 2012	1,951人
小・中学校音楽鑑賞教室	1,793人
第8回 I am a SOLIST	925人
合計	9,278人

◎監査の指摘及び意見

【意見 30】 に該当する

公益財団法人岡山シンフォニーホールは監事監査を受けているため、市では負担対象経費のチェックを十分には行っていない。

領収書のチェックや通帳の確認などは、公益財団法人岡山シンフォニーホールの監事が行っているが、負担金拠出を管理する所管課においても、負担金の目的に合致した拠出がなされているか検証できる仕組みを整えることが望ましい。

【意見 31】 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい

市では以前より観客数は把握しているものの、その目標値は設定していない。この点目標を設定し、達成に向けたPR活動を行うことで楽団への認知度が高まり、ひいては市民の文化意識の向上に貢献するものとする。

そのため、観客数を利用して目標設定し、負担金の効果を測定することが望ましい。

◆岡山市文学賞負担金

負担金名称	岡山市文学賞負担金		
負担金の拠出担当部署	市民局文化振興課		
負担金の目的	岡山市文学賞の運営及び読書・創作活動等への啓発事業		
負担金拠出先	岡山市文学賞運営委員会		
負担金拠出先の概要	岡山市文学賞の円滑な運営を行うため、文学に関して高い見識を有する者等によって構成する委員会		
負担対象事業の概要	a 坪田譲治文学賞及び坪田譲治の顕彰に関する事業 b 市民の童話賞に関する事業 c 読書・創作活動等への啓発に関する事業		
負担金額（率）の算定根拠	「岡山市文学賞負担金交付要綱」第5条		
負担割合	市 99.9%		
負担期間	負担開始年度	平成21年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数（～24年度末）	4年	
拠出年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
負担実績（千円）	7,041	6,985	7,869

●負担金の概要

負担対象事業の詳細は以下のとおりである。

- a 坪田譲治文学賞及び坪田譲治の顕彰に関する事業とは、坪田譲治文学賞は市出身の児童文学作家である同氏の功績を称え広く市を全国に宣伝するために昭和59年に創設されたものであり、近年盛り上がりを見せる自治体主催の文学賞の中でも歴史のある文学賞の一つとなっている。当該負担金は当該文学賞運営に係る選考委員への報償・記念式典の開催費用、受賞者への記念品及び副賞100万円について負担を行っているものであり、負担総額は612万円となっている。
- b 市民の童話賞に関する事業とは、市民の童話賞は昭和46年に市教育委員会が創設し、市内在住のアマチュア作家を対象とし童話作品を募集し、優秀作品について表彰及び作品集の出版を行っているものである。当該負担金は当該童話賞の運営に係

る選考委員への報償、受賞者の記念品代、入賞作品集の出版費用の負担を行っているものであり、負担総額は99万円となっている。

なお、応募総数は以下のとおりである。

回数	年度	応募総数
第1回	昭和60年	96作品
第2回	昭和61年	72作品
第3回	昭和62年	101作品
～省略～		
第26回	平成22年	399作品
第27回	平成23年	377作品
第28回	平成24年	353作品

- c 読書・創作活動等への啓発に関する事業とは、文学賞開催期間中に市内の図書館・博物館等で行われている関連資料の展示、読み聞かせ等に係る費用の負担を行っているものであり、負担総額は74万円となっている。

◎監査の指摘及び意見

[意見 32] 負担金拠出について企業協賛・後援を募集することが望ましい

自治体が主催する文学賞で賞金 100 万円というのは高額な部類に入るが、そのような賞金が高額となるケースでは、表のとおり自治体が単独で負担するケースは珍しく地元企業・国・県等の協賛・後援を得ることが多い。

文学賞名	年度	賞金	主催	協賛・後援
坊っちゃん文学賞	平成 25 年度	300 万円	愛媛県松山市	一般社団法人日本ペンクラブ 公益社団法人全国高等学校文化連盟 愛媛大学 松山大学
近松賞	平成 25 年度	200 万円	兵庫県尼崎市	公益財団法人尼崎市総合文化センター
内田百閒文学賞	平成 25 年度	190 万円	岡山県 公益財団法人 岡山県郷土文化財団	株式会社ベネッセホールディングス 公益財団法人吉備路文学館
太宰治賞	平成 25 年度	100 万円	東京都三鷹市	株式会社筑摩書房
奥の細道文学賞	平成 25 年度	100 万円	埼玉県草加市	総務省 文化庁 埼玉県

特に坪田譲治文学賞のように既刊の作品から選考する場合には、出版会社も利益を享受できる。そのような大手出版社が後援に付けば坪田譲治文学賞の知名度も上がり、ひいては市全体の知名度向上にも貢献するものと考えます。

これらを踏まえ、負担金拠出額を減らし市の財政負担を軽減すると共に、知名度向上のために、企業協賛・後援を募集することが望ましい。

[意見 33] 応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい

以前から市民の童話賞については応募総数を把握しているものの、応募総数の目標値は設定されていない。この点、目標を設定し、達成に向けた PR 活動を行うことで市民の童話賞の認知度が高まり、ひいては市民の文化意識の向上に貢献

するものとする。そのため、応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい。

◆マーチング・イン・オカヤマ開催負担金

負担金名称	マーチング・イン・オカヤマ開催負担金		
負担金の拠出担当部署	市民局文化振興課		
負担金の目的	マーチングによる市民文化の振興を目的とするマーチング・イン・オカヤマの共催者として応分の負担を目的		
負担金拠出先	マーチング・イン・オカヤマ実行委員会		
負担金拠出先の概要	マーチング・イン・オカヤマを実施することを目的に組織された委員会		
負担対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> a マーチング競技大会の実施運営に関する事業 b マーチング文化の発信を目的とする事業 c マーチングを通じた文化交流を目的とする事業等 		
負担金額（率）の算定根拠	「マーチング・イン・オカヤマ開催負担金交付要綱」第5条		
負担割合	市 49.3%		
負担期間	負担開始年度	昭和 63 年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数（～24 年度末）	25 年	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	-	8,000	8,000

●負担金の概要

マーチング・イン・オカヤマは、昭和 63 年に初開催されて以来、海外・国内のトップクラスのマーチングバンドの演奏に触れる機会を提供することで市民の文化意識を高め、また、市を音楽の街として全国に PR することを目的に毎年開催しているものである。当該イベントには市民サービスとして駅前・商店街等で無料開放しているものの他、大型の会場にて有料チケット制にて行われているものがあり、後者は当該事業の大きな収入源となっている。

事業費は市の負担金の他、チケット販売収入 570 万円、広告収入 131 万円、イベントグッズ及び DVD 等のグッズ販売収入 119 万円等の自主財源によってもまかなわ

れており、毎年市の負担金額が総事業費の半分程度になる様に事業計画を作成し、イベントを開催している。

なお、2012 マーチング・イン・オカヤマ決算書に基づく収支内容は下表のとおりである。

収入の部 (単位：千円)

費目	決算額
市負担金	8,000
入場整理券収入	5,705
広告収入	1,315
販売益	1,193
協賛金	12
収入合計	16,225

支出の部 (単位：千円)

費目	決算額
競技大会運営経費	10,843
マーチング普及経費	590
文化交流関係	498
広告宣伝経費	2,637
共通経費	1,655
支出合計	16,225

出演団体数・出演者数及び観客数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
出演団体数	84	-	78	111
出演者数	4,200	-	3,900	4,800
観客数	12,800	-	12,000	11,800

(※) 平成 22 年度は国民文化祭事業として実施のため不明。

◎監査の指摘及び意見

[意見 30] に該当する

マーチング・イン・オカヤマ実行委員会は監事監査を受けているため、市では負担対象経費のチェックを十分には行っていない。

領収書のチェックや通帳の確認などは、マーチング・イン・オカヤマ実行委員会の監事が行っているが、負担金拠出を管理する所管課においても、負担金の目的に合致した拠出がなされているか検証できる仕組みを整えることが望ましい。

【意見 34】 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい

市では以前より出演団体数・出演者数及び観客数等のイベント開催実績については把握しているものの、イベント開催の成果を評価する目標値は設定されていない。

この点目標を設定し、達成のための各種方策を実施し、達成度合いを評価していくことでマーチング・イン・オカヤマに対する市民の満足度が向上するものと考ええる。

そのため市民の満足度を高めた上で市の負担を軽減できるような目標設定を行う事が望ましいと考える。

【意見 35】 企業協賛を増やし市の負担を軽減できるように企業協賛を拡大することが望ましい

現状協賛・後援を行っている地元企業は 20 社弱存在するが、協賛金収入が事業収入に占める割合は 1%未満と僅かである。

広告収入・チケット販売収入があるため、市の負担割合は高くないが、企業協賛金を含めた自主財源での開催ができるように募集を行うことが望ましい。

市民局岡山シティミュージアム

◆企画展共催負担金

負担金名称	企画展共催負担金		
負担金の拠出担当部署	市民局岡山シティミュージアム		
負担金の目的	岡山シティミュージアムにおいて特別企画展を開催するにあたり、複数の主催者で経費を分担するもの		
負担金拠出先	各特別展実行委員会		
負担金拠出先の概要	岡山シティミュージアムと、共同で主催する地元メディアとにより、特別企画展ごとに組織するもの		
負担対象事業の概要	岡山シティミュージアムにおいて特別企画展を開催するもの		
負担金額（率）の算定根拠	特別企画展ごとに、必要な経費・収入見込等から算定		
負担割合	特別企画展ごとに定められた割合		
負担期間	負担開始年度	平成 17 年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数 （～24 年度末）	8 年	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	20,893	9,585	12,157

●負担金の概要

岡山シティミュージアムでは、常設展として、岡山の歴史と文化にスポットを当てた展示を開催しているが、期間限定で特別企画展として、その都度のテーマに応じた展示を行い、市民の文化的な生活に寄与している。

特別企画展を実施する際に、その準備費用や開催経費にあてるために、市と共催企業（マスコミ関係など）が、それぞれ負担金を出し合うことにより、市の負担分が当該負担金である。

特別企画展は、その特別企画展ごとに特別企画展のみが観賞できる入場券として販売される場合もあれば、特別企画展の入場券に常設展の入場券を付けて販売される場合もある。

特別企画展による売上金は負担金の出資割合によって分配されるため、負担金に応じた売上金が市の収入となる。負担金に応じた売上金が当初の負担金よりも

多ければ市としても利益となり、負担金に応じた売上金が当初の負担金よりも小さくなれば市として損失となるが、特別企画展は利益となることが多い。

◎監査の指摘及び意見

【意見 36】 常設展相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい

特別企画展では、収益や経費について当初の負担金の割合（例えば、当初の負担金が、市が 500 万円で、共催企業が 1,500 万円であれば、1 対 3）で分配・負担する。特別企画展は利益が出ることが多いが、売上金と経費部分を分配・負担することにより利益を分配することとなる。

一方、常設展は過去から市の負担によりコンテンツを集め、それを観覧するためにも常設展用の入場券が必要となっており、市の収入となるものである。

このため、特別企画展の入場券に常設展の入場券も付ける場合には、特別企画展部分は岡山シティミュージアムと共催企業で分配するとしても、常設展部分は市だけの利益となるべきである。

ただし、入場券売上については、特別企画展部分と常設展部分とを分けることは難しく、また、特別企画展を契機に常設展にも足を運んでもらい、市民の文化的な生活を支援する目的もある。そのため、特別企画展の入場券に常設展の入場券がつく場合に、必ずしも厳密に按分することまでは必要ないが、常設展の入場券が付く場合は相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい。

経済局観光コンベンション推進課

◆公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金

負担金名称	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金		
負担金の拠出担当部署	経済局観光コンベンション推進課		
負担金の目的	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会の運営をサポートする目的		
負担金拠出先	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会		
負担金拠出先の概要	観光関係団体や公共交通機関等の 330 の会員を有し、本市における観光産業の振興とコンベンション誘致の推進等を行う団体		
負担対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客及びコンベンションの誘致及び支援 ・観光及びコンベンションの広報及び宣伝 ・観光意識及びコンベンション理解の普及及び向上 ・観光及びコンベンションに係る人材の確保及び資質の向上 ・観光及びコンベンションに関する調査研究、情報収集及び情報提供 ・郷土民芸及び地域文化の保護育成 ・観光土産品の改善指導及び開発 ・観光地の美化推進 ・地域公共団体等が所有する観光施設等の管理運営 ・旅行業法に基づく旅行業 ・観光土産品その他物品の販売 ・その他当該法人の目的を達成するために必要な事業 		
負担金額（率）の算定根拠	事業計画に基づく事業費に対して、市の担う負担金額を協議により決定		
負担割合	市 58.8%		
負担期間	負担開始年度	平成 9 年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数（～24 年度末）	16 年	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	87,350	101,557	114,690

●負担金の概要

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「当協会」という。）は、市の文化的、社会的、経済的特性を活かしたコンベンションの常時開催体制の整備及び誘致を戦略的に推進するとともに、観光施設の整備運営、市民の観光意識の普及

及び向上並びに観光客誘致宣伝事業の促進等によって観光事業の健全な振興を図り、もって地域経済の発展と市民の生活、文化の向上発展に寄与することを目的としている。当協会の主な活動は、観光客及びコンベンションの誘致及び支援、観光及びコンベンションの広報及び宣伝、観光意識及びコンベンション理解の普及及び向上等であり、市では、当協会の充実した活動によって観光客・コンベンションが増加し、地元経済への波及効果が期待できるとして、当協会の事業費のうち、市の担う負担分を協議により決定し拠出している。

当協会の事業は、一般会計事業、受託事業及び収益事業に分けて収支が把握されている。市からの負担金は一般会計事業における収入として計上されており、一般会計事業における収支で負担金充当部分について余剰が出た場合は市に余剰分全額が返納されることとなっており、平成 24 年度は、市からの 1 億 2,500 万円の負担金収入に対し、年度中に約 1,100 万円が返納されている。

当協会の平成 24 年度収支状況の概要（事業活動収支の部に限る。）は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	一般事業会計	受託事業会計	収益事業会計	合計
事業活動収入				
会費収入	5,120	-	-	5,120
補助金等収入	-	26,958	-	26,958
負担金収入	127,743	-	-	127,743
事業収入	484	83,204	15,860	99,549
その他	1,207	55	0	1,263
合計	134,554	110,218	15,860	260,634
事業活動支出				
事業費支出	62,994	106,277	14,692	183,963
管理費支出	60,545	2,664	300	63,510
市返納金	11,053	1,255	-	12,308
その他	71	-	1,200	1,271
合計	134,664	110,197	16,192	261,054
事業活動収支差額	△109	21	△331	△420

◎監査の指摘及び意見

[意見 30] に該当する

市においては、当協会の負担金に対する支出内容の妥当性のチェックについて以下のように対応している。

- a 申請書類については所定の様式に沿ってチェックを行こととなっているが、チェックマニュアルは作成していない。
- b 市と連携して行う事業も多く、そのような場合は現地での活動を確認しているが、当協会独自で行うものについて、現地調査は行っていない。
- c 監事監査報告書の提出を受け確認している、領収書の提出までは受けていない。
- d 負担金の対象経費については、申請書類でわかる範囲で確認している。

上述の方法では、当協会の内部管理の状況（内部統制）を十分に理解していないため、不適切な支出が発生しやすい領域の特定が困難で、また領収書の提出を受けていないため、具体的な支出状況を検証する機会が限られることから、支出内容の適切性、妥当性についての検証が不十分となる可能性が高く、仮に当協会における不適切な支出があったとしてもこれを発見できないリスクが相対的に高くなる。さらに、負担金の対象事業となっている一般事業会計に集計された経費について、他事業会計との入り練りがあった場合、返納金額に影響することとなるが、上述のチェック手法ではこのような事象を発見することはほぼ不可能であると考えられる。なお、監事監査を受けているものの、監事監査は財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなっており着眼点が異なることから、負担金の対象となった支出の妥当性が担保されるとまでは言い難い。

一方で、市によるチェック体制について、実務上は限られた人員、時間で実施せざるを得ないという制約条件について配慮する必要があり、証憑の全件チェックを行うといった方法を選択しても、実行性が乏しいと考えられる。従って、以

下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用する必要があると考えられる。

- a 当協会内部の内部統制の状況についてヒアリングし、有効なチェック機能が備わっているか確認する。また、その過程で不適切な支出が発生しやすい領域を特定する
- b 収支報告書等の経年比較分析や、重要数値に関する比率分析を行い、不整合や説明できない差異等が生じていないか確認する
- c a 及び b の状況を踏まえ、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証憑チェックを実施する。

◆おかやま桃太郎まつり開催事業負担金

負担金名称	おかやま桃太郎まつり開催事業負担金		
負担金の拠出担当部署	経済局観光コンベンション推進課		
負担金の目的	おかやま桃太郎まつりの運営をサポートする目的で負担金を拠出している。		
負担金拠出先	おかやま桃太郎まつり運営委員会		
負担金拠出先の概要	岡山県、市、岡山市連合町内会、岡山商工会議所、（公社）岡山青年会議所、（公社）おかやま観光コンベンション協会、（株）山陽新聞社、山陽放送（株）、岡山放送（株）、テレビせとうち（株）で構成する運営委員会であり、事務局は、観光コンベンション推進課		
負担対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・おかやま桃太郎まつりに関する事業 ・秋のおかやま桃太郎まつりに関する事業 ・MOMOTAROH FANTASY に関する事業 ・その他上述の目的達成のために必要な事業 		
負担金額（率）の算定根拠	協議会構成団体の協議により決定		
負担割合	市 48.8%		
負担期間	負担開始年度	平成 13 年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数（～24 年度末）	12 年	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	88,000	88,000	88,000

●負担金の概要

おかやま桃太郎まつりは、中四国の交通網のクロスポイントにある岡山特有の文化・歴史・風土を活かし、郷土岡山の歴史・文化を題材とした躍動感溢れる踊りに加え、瀬戸内海の温暖な気候が育んだ魚介類や果物などの食文化を継承し全国に広めていこうとするものである。さらに、音楽や光の演出などによる芸術性を取入れながら、多くの県民、市民はもとより、県外からの観光客が滞在し、楽しみながら参加できる回遊性の高い祭りを創作することを目的とし、8月上旬、10月上旬及び12月中に、うらじゃ踊り、納涼花火大会、郷土芸能、郷土食文化を広めるための事業及びライトアップ等の複数のイベントによって構成された事業である。

おかやま桃太郎まつりは、以前個別で実施されていた小規模イベントをまとめた祭りであり、負担金はそれぞれのイベント主催者に対して拠出されている。平成 24 年度のおかやま桃太郎まつり総事業費の決算内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	実行委員会名	主管	総事業費
1	岡山桃太郎まつり実行委員会	(株)山陽新聞社	29,754
2	うらじゃ実行委員会	(公社)岡山青年会議所	43,010
3	納涼花火大会実行委員会	岡山商工会議所	33,564
4	山陽放送実行委員会	山陽放送(株)	11,855
5	テレビせとうち実行委員会	テレビせとうち(株)	9,156
6	OKAYAMAFANTASY 実行委員会	岡山放送(株)	23,866
7	共通経費、事務局経費		29,209
		合計	180,416

また、総事業費に占める市負担金は 88,000 千円であるが、当該拠出内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	金額	内訳	
各実行委員会への負担金	58,794	岡山桃太郎まつり実行委員会	9,300
		うらじゃ実行委員会	23,715
		納涼花火大会実行委員会	8,835
		山陽放送実行委員会	3,696
		テレビせとうち実行委員会	3,948
		OKAYAMA FANTASY 実行委員会	9,300
共通経費、事務局経費	29,209	看板経費	6,368
		警備費	5,627
		照明費	4,704
		清掃費	2,800
		その他	9,710
合計	88,003	(預金利息 3 千円を含む)	

さらに、各イベントにおける決算内訳について実行委員会から項目の明細を受け取っている。

◎監査の指摘及び意見

[意見 30] に該当する

市においては、おかやま桃太郎まつり運営委員会に対する負担金の拠出内容の妥当性のチェックについて以下のように対応している。

- a 申請書類については所定の様式に沿ってチェックを行うこととなっているが、チェックマニュアルは作成していない。
- b 事務局を観光コンベンション推進課が行っているため、現地確認を同時に行っている。
- c 岡山市補助金等交付要綱の関係書類としては領収書の提出は受けていないが、事務局を観光コンベンション推進課が行っており、事務局経費については全事業において領収書等のチェックを行っている。また、監事監査報告書の提出を受け確認している。
- d 負担金の対象経費については、事務局を観光コンベンション推進課が担っているため、事務局経費については確認を行っている。

上述の方法では、各実行委員会における不適切な支出が発生しやすい領域の特定（内部統制の弱い部分）が困難で、また、各事業における具体的な支出状況を検証する機会が限られることから、支出内容の適切性、妥当性についての検証が不十分となる可能性が高く、仮に各事業において不適切な支出があったとしてもこれを発見できないリスクが相対的に高くなる。なお、監事監査を受けているものの、監事監査は財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなっており着眼点が異なることから、負担金の対象となった支出の妥当性が担保されるとまでは言い難い。

一方で、市によるチェック体制について、実務上は限られた人員、時間で実施せざるを得ないという制約条件について配慮する必要がある、証憑の全件チェックを行うといった方法を選択しても、実行性が乏しいと考えられる。従って、以

下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用する必要があると考えられる。

- a 各実行委員会の内部統制の状況についてヒアリングし、有効なチェック機能が備わっているか確認する。また、その過程で不適切な支出が発生しやすい領域を特定する。
- b 決算内訳等の経年比較分析や、重要数値に関する比率分析を行い、不整合や説明できない差異等が生じていないか確認する。
- c a 及び b の状況を踏まえ、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証憑チェックを実施する。

◆おかやま城下町物語実行委員会負担金

負担金名称	おかやま城下町物語実行委員会負担金		
負担金の拠出担当部署	経済局観光コンベンション推進課		
負担金の目的	市の観光のシンボルである「岡山城」及びその周辺において、現在の中心市街地の原点である岡山藩城下町の特徴を活かしながら、四季を通じたイベントを実施することで、年間を通じたイベント情報を全国へ発信し、「岡山」の知名度向上及び観光客増加を図るもの		
負担金拠出先	おかやま城下町物語実行委員会		
負担金拠出先の概要	市、（公社）おかやま観光コンベンション協会、山陽新聞社によって構成する協議会であり、事務局は、（公社）おかやま観光コンベンション協会		
負担対象事業の概要	<p>a 城下町物語～春～の実施 イベント名：「鳥城おしろあそび」岡山城周辺に城下町風の演出を施すことで、ゴールデンウィーク期間中に岡山へ来られた観光客へのおもてなしにつなげるイベントを実施</p> <p>b 城下町物語～夏～の実施 イベント名：「鳥城灯源郷」キャンドルやLEDによる灯りのイベントを日替わりのテーマで行い、岡山城・後樂園の相互の入場促進につなげるイベントを実施</p> <p>c 城下町物語～秋～の実施 イベント名：「宇喜多秀家☆フェス」秋の行楽シーズンにあわせ、岡山城城主「宇喜多秀家」をテーマにしたコンテンツやブース展開、大名行列等のイベントを実施</p> <p>d 城下町物語～冬～の実施 イベント名：「鳥城初夢まつり」“城下町の新春”をテーマに、岡山城への多数の来客者が見込まれるお正月にあわせ、新春の雰囲気に関山らしい要素を加えたイベントを実施</p>		
負担金額（率）の算定根拠	協議会構成団体の協議により決定		
負担割合	市 78.3%		
負担期間	負担開始年度	平成 22 年度	
	負担終了（予定）年度	設定なし	
	負担継続年数（～24 年度末）	3 年	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	7,200	7,200	7,200

●負担金の概要

市の観光のシンボルである「岡山城」及びその周辺において、現在の中心市街地の原点である岡山藩城下町の特徴を活かしながら、四季を通じたイベントを実施す

ることで、年間を通じたイベント情報を全国へ発信し、「岡山」の知名度向上及び観光客増加を図るためのイベントである。

平成 24 年度のおかやま城下町物語実行委員会の収支決算書の概要は以下のとおりである。

《収入の部》

(単位：千円)

科目	本年度決算額	備考
負担金	9,200	市 7,200 山陽新聞社 1,000 その他 1,000
その他	37	
合計	9,237	

《支出の部》

(単位：千円)

	科目	本年度決算額	備考
鳥城おしろあそび 1,490	賃金	301	人件費（アルバイト）
	役務費	665	会場設営費等
	委託料	250	イベント運営委託料
	その他	272	
鳥城灯源郷 2,647	賃金	782	人件費（アルバイト、担当教諭）
	役務費	722	会場設営費等
	委託料	405	イベント運営委託料等
	その他	737	
出合い de 灯源郷 537	賃金	117	人件費
	役務費	105	会場設営費
	委託料	42	イベント運営委託料
	その他	272	
宇喜多秀家フェス 2,526	賃金	496	人件費
	役務費	312	会場設営費
	委託料	300	イベント運営委託料
	その他	1,418	
鳥城初夢まつり 1,030	賃金	147	人件費
	役務費	435	会場設営費
	委託料	162	イベント運営委託料
	その他	286	
広告費	役務費	900	広告掲載料
事務費	その他	104	
	合計	9,235	

◎監査の指摘及び意見

[意見 30] に該当する

おかやま城下町物語実行委員会の事務局は、おかやま観光コンベンション協会が担っており、市ではおかやま城下町物語実行委員会に対する負担金の拠出内容の妥当性のチェックについて以下のように対応している。

- a 申請書類については所定の様式に沿ってチェックを行うこととなっているが、チェックマニュアルは作成していない。
- b 事業実施については連携して行っているため、現場にも出向き現地確認を行っている。
- c 監事監査報告書の提出を受け確認している、領収書の提出までは受けていない。
- d 負担金の対象経費については、申請書類でわかる範囲で確認している。

上述の方法では、おかやま城下町物語実行委員会の内部管理の状況（内部統制）を十分に理解していないため、不適切な支出が発生しやすい領域の特定が困難で、また具体的な支出状況を検証する機会が限られることから、支出内容の適切性、妥当性についての検証が不十分となる可能性が高く、仮に各事業において不適切な支出があったとしてもこれを発見できないリスクが相対的に高くなる。なお、監事監査を受けているものの、監事監査は財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなっており着眼点が異なることから、負担金の対象となった支出の妥当性が担保されるとまでは言い難い。

一方で、市によるチェック体制について、実務上は限られた人員、時間で実施せざるを得ないという制約条件について配慮する必要があり、証憑の全件チェックを行うといった方法を選択しても、実行が乏しいと考えられる。従って、以下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用することが望ましい。

- a 実行委員会の内部統制の状況についてヒアリングし、有効なチェック機能が備わっているか確認する。また、その過程で不適切な支出が発生しやすい領域を特定する。
- b 決算内訳等の経年比較分析や、重要数値に関する比率分析を行い、不整合や説明できない差異等が生じていないか確認する。
- c a 及び b の状況を踏まえ、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証憑チェックを実施する。

教育委員会指導課

◆岡山県小学校教育研究会負担金、岡山県中学校教育研究会負担金、岡山県高等学校教育研究会負担金

負担金名称		岡山県小学校教育研究会負担金		
負担金の拠出担当部署		教育委員会指導課		
負担金の目的		教育に関する研究・調査を助成し、小学校教育の振興に資すること		
負担金拠出先		岡山県小学校教育研究会		
負担金拠出先の概要		岡山県内の小学校に勤務する教職員をもって組織し、研究部会、支会を設置		
負担対象事業の概要		小学校教育の研究・調査、会員の研修、機関誌及び研究資料等の刊行等を実施		
負担金額（率）の算定根拠		会員数、学校数、学級数ごとに定められた金額を負担		
負担割合		市 26.7%、県 8.6%、他都市 57.2%、その他 7.5%		
負担期間	負担開始年度	昭和 39 年度		
	負担終了（予定）年度	未定		
	負担継続年数（～24 年度末）	49 年		
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
負担実績（千円）	2,997	2,995	3,036	

負担金名称		岡山県中学校教育研究会負担金		
負担金の拠出担当部署		教育委員会指導課		
負担金の目的		教育に関する研究・調査を助成し、中学校教育の振興に資すること		
負担金拠出先		岡山県中学校教育研究会		
負担金拠出先の概要		岡山県内の中学校に勤務する教職員をもって組織し、会員は研究部会に所属し中学校教育の研究、研修を実施		
負担対象事業の概要		中学校教育の研究、会員の研修、機関誌及び研究資料等の刊行等を実施		
負担金額（率）の算定根拠		会員数、学校数、学級数、校長数、教頭数ごとに定められた金額を負担		
負担割合		市 27.1%、県 12.1%、他都市 56.1%、その他 4.7%		
負担期間	負担開始年度	昭和 39 年度		
	負担終了（予定）年度	未定		
	負担継続年数（～24 年度末）	49 年		
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
負担実績（千円）	1,894	1,900	1,893	

負担金名称	岡山県高等学校教育研究会負担金		
負担金の拠出担当部署	教育委員会指導課		
負担金の目的	教育に関する研究・調査を助成し、高等学校教育の振興に資すること		
負担金拠出先	岡山県高等学校教育研究会		
負担金拠出先の概要	岡山県内の高等学校及び中等教育学校に勤務する教職員をもって組織し、会員は研究部会に所属し高等学校教育の研究、研修を実施		
負担対象事業の概要	高等学校及び中等教育学校後期課程における教育の研究調査、会員の研修、機関誌及び研究資料等の刊行等を実施		
負担金額（率）の算定根拠	各研究部会に所属する個人会員数及び研究部会ごとの学校会費		
負担割合	市 0.6%、県 10.5%、他都市 62.0%、その他 26.9%		
負担期間	負担開始年度	昭和 39 年度	
	負担終了（予定）年度	未定	
	負担継続年数（～24 年度末）	49 年	
拠出年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担実績（千円）	47	46	52

●各負担金の概要

岡山県小学校教育研究会負担金、岡山県中学校教育研究会負担金及び岡山県高等学校教育研究会負担金は、それぞれ、岡山県内の小学校、中学校及び高校に勤務する教職員をもって組織する教育研究会に拠出するものである。県内全体のうち岡山市立の割合分を市が負担している。それぞれの教育研究会は、会則によって選出された監事が証憑書類等の監査を行い、適正なものと認めた後、各教育研究会の役員会において承認されている。所管課は、この監事監査後承認を得た事業報告及び決算報告を受けている。

◎監査の指摘及び意見

[意見 30] に該当する

例えば小学校の場合には、岡山県小学校教育研究会へ負担金が拠出され、当該研究会から各部会や支会へ定額拠出されている。市は当該研究会から決算書入手している。

領収書のチェックや通帳の確認などは、各研究会で監査を行っているが、各研究会において第三者的な立場で検証できるような仕組みを整えるよう求めることが望ましい。

3. 交付金について

(1) 共通論点

該当事項なし

(2) 個別論点

消防局消防企画総務課

◆岡山市消防団運営交付金

補助金等名称		岡山市消防団運営交付金		
補助金等分類		交付金		
所管部署	個別の根拠規定等の所管部署	消防局消防企画総務課		
	申請・支給等の実務を担う部署	消防局消防企画総務課		
交付金の目的		地域防災活動遂行		
主な交付対象者		岡山市消防団		
交付対象者の区分		岡山市消防団（1 団本部、5 地区、100 分団）		
交付対象事業の概要		岡山市消防団活動経費		
交付金額（率）の算定根拠		県内及び類似都市の状況に基づき算定		
国・県等の補助制度の有無		無		
補助金等に占める割合		市 100%		
交付期間	制度開始年度	昭和 51 年度		
	制度終了（予定）年度	設定なし		
	制度継続年数（～24 年度末）	37 年		
交付実績	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額（千円）	11,850	11,850	11,850
	申請件数（件）	1	1	1
	交付件数（件）	1	1	1

●交付金の概要

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関であり、消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、災害発生時の災害防衛活動だけでなく、一般住宅における消火活動や

特に地震や風水害等の大規模災害時、林野火災時にも被害の拡大防止に活躍している。

岡山市消防団運営交付金は、消防組織法に基づいた、市の消防団の活動経費に対する交付である。

◎監査の指摘及び意見

【指摘 27】 交付対象経費として不適当なものは控えるべきである

飲食代については、災害現場や訓練及び出初式や夜警等の公式行事に限って交付対象経費として認められている。市は一人当たりの目安として 500 円を設定しているものの、一人当たり 1,000 円近いものもあった。公金の性格からして目安を大きく上回るものについては指導すべきである。

さらに、領収先が「酒の××本店」とあり、領収要因（お食事代として等）も記載されていないものもあった。交付金で酒類を購入しているような外観を呈しているため、このような支出は避けるように、市は消防団に対して適切な指導を行うべきである。

【指摘 28】 交付対象経費の妥当性を判断する情報を記載するよう指導すべきである

飲食代の支払書を確認したところ人数が記載されていないものがあつた。市は一人当たりの目安として 500 円を設定しており、金額的に妥当なものであるかどうかをチェックするために人数を記載するように指導すべきである。

第5．総括意見

今回の監査は、「第1．包括外部監査の概要 4．包括外部監査の方法（2）監査要点」（4頁）で述べているように5つの観点から実施してきた。その結果を概括すると、次のような問題点が見えてくる。

（1）補助金及び負担金等に係る申請、決定、交付等の事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているか。

一部において、合規性を判断するための補助金等交付要綱に不明確な部分があり、客観性を確保出来ていない面がある。

（2）補助金及び負担金等の対象は公益性の観点から適正であるか。

一部において、機会の公平性を担保するため、公募方式の導入やそもそもの補助対象事業者の範囲の拡大を検討することが望ましい面がある。

（3）補助金及び負担金等の対象団体（事業）からの実績報告のモニタリングは適切であるか。

一部において、補助事業者からの実績報告について事後検証の仕組みに課題があるものがある他、必要に応じて実施すべき実地調査がほとんど行われていないものがある。

今回の包括外部監査でも、対象経費として不適当なものとも捉えられかねないものが見受けられた。

（4）補助金及び負担金等の対象団体（事業）への指導・監督は適切か。

一部において、補助事業者に対して指導は十分ではない面があった。

今回の包括外部監査でも、補助事業者からの実績報告書の収支の記載が不正確なもの、補助対象経費の妥当性を判断する情報が欠けているもの、さらには必要な書類の提出が徹底されていなかったものが見受けられた。

(5) 補助金及び負担金等の検証（効果測定）やフィードバック、見直しは適切か。

一部において、継続的实施されている補助金等であるにも関わらず、次年度以降の改良へ結びつける材料が不足しており、効果測定が十分にはなされていない面があった。

今回の包括外部監査の結果検出された事項を踏まえると、補助金等を開始した当初は施策との関連性や効果、必要性が検討されたとしても、その後の環境の変化とともに、施策との関連性や効果、必要性が変化する場合がある。

補助金等は、施策との関連で有効なものであるとはいえ、その反対給付を伴わないという特性がある。その特性に対して、岡山市では現時点でも補助金等に対して検証していく仕組みがあり、「第3. 監査対象とした補助金等の概要 2. 市が執行する補助金等の概要（2）市における補助金等に関する見直しの取組状況」（11頁）に主なものを記載しているとおりである。しかし、それらの仕組みに対してさらに検討すべき点があると考ええる。

今後、岡山市の補助金等への取り組みとして、施策との関連性やその効果・必要性について絶えず検証していく仕組みの強化が必要であり、特に「補助金及び負担金等の検証（効果測定）やフィードバック、見直しの適切性」を重要視すべきである。実施体制は種々考えられるが、それらの検証の仕組みを改善して、さらに効果的に行われることにより、今後の岡山市の施策がより良いものとなることを期待する。